

計画本書 案 (R4 年度 12 月時点)

第 4 次 静岡市地域福祉基本計画  
(地域福祉計画・地域福祉活動計画)  
(第 2 期静岡市成年後見制度利用促進計画)

令和 5 年 3 月

静岡市・静岡市社会福祉協議会

## 目 次

第1章 計画の策定にあたって	
1 計画の概要	3
(1)策定趣旨	3
(2)計画の位置づけ	4
(3)2つの計画の関係性	5
(4)SDGs との関係性	6
(5)計画期間	7
2 地域福祉をとりまく現状	
(1)国の動向	8
(2)本市の状況	9
3 第3次計画の取組と評価	18
基本目標1	18
基本目標2	20
基本目標3	22
4 計画策定の方針	24
(1)市民アンケート結果／地区懇談会から見る地域課題	24
(2)今後の取組に必要な視点	25
(3)あるべき姿	26
みんなでつくり、みんなですすめる計画であるために	26
第2章 地域福祉基本計画	
1 計画の基本的な考え方	30
(1)基本理念	30
(2)5つの柱：基本目標	31
(3)施策体系	32
(4)イメージ図	33
2 計画を推進するための取組	34
(1)基本目標1 「育む」意識づくり	34
(2)基本目標2 「寄り添う」しくみづくり	36
(3)基本目標3 「参加する」場づくり	41
(4)基本目標4 「活かす」人づくり	43
(5)基本目標5 「続ける」つながりづくり	45

第3章 成年後見制度について（第2期静岡市成年後見制度利用促進計画）	48
1 はじめに	48
2 静岡市における制度の利用等統計データ	51
3 成年後見制度における市の課題	54
4 計画の成果指標	55
5 計画の体系	56
6 基本施策	57
7 計画の評価及び進行管理	60
第4章 計画の推進体制	61
1 計画の進捗管理	61
2 計画の推進体制	61
3 成果指標	61
資料編	
1 地域福祉を取り巻く現状 統計データ	63
2 会議の開催状況	78
3 地域福祉に関する市民アンケート結果	80
4 パブリックコメントの結果	113

# 第1章 計画の策定にあたって

---

## 1 計画の概要

### (1) 策定趣旨

本市では、平成17年度に第1次静岡市地域福祉計画を策定し、以降、令和4年度までの第3次地域福祉基本計画において、地域における身近な支え合いや、誰もが安心して暮らしやすい地域社会を目指す取組をすすめてきました。

こうした中で、本市だけでなく全国的に少子高齢化や人口減少がさらに深刻化し、長引く景気低迷や新型コロナウイルス感染症の流行等、新たな社会問題にも直面し、住民の安心した生活の維持がますます難しくなっています。

そのような厳しい社会状況だけでなく、価値観の変化や生活様式の多様化により、個人や世帯で抱える課題は、核家族化や8050問題、1人暮らしの高齢者の増加や生活困窮など多岐にわたり、それらが複雑に絡み合っています。

これらの課題は、これまでのように個人や家庭の中だけでは解決することが難しくなっており、地域のつながりや身近な住民同士の支え合いが、改めて必要とされています。

私たちの暮らす地域には、自治会・町内会や民生委員・児童委員など地域に根差した活動団体や、ボランティアやNPO団体などそれぞれの分野で活動する多様な主体がいます。日常生活の困りごとに隣近所の人気づいたり、災害時に地域で助け合えるよう日頃から地域で防災活をするなど、地域に住んでいる住民同士でいかに助け合い支え合うかが、地域課題の解決のための第一歩となります。

「支える側」「支えられる側」というこれまでの関係性を超えて、誰もが支え合い、誰もが主役となって居場所と役割を持てるような、地域社会の実現が求められています。

住み慣れた地域で、支え合いながら安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、住民や地域の関係団体、民間事業者や行政等が手を取り合って、地域づくりをするための計画として、ここに第4次静岡市地域福祉基本計画を策定します。



## (2)計画の位置づけ

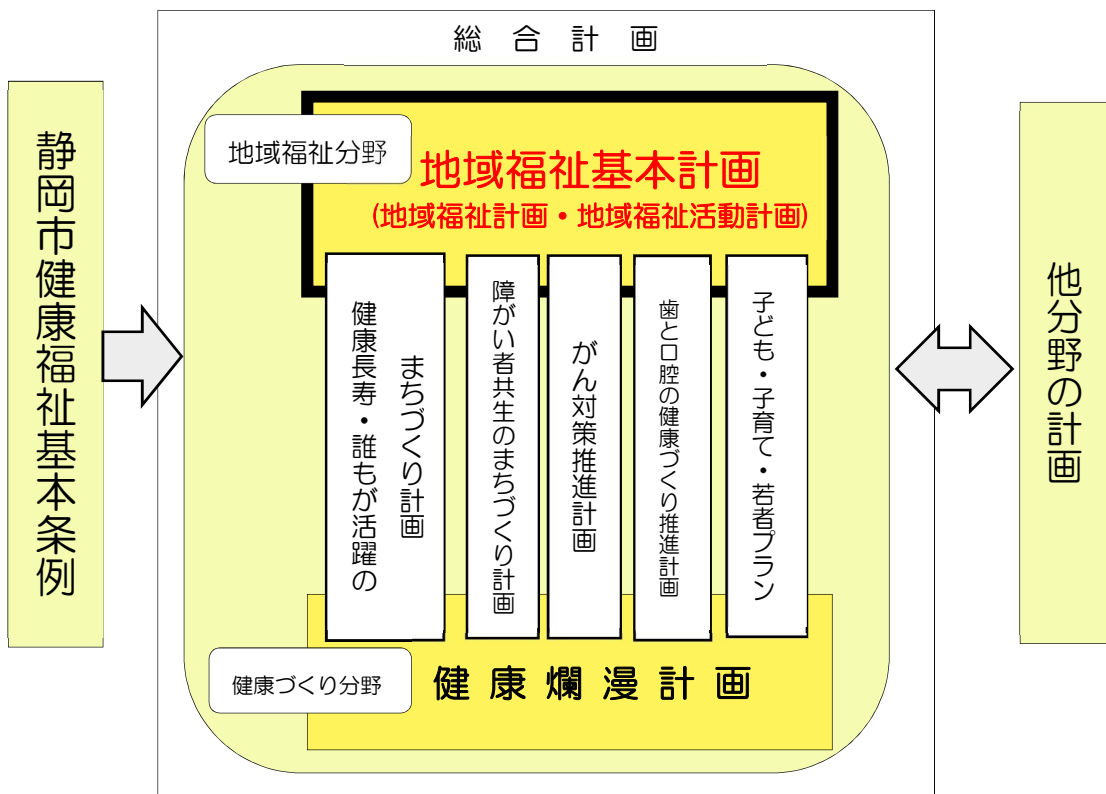
第4次静岡市地域福祉基本計画は、第3次までの計画と同様、社会福祉法第107条に定められる、市町村が地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画である「市町村地域福祉計画」と位置づけます。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく「市町村成年後見制度利用促進基本計画」について、地域福祉計画の目指す「地域共生社会の実現」の理念と共通するため、地域福祉計画に内包する計画とし、一体的に推進していきます。

(※成年後見制度利用促進計画については、第3章で詳しく掲載しています。)

また、地域福祉基本計画は、本市の第4次総合計画（令和5年度～12年度）の施策体系を踏まえ、地域福祉を推進することにより、関連する総合計画の目標を実現するものであり、第4次総合計画の内容と整合を図りながら策定しました。

健康福祉の分野の他の計画である「健康爛漫計画」「健康長寿・誰もが活躍のまちづくり計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」、「障がい者共生のまちづくり計画」、「子ども・子育て・若者プラン」など関係する諸計画とも整合を図り、地域福祉の観点から横断的に施策を進めることができるよう、相互に連携しながら計画を策定しています。



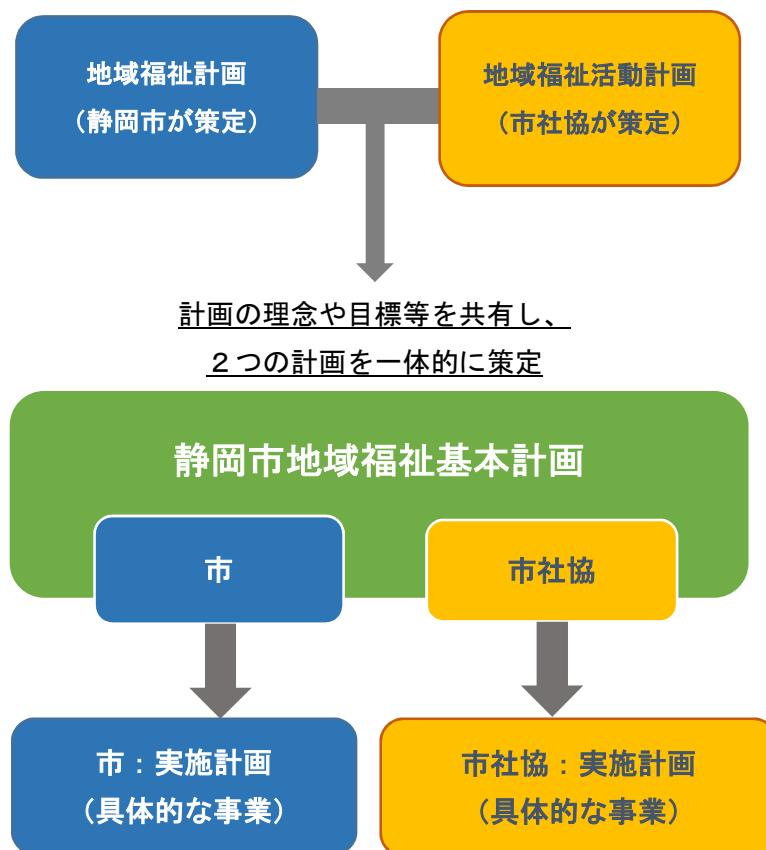
### (3) 2つの計画の関係性

地域福祉を推進する「静岡市地域福祉基本計画」は、行政の計画である「地域福祉計画」と静岡市社会福祉協議会の計画である「地域福祉活動計画」の2つの計画の総称です。

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置付けられ、地域住民や事業者、ボランティア等、関係団体との連携により地域福祉の推進において、地域の中核的な役割を担っています。

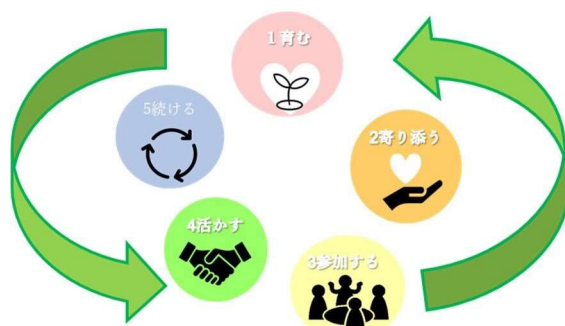
市民や地域の関係団体等と一体となって地域生活の課題への対応していくため、第3次計画（平成27年度～令和4年度）から、市の計画と市社協の計画を「静岡市地域福祉基本計画」として一体的に策定しています。

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」において、基本理念や基本目標を共通のものとし、車の両輪のように、片方だけで走り出すことがないように、同じ方向を向いて共に進むべきものとして計画を策定しています。



## 地域福祉計画

行政計画（市が策定するもの）で、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」



## 地域福祉活動計画

静岡市社会福祉協議会（社会福祉法第109条で定められる市町村社会福祉協議会であり、地域福祉を推進するための営利を目的としない民間組織）が策定する計画

## (4)SDGs との関連性

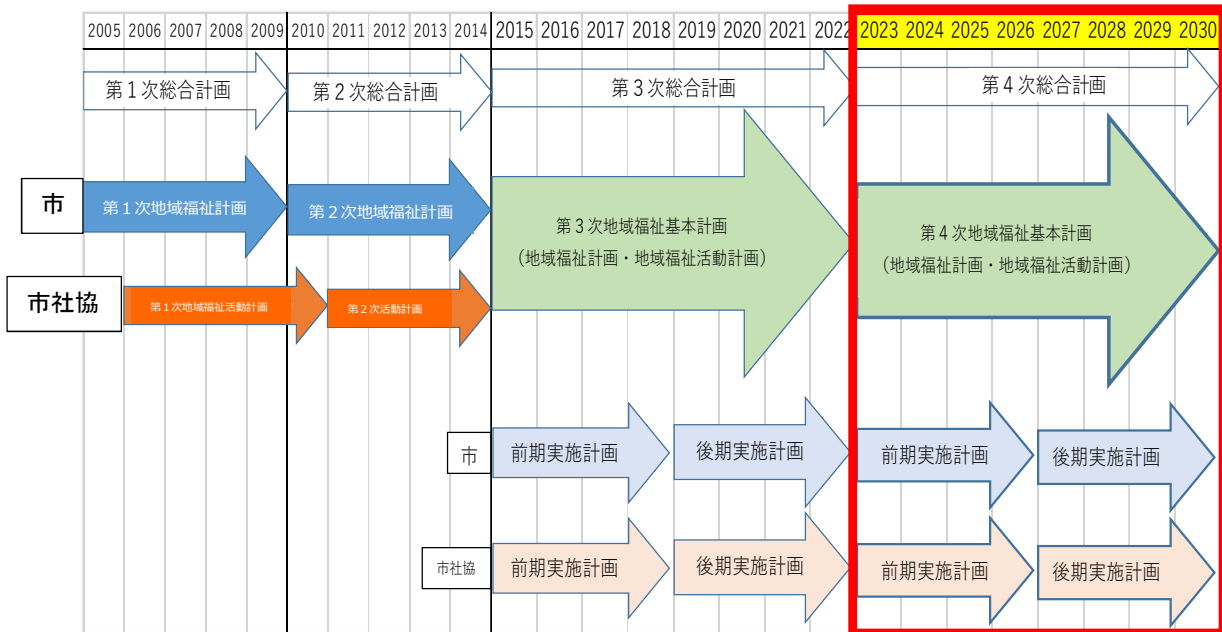
SDGs（Sustainable Development Goals）とは、「誰一人取り残さない」という理念のもと、持続可能な開発目標として平成27年に国連で採択された2030年までの国際目標です。

本市は平成30年にSDGs未来都市、SDGsハブ都市にも選ばれており、積極的にSDGsを推進し、日本・世界に向けて本市の取組を発信しています。このSDGsの理念は、国の目指す地域共生社会の理念や、本市の地域福祉の推進の考え方とも重なるため、本計画においては、SDGsの17のゴールを踏まえて関連性を示しながら、計画を策定しています。



### (5) 計画期間

平成 27 年度からの第 3 次計画から、本市の総合計画と期間をあわせ、8 年間の計画としています。第 4 次計画においても、総合計画とあわせ、令和 5 年度から令和 12 年度の 8 年間の計画とします。そのうちの 4 年間を前期・後期と分け、より具体的な個別の事業や成果指標等を定めた「実施計画」とし、前期 4 年の終了時に見直しを行い、後期実施計画を策定します。



## 2 地域福祉を取り巻く現状

### (1) 国の動向

#### ○社会福祉法の改正

国においては、社会福祉法に基づき、地域共生社会の実現を目指し取組を進めており、同法 106 条 3 において、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されています。また、令和 2 年に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するために新たな事業として「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

#### ○生活困窮者自立支援法

平成 27 年 4 月に生活困窮者自立支援法が施行され、福祉事務所設置自治体として、生活保護に至る前の生活困窮者への支援を実施しています。法に基づく、生活困窮者自立支援制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であり、市町村の地域福祉計画の中に位置づけて、計画的に取り組むこととして示されています。

#### ○成年後見制度利用促進法

認知症、知的障がい、精神障がいなどが理由で、判断能力が十分でなく財産管理や日常生活等に支障がある人たちの権利を守り必要に応じて支援をするのが、成年後見制度です。平成 28 年 5 月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」により、市町村は、国の「成年後見制度利用促進基本計画」を勘案して、成年後見制度の利用促進についての市町村計画を定めるよう努めることが規定されました。

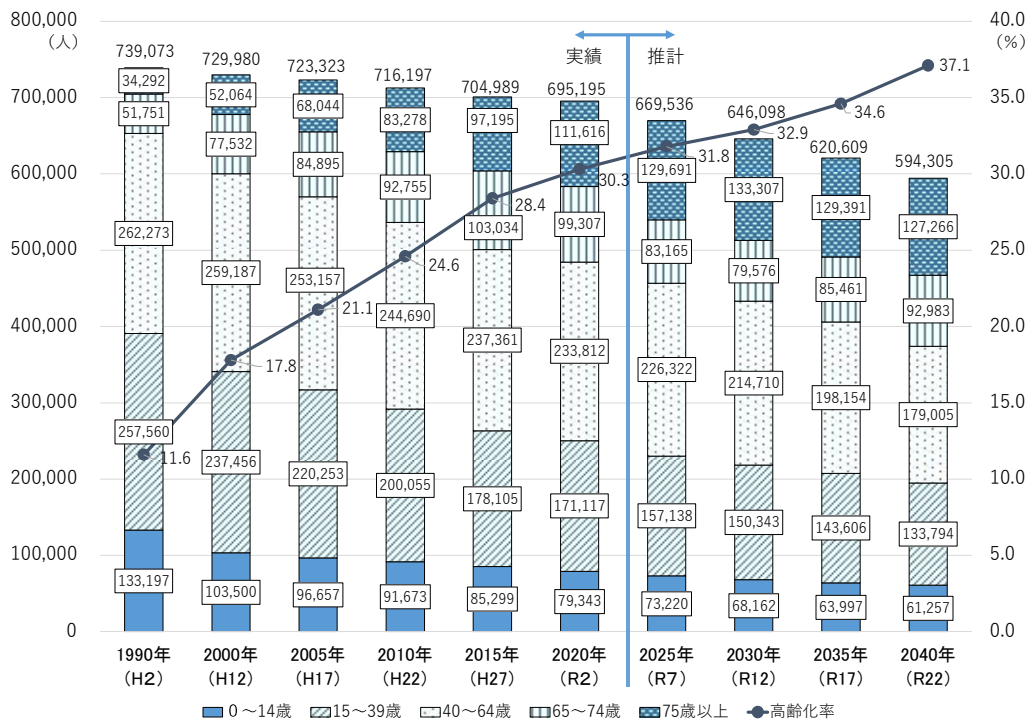
(2)本市の状況 (詳細は：P63～ 資料編グラフ参照)

**人口減少と少子高齢化**

2025年は団塊世代が75歳以上となり、2040年には団塊ジュニア世代が、65歳以上となります。**グラフ①「静岡市の人口の推移と将来推計」**からもわかるように、全国的に将来を担う世代の人口が減少していると言われる中、本市においても、令和22年には人口が60万人を割ると見込まれています。高齢化率も、年々上昇しており、令和22年には37.1%まで増加していくと推計されています。

また、75歳以上の後期高齢者が増加する一方で、生産年齢人口（15～64歳）が減少し、担い手不足が懸念されます。

グラフ①「静岡市の人口の推移と将来推計」



出典：平成27年までは総務省「国勢調査」、令和2年実績は静岡市調べ、推計は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2018年3月推計）」

**高齢者に関する現状**

高齢化が進む中で、高齢者に対する支援についての課題も多くあります。**P64、グラフ②「介護保険事業における要介護認定者数の推移」**からもわかるように、介護保険の要介護認定者数は年々上昇しており、令和7年には44,000人以上になると推計されています。高齢化の進展により、介護需要は確実に増大すると言えます。

また、P64、グラフ③「要介護認定率（年齢調整後）の推移」からもわかるように、要介護認定率（年齢調整後）も年々上昇しています。

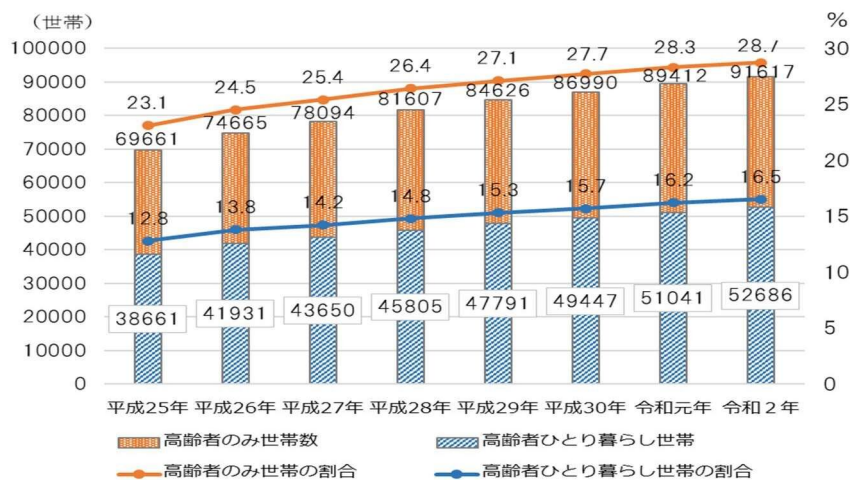
グラフ④「世帯数と一世帯あたりの人数」



出典：静岡市調べ

合わせて、グラフ④「世帯数と一世帯あたりの人数」、グラフ⑤「高齢者のみ世帯・高齢者単身世帯数の推移」から見ても、一世帯あたりの人数は平成2年から減少傾向にある一方で、高齢者のみの世帯や高齢者のひとり暮らし世帯が年々増加していることがわかります。

グラフ⑤「高齢者のみ世帯・高齢者単身世帯数の推移」



出典：静岡市調べ

また、高齢分野では特に、認知症のケアが強化されていますが、5人に1人が認知症高齢者になると言われており、本市においても認知症の高齢者数は平成29年から令和3年まで増加しており、高齢者人口に対する割合も平成29年の11.3%から令和3年で12.5%まで上昇しています。(P66、グラフ⑥「認知症高齢者数の推移」参照)

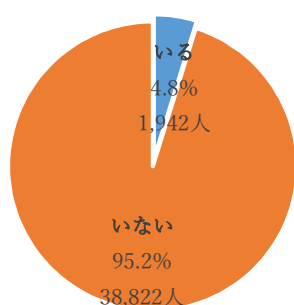
それに伴い、P66、グラフ⑦成年後見制度の利用者数、グラフ⑧成年後見制度の申立数も年々増加しており新規契約件数は、概ね増加傾向にあります。ま



た、日常生活自立支援事業についても、(P67、グラフ⑨日常生活自立支援事業の契約・実利用者数)直近2年間における相談件数は、約1.3倍となっており、利用者、利用希望者のニーズが高まっていることがうかがえます。

### 支援を必要とする人の現状

グラフ⑫ヤングケアラーの実態



ケアしている人の有無

国、県との比較

	静岡県調査		国調査
	静岡市	静岡県	国
小学生	5.8%	5.0%	6.5%
中学生	4.9%	5.0%	5.7%
高校生	4.0%	3.9%	4.1%
全体	4.8%	4.6%	4.8%

※県調査 令和3年11月から令和4年2月（小学校5・6年生、中学生、高校生）

※国調査 小6：2022.1月 中2・高2：2021.4月

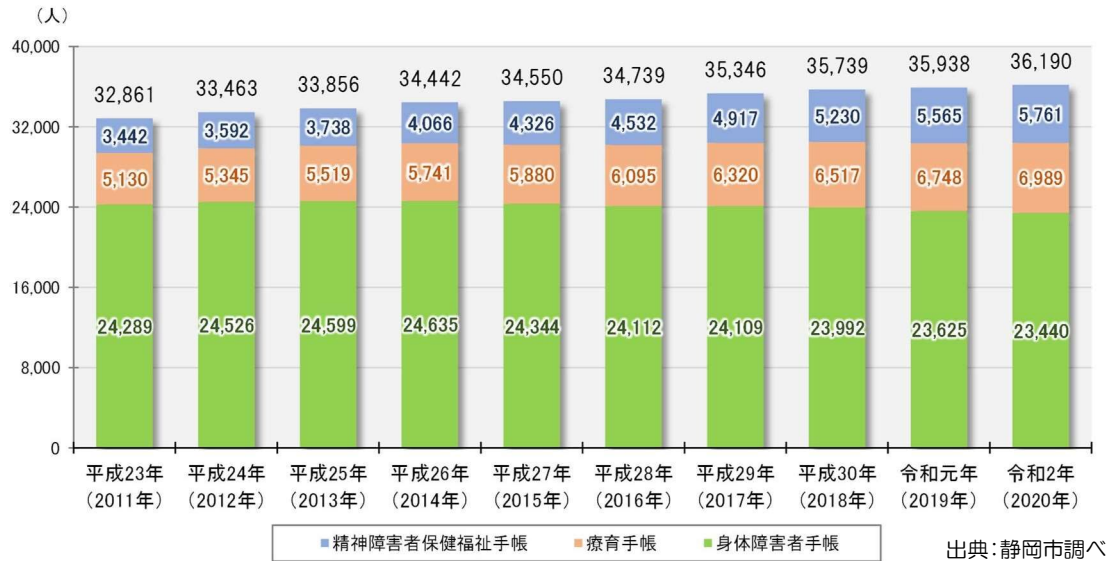
子ども・子育て分野においては、P68、グラフ⑩「平均初婚年齢・母親の第一子出生時平均年齢」のとおり、本市の平均初婚年齢、母親の第一子出生時平均年齢は高まっており、晩婚化、晩産化の傾向がうかがえます。それにより、子育てと親の介護を同時期に行うことになる「ダブルケア」などの問題が起こりやすくなります。

また、一方で P68、グラフ⑪「児童虐待に係る相談及び一時保護件数」や グラフ⑫「ヤングケアラーの実態」からもわかるように、虐待による相談件数の増加や、近年顕在化してきた「ヤングケアラー」についても課題として表れています。

静岡市のヤングケアラーの実態として、家族の「ケアをしている」割合は、全体のうち4.8%となっています。なお、学校ごとに国や本県と比較した結果は小学生が5.8%と、静岡県と比較するとやや高い割合となっています。

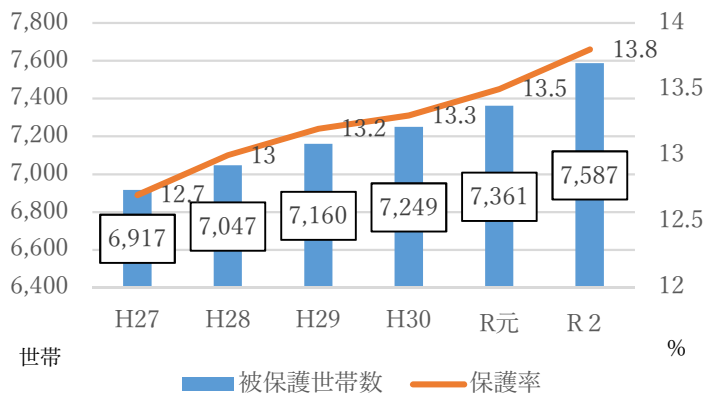


グラフ⑬障害者手帳所持者数の推移



グラフ⑬「障害者手帳所持者の推移」からもわかるように、障害者手所持者数は年々増加しています。また、身体障害者手帳所持者は減少している一方で、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳所持者は増加傾向にあります。

グラフ⑭生活保護被保護世帯数と保護率の推移



グラフ⑭「生活保護被保護世帯数と保護率の推移」からもわかるように、生活保護の被保護世帯数は、平成27年から増加しており保護率も年々上昇しています。長引く経済不況の影響を受けていることが考えられます。

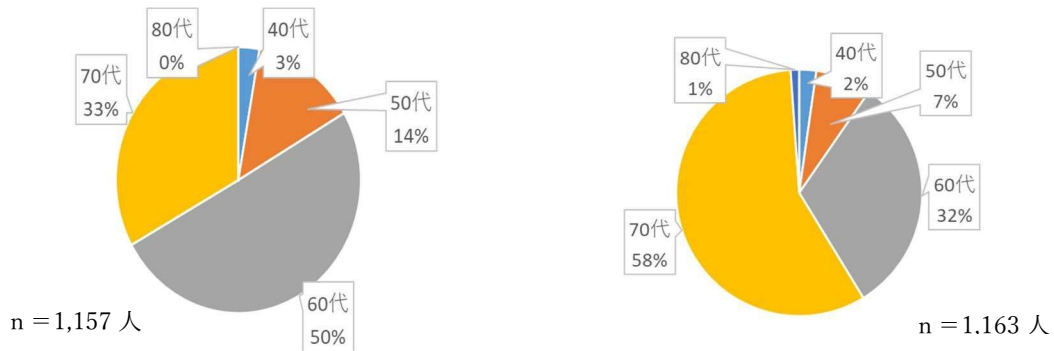
【出典】静岡市の福祉

## 担い手と地域活動の変化

グラフ⑩ 民生委員・児童委員における 70 歳以上の割合推移

(平成 25 年 4 月 1 日)

(令和 4 年 4 月 1 日)

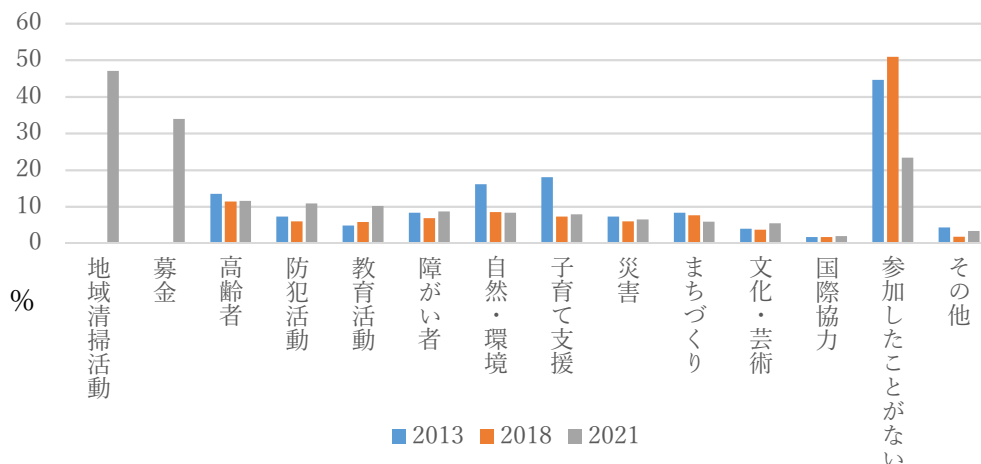


出典：静岡市調べ

グラフ⑩「民生委員・児童委員における 70 歳以上の割合推移」からみてもわかるように、民生委員・児童委員の年齢内訳を見ると、平成 25 年から令和 4 年で 60 代の割合が減り 70 代の割合が増えており、担い手が高齢化していることがわかります。

また、P71、グラフ⑪「民生委員・児童委員の認知度」からもわかるように 70、80 代以上は民生委員・児童委員について「いることも何をしているのかも知っている」人の割合が 5 割を超えています。高齢者にとっては馴染みがありますが、若い世代には制度としてあまり浸透していないことがわかります。

グラフ⑫ ボランティア活動の参加分野



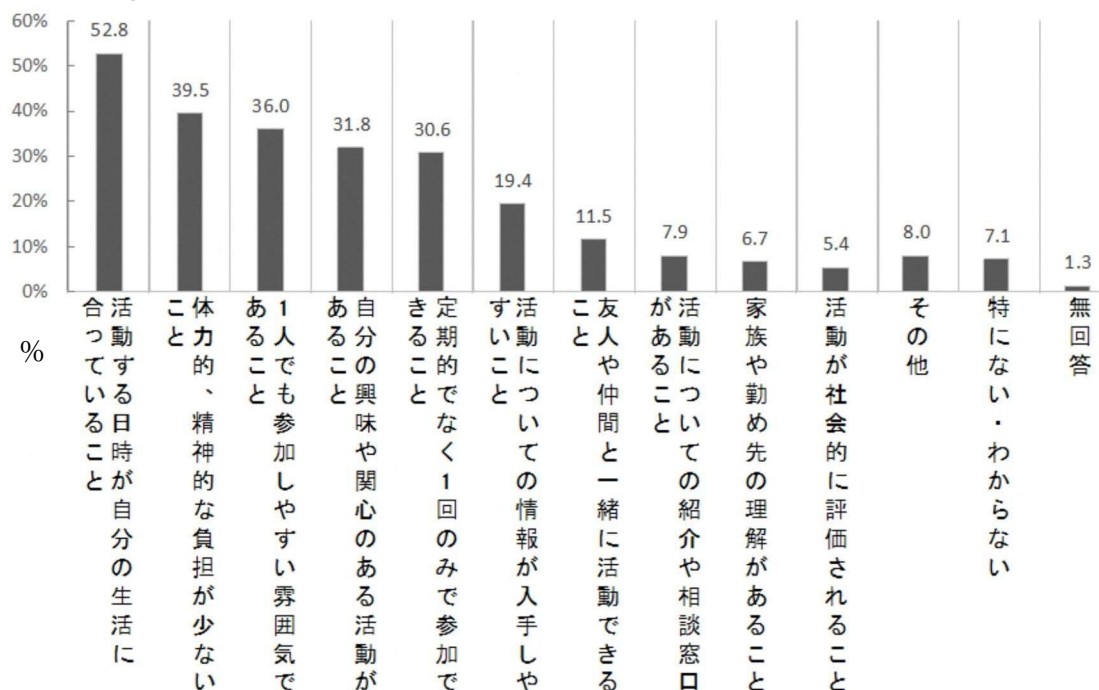
※2013、2018 年は「地域清掃活動」「募金」は調査項目に含んでいません。

【出典】R3 地域福祉に関する市民アンケート

グラフ⑳「ボランティア活動の参加分野」については、2021年の地域清掃活動と募金を除いては、各分野も大きな差はなく分散しています。2021年調査で追加した「地域清掃活動」は、町内会に加入している人にとって、参加しやすい地域活動として本市で浸透している地域活動の1つと言えます。また、「募金」は活動時間や活動内容に関わらず自由に個人の金額で選択することができるため、福祉への貢献という意味で、気軽に誰でもできる活動とも言えます。

また、グラフ㉑「どのようにしたらボランティア活動に参加しやすくなるか」からもわかるように、ボランティア活動に参加したくなる条件としては、活動する日時が生活にあっていることを望む人の割合が多いことがわかります。仕事や家庭で多忙な世代であっても活動をできる条件が合えば、ボランティア活動や地域活動に参加可能であるとも言えます。

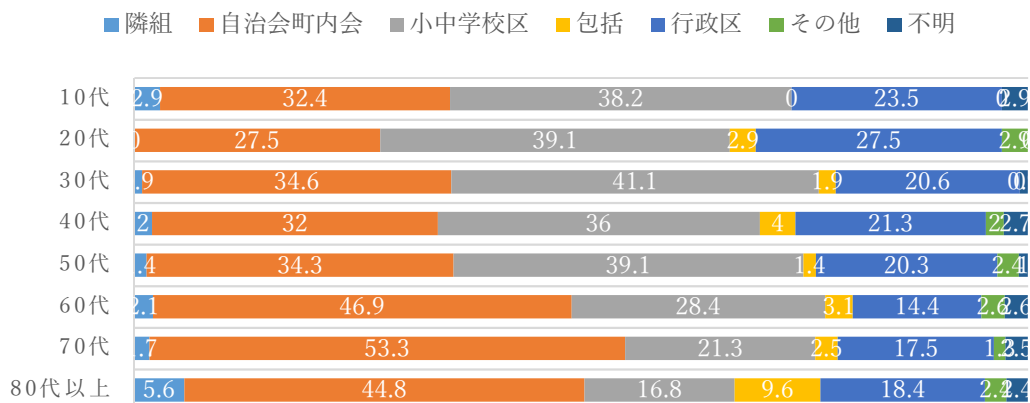
グラフ㉑どのようにしたらボランティア活動に参加しやすくなるか。



【出典】R3地域福祉に関する市民アンケート

## 地域課題、市の施策について

グラフ②「地域」とはどの範囲だと思うか。



【出典】R3地域福祉に関する市民アンケート

グラフ②『「地域」とはどの範囲だと思うか。』からもわかるように、「地域」の範囲をどこまでと捉えるかは、年代によって差があります。60代以上は「自治会・町内会」を地域と考える人の割合が高く、20代から50代は「小・中学校区」を地域と考える人の割合が高いです。町内会の最も小さい単位である「隣組」の割合はどの年代も低いことがわかります。

P75、グラフ③「自分の地域で困りごとや不安があるか。」からもわかるように、地域内の困りごとや不安については、担い手が少ないことや住民同士の関わりがないこと、地域のルールが守られていないなどが多い中、困りごとや不安は感じていない人の割合も高いです。単純に、地域の困りごとがないのか、困りごとだと感じていなかったり、関心がないという可能性もあります。

また、P76、グラフ④「最近の地域福祉の課題の中で、身の回りで話題になっていること。」を見ると老老介護以外の課題は、大きな差はなく分散しています。また、特にないという人の割合も高く、最近、地域福祉で一般的によく聞かれるようになった課題等については、特に身近に感じていない人が多いこともわかります。

一方で、P76、グラフ⑤「新型コロナウイルス感染症による影響」調査では、新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受けたことの調査では、自分や家族の感染の不安がもっとも多い割合で、それに次いで行動制限や対人関係の制限による心的ストレスを感じている人の割合が多いことがわかります。

グラフ⑯市の福祉施策についての評価



【出典】R3地域福祉に関する市民アンケート

グラフ⑯「市の福祉施策についての評価」を見ると、市の実施する施策について、いずれも割合は低く、「わからない・ない」の割合が非常に高い結果となっています。本市の地域福祉の取組が知られていない状況がわかります。福祉施策そのものを充実させるとともに、実施している施策の効果的な広報・周知が必要であることが言えます。

2章に掲載したその他のグラフについては、P63～77の「資料編 地域福祉を取り巻く現状 統計データ」を参照ください。

## グラファー一覧

- ①静岡市の人口の推移と将来推計
- ②介護保険事業における要介護認定者数の推移
- ③要介護認定率（年齢調整後）の推移
- ④世帯数と一世帯あたりの人数
- ⑤高齢者のみ世帯・高齢者単身世帯数の推移
- ⑥認知症高齢者数の推移
- ⑦成年後見制度の利用者数
- ⑧成年後見制度の申立数
- ⑨日常生活自立支援事業
- ⑩平均初婚年齢・母親の第一子出生時平均年齢
- ⑪児童虐待に係る相談及び一時保護件数
- ⑫ヤングケアラーの実態
- ⑬障害者手帳所持者数の推移
- ⑭生活保護被保護世帯数と保護率の推移
- ⑮静岡市ひきこもり地域支援センターの相談件数の推移
- ⑯民生委員・児童委員における70歳以上の割合推移
- ⑰民生委員・児童委員の認知度（年齢別）
- ⑱ボランティアの参加状況
- ⑲ボランティア活動の参加状況（世代別）
- ⑳ボランティア活動の参加分野
- ㉑どのようにしたらボランティア活動に参加しやすくなるか。
- ㉒「地域」とはどの範囲だと思うか。
- ㉓自分の地域で困りごとや不安があるか。
- ㉔最近の地域福祉の課題の中で、身の回りで話題になっていること。
- ㉕新型コロナウイルス感染症による影響
- ㉖市の福祉施策についての評価

### 3 第3次計画の取組と評価

平成27年度から令和4年度までの第3次地域福祉基本計画は、基本目標を以下のように定め、8年間を計画期間として地域の福祉について取り組んできました。

- 基本目標① 一人ひとりに必要な支援を提供できる環境づくり
- A 安心につながる支援の充実
  - B 適切な支援につながる取組の推進

#### 主な取組

障害や高齢者の福祉サービスなど多様なニーズに対応した支援を行うとともに在宅医療・介護連携協議会の開催や認知症疾患医療センターを整備するなど静岡型包括ケアシステムの推進に努めました。

また、成年後見支援センターの整備や市民後見人制度の開始など、権利を守る取組や生活困窮者の自立相談支援など必要な支援を提供できる仕組みを整えました。

#### 現状と課題

市民アンケートでは、「静岡市はセーフティネット(最低限の社会保障や生活保障のしくみ)が整備されているまちだと思う」市民の割合は、H25(2013) 32.0% → R3(2021) 41.4% と、上昇している一方、「普段生活する中で、特に悩みや不安は感じていない」人の割合は、H25(2013) 25.0% → R3(2021) 23.9% と、やや減少しており、最低限の生活保障の制度は進んできてはいるものの、日常生活においては、何かしら悩みや困りごとを抱えている人は減っていないことがわかります。

また、日常生活における悩みごとの内容は、H25年からR3年において変わらず、「健康のこと」「経済的なこと」が多いことがわかります。

悩みごとの相談先は、H25年からR3年において、「家族」「友人・知人」が圧倒的に多く、行政や市社協、民生委員・児童委員を相談先として選ぶ割合は少ないという結果は8年前から大きく変わりません。



- 引き続き、健康面や介護、障がいや生活困窮等の困りごとに対する福祉サービスを充実させる。
- 身近な相談窓口を充実させ、適切な支援先につなげる。
- 支援機関や地域とつながることができない人を「孤立させない」しくみをつくる。

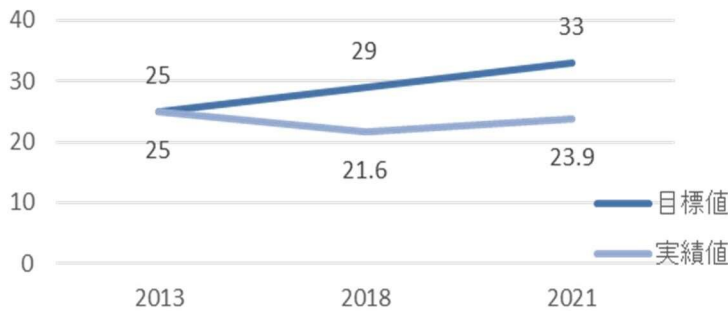


◎【成果指標】 セーフティネットが整備されているまちだと思える市民の割合

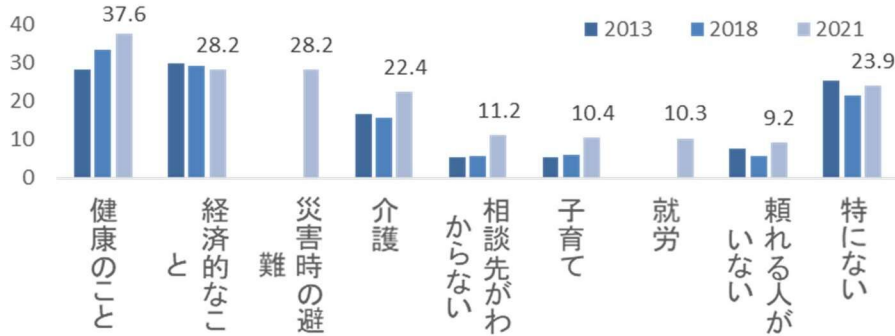
%	2013	2018	2021
目標	32.0	39.5	43.5
実績	32.0	39.5	41.4

※目標は2022年時点の数字

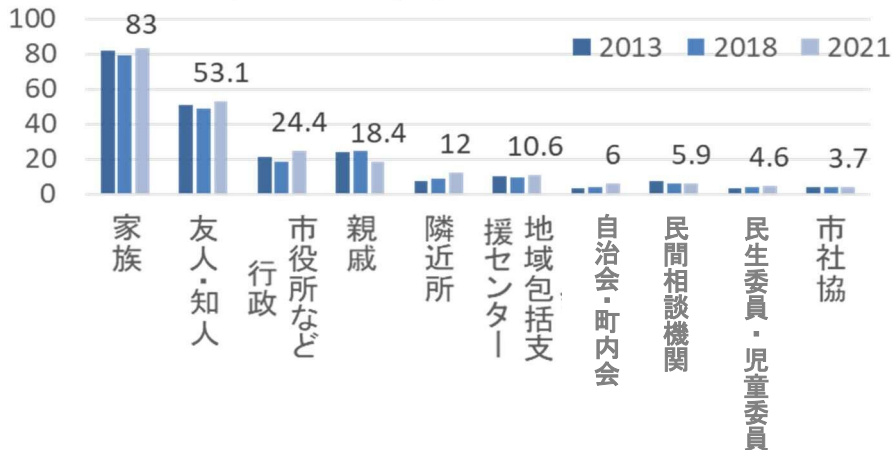
◎普段生活する中で、特に悩みや不安は感じていない人の割合(%)



◎日常生活の悩みや困りごとの内容(%)



◎困りごとの相談先の割合(%)





## 基本目標② 市民との協働による地域づくり

- C 地域活動の活性化の促進
- D 支え合える地域づくりの推進

### 主な取組

地区社協の活動支援や災害時要援護者避難支援制度の推進など地域の活動の支援を行うことや、老人福祉センターの運営やS型デイサービスの実施、子育て支援センターの運営など、地域の交流の場や機会の充実に向けて取り組んできました。

### 現状と課題

市民アンケートでは「防災訓練などの地域活動に参加する人」の割合は、H25 27.0% → R3 41.0% で増加傾向にあります。

また、S型デイサービス実施会場数は、H25 240会場 → R3 276会場と拡大しており、地域住民主体で行われる地域活動は、少しずつ活発化しています。

地域福祉交流拠点事業（地域福祉に関連する市民参加の交流イベントや講座等の事業）数も増加してはいるものの、R2年度からは新型コロナウイルス感染症の影響を受け、多くの人が集まって交流する機会が制限されたこともあり、新しい交流の方法や対人ではなくてもやりとりができるつながりづくりの新しい形が求められていると言えます。

また、「日常生活に困った時、地域で何をしてほしいか」の割合は、「災害時の対応」や「安否確認の声かけ」を求める人がH25年からR3年で変わらず多い傾向にあり、地域のつながりが薄れつつある中でも、災害時の助け合いや日常生活における安否確認の声かけは、地域住民同士で助け合いたいと望む声が一定数あることがわかります。

そのためには、自分の住む地域でどのような人が生活しているか、顔見知り程度やあいさつなどの声かけ程度でもつながりを持ち続けることが大切です。



- 地域住民同士の助け合い活動や災害時のネットワークづくりの促進。
- 地域住民が世代を超えて交流し、地域で支え合えるつながりが必要。
- 地域で活動するための拠点や活動できる機会を充実させる。

◎【成果指標】 地域活動(防災訓練など)に参加する人の割合

%	2013	2018	2021
目標	27.0	32.1	38.2
実績	27.0	31.0	41.0

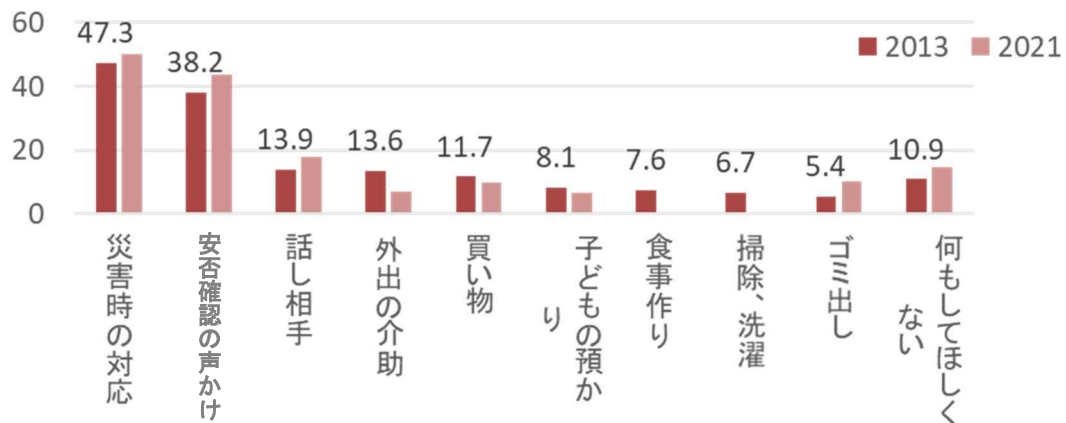
※目標は2022年時点の数字

◎【成果指標】 S型デイサービス実施会場数

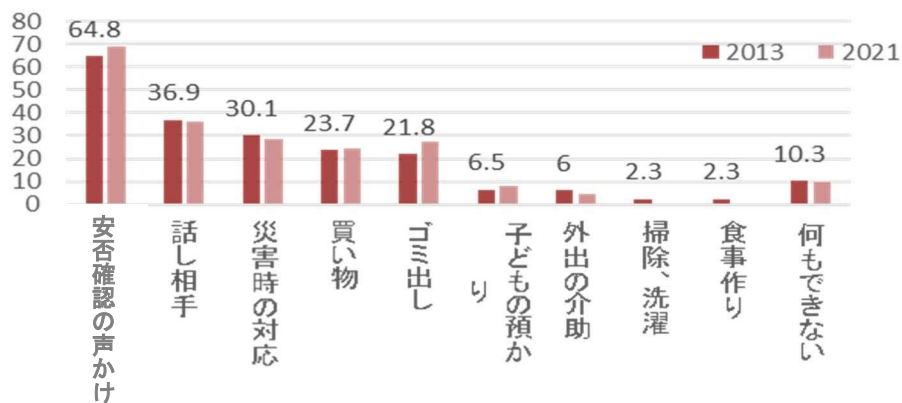
会場	2013	2018	2021
目標	-	275	290
実績	240	274	276

※目標は2022年時点の数字  
 ※2021年実績は新型コロナウイルス感染症による影響大

◎日常生活に困った時、地域で何をしてほしいか。(%)



◎地域で困っている人やその方や家族に対してできることは何か(%)



### 基本目標③ 地域福祉を担う人づくり

E 支え合いの担い手の充実

F 支え合いの意識づくりの推進

#### 主な取組

ボランティア等の生活支援の担い手の育成やネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター」の配置や、民生委員・児童委員に対する研修、65歳以上の元気なシニアによる介護施設等の地域貢献活動を行うことを推進する「元気いきいき！シニアサポーター事業」などを立ち上げ、担い手の育成と支援を行ってきました。

#### 現状と課題

市民アンケートでは、ボランティア活動や地域活動の参加状況として、「現在参加していて、今後も活動を続けたいと思う人」の割合がH25年24.5% → R3年36%と増えている一方で、「現在は参加しているが、今後は活動を続けたくないと思う人」の割合もH25年3.5% → R3年16.8%と増えていることがわかります。ボランティア活動そのものは8年前から比べると浸透してきたものの、現在ボランティア活動をしている人は、活動内容について現状に満足しているとは限らず、何らかの理由で活動を継続したくないと思っている人が一定数いることが課題です。

ボランティアの分野別の参加割合については、高齢分野と子ども分野において8年前と比較すると割合が減っており、目標値には達していません。

また、「自分の地域で今、何が問題だと思うか」の問いでは、8年前から「関わり合いの減少」や「担い手不足」が課題としてあがる中で、R3年は特に「課題がわからない」と感じる人の割合が増えていることがわかります。

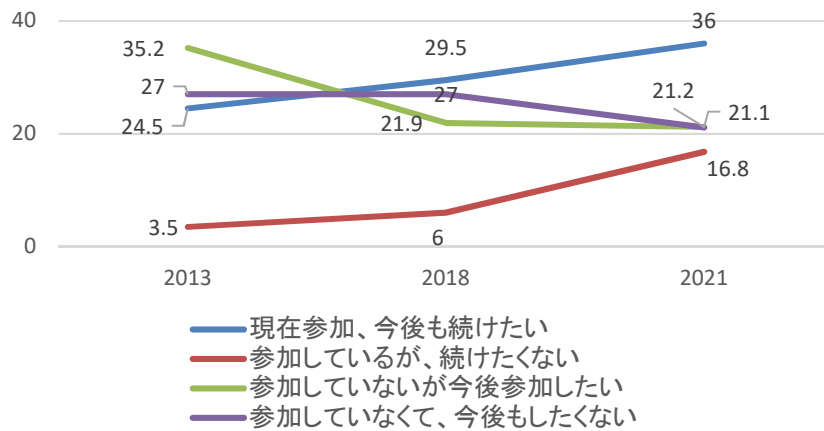


○地域の支え合いやボランティア活動の大切さを知る。

○地域の課題に気づき、「自分ごと」として捉え、解決する力をつける。

○地域福祉の担い手を育て、様々な世代が活動しやすい環境にする。

### ◎ボランティア活動や地域活動の参加状況(%)

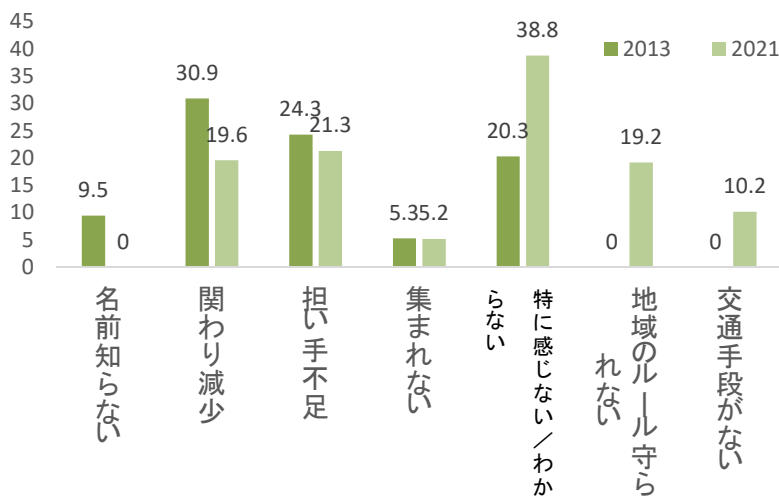


### ◎【成果指標】子ども、高齢者、障がい者に関するボランティア活動に参加している人の割合

%	2013	2018	2021
子ども(目標)	18.0	23.0	18.0
子ども(実績)	18.0	7.3	7.9
高齢(目標)	13.0	23.0	13.0
高齢(実績)	13.0	11.4	11.6
障がい(目標)	8.0	13.0	8.0
障がい(実績)	8.0	6.9	8.7

※目標は2022年時点の数字

### ◎自分の住んでいる地域で今、何が問題だと思うか。(%)



## 4 計画策定の方針

### (1) 市民アンケート結果／地区懇談会からみる地域課題

(地域福祉の意識について)

- ◆ 行政の福祉制度や社協の地域福祉活動が認識されておらず、地域で起きている困りごとについて「ない・わからない」の割合が一定数いる。市の実施している福祉施策の評価についても、「わからない」の割合が多い。
- ◆ 自分の住む地域の課題に無関心な人が多く、地域で起きていることを「自分ごと」として捉えている人が少ない。

(困りごとの相談支援について)

- ◆ 8050 問題やヤングケアラーなど、課題は多様化・複合化しており、認知症高齢者の増加により権利擁護支援の必要性が高まっている。
- ◆ 困りごとがあっても声があげられず、支援が必要な人に適切な支援が届かずに、社会的に孤立してしまう。

(担い手不足、地域活動について)

- ◆ 自治会・町内会の担い手が高齢化している。
- ◆ 民生委員・児童委員の新たな成り手の確保が難しい。
- ◆ ボランティア活動や地域活動の参加者は一定数いるが、若い世代の参加は少なく、参加しやすい活動を見直す必要がある。

(地域のつながりについて)

- ◆ 社会情勢の変化やライフスタイルの変化で、人々の価値観も変わる中で、従来の地縁組織の活動維持が困難になり、地域の結びつきが希薄化しつつあると言われている。
- ◆ その一方で、安否確認や災害時の助け合いなど、身近な地域での支え合いは今も変わらず必要とされている。

## (2) 今後の取組に必要な視点

市民アンケート結果や地区懇談会での意見、第3次計画の振り返り等から、今後の取組の視点を以下のように整理します。

○自分以外のことにも関心を持ち、違いを認め合い支え合う心の醸成。

→ 地域住民が課題に気づき、考え、行動できる「意識」

○多様化する困りごとに対応できるきめ細やかな福祉サービスの充実や、身近な相談窓口の整備。

→ 支援が必要な人に、適切な支援が届く「しくみ」

○多世代が交流、活動できる居場所や機会があり、誰もが主役となって生涯において活躍することができる社会。

→ 一人ひとりが生きがいを持ち、誰もが参加できる「地域活動」

○地域活動の参加者が固定化せず、新たな担い手や資源が育つ地域。

→ 様々な世代の担い手が育ち、地域活動の主体となる「人」

○「支える側」「支えられる側」の垣根を超え、地域住民同士が活動をとおしてつながり、連携が続いていく社会。

→ 地域の多様な主体が連携し、助け合いが循環する「つながり」

これらの視点の中で、特に他者への関心や理解を深め、「地域福祉の意識を持つこと」が計画を推進する上で、大切な視点であると考えます。

私たちは、地域との関わり合いの深さや方法は皆異なりますが、少なからず、自分が暮らしている「場所」を安心して安全に「生活」できる拠点として維持しています。それぞれの地域での普段の生活を、暮らしやすくするためにお互いに近くの人と助け合ったり気づかいあったりする、という考え方が「地域福祉」です。一部の人だけが「地域福祉」を担うのではなく、地域に住むすべての人でつくり上げるものだという意識を持つことが大切です。

地域の住民同士が、互いを尊重し支え合いながら、その人らしく安心して暮らしを送ることができるように、一人ひとりができることから始める、それを具体的に示したのがこの「地域福祉基本計画（地域福祉計画・地域福祉活動計画）」であると考えます。

この第4次地域福祉基本計画においては、「地域福祉とは何かを住民が理解し考えることこそが、地域共生社会実現の第一歩になると捉え、「地域福祉の意識の醸成」が他の施策へも波及する原動力になると位置づけています。

(3)あるべき姿 ～これからの8年間に向けて、どのような地域にしたいか～

誰一人取り残されることなく、静岡市に暮らす全ての人が、その人らしく生きることができ、住み慣れたその場所にこれからも住み続けたいと思うことができる地域づくりを、住民が主体となって目指します。

第4次地域福祉基本計画における基本理念を次のように掲げます。

だれもが ここで暮らし続けたいと思う 地域をめざして  
～ みんなでつくる とともに支え合うまち しずおか ～

第2章では、基本理念とそれを実現するための基本目標について、詳しく説明します。

～ ちょっと ひといき🍷 ～

みんなでつくり、みんなですすめる計画であるために・・・

◎どのようにしてこの計画を策定したのか。

この計画を策定するにあたり、市民の皆さんの意見を様々なかたちでお伺いしました。

・市民 3,000 人の無作為抽出による「地域福祉に関するアンケート」  
令和3年 10月実施 ※詳細については資料編を参照

・地区懇談会  
(葵区) 令和3年 11月 一番町地区、安東地区  
(清水区) 7月 清水地区  
10月 江尻地区、興津地区

・地区アンケート  
(葵区) 10月 賤機北地区  
(駿河区) 10月 西豊田地区、久能地区、南部地区

・地域の団体向けアンケート  
令和3年 9月 469 団体あて

・計画策定会議に市民公募委員の参画  
静岡市健康福祉審議会地域福祉専門分科会15名うち 市民委員3名

・パブリックコメント募集 令和4年 12月実施



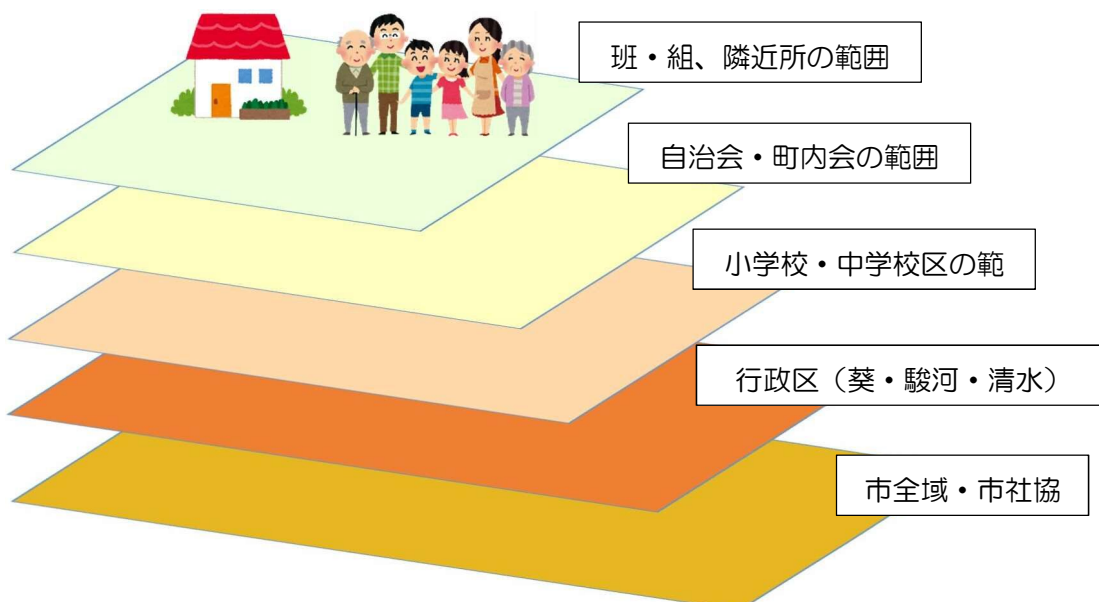
◎この計画の中で出てくる「地域」とはどこをいうのか。

P82 のアンケート結果からもわかるように、「地域」と一言で言っても、人によってその範囲の捉え方は様々です。

「隣近所」から広くは「静岡市全体」まで、活動の範囲や内容によって、「地域」の範囲を柔軟に捉え、それぞれの課題に応じた福祉施策を推進していきます。

静岡市全体	範囲：大 ↑	
行政区		
保健福祉センター		
日常生活圏域 (地域包括支援センター圏域)		
中学校区		
小学校区		
自治会・町内会		範囲：小
班・隣組		

「圏域の考え方について」





◎誰がすすめる計画なのか。

地域福祉基本計画は住民主体で進める計画ですが、市社協や行政、地域の民間企業など様々な主体が「役割」を持ち、一丸となって計画をすすめます。

**市民の役割**・・・行政や市社協、地域活動団体等の発する地域福祉に関する情報をつかみ、必要なサービスを受けたり相談支援の制度を活用したりします。また、地域の課題に関心を持ち、支えられる側としてだけでなく、ときには支える側として地域活動に積極的に参加します。隣近所や周辺住民と、日常的なあいさつや安否確認ができる関係を築き、助け合い・支え合いの気持ちを持って接します。

**地域活動団体の役割**・・・私たちの暮らす地域には、自治会・町内会や老人クラブや子ども会などの様々な団体が、地域住民にとって最も身近な活動体として存在しています。地域住民が交流できる居場所づくりや、地域課題を共有するための懇談会等の運営などを主体的に担い、地域の様々な問題に向き合い活動しています。

**地域にある企業や、学校等の役割**・・・私たちの生活している地域には様々な民間企業や事業所があります。また、地域に拠点をおく大学などの教育機関も、地域の重要な構成員です。それらの団体は、それぞれの特性を活かし、地域と連携・協力することで、地域活動の新たな「担い手」にもなることがあります。

**静岡市社会福祉協議会の役割**・・・社会福祉協議会は、地域福祉活動を推進する、営利を目的としない民間団体です。各種福祉サービスの提供や、身近な相談窓口の設置や、ボランティア団体や市民活動団体の活動支援を行っています。社協は、地域の多様な社会資源とネットワークを有しており、住民と様々な活動団体とをつなぐ役割もしています。地域福祉を推進する主体として、様々な世代に向けての福祉教育を行っています。

**市（行政）の役割**・・・市は、住民に最も身近な基礎的行政機関として、福祉だけでなく、医療や経済、環境や教育、防災やまちづくりなど、様々な分野で、住民が安心して生活できるよう制度等を整備し、行政サービスを提供しています。地域福祉に関する様々な情報の発信や、福祉に関する広報啓発活動も行っています。

このように地域福祉の推進のためには、立場が違う全員が主役となり、それぞれの得意分野や強みを生かして、連携・協力しながら「みんなで」すすめていく必要があります。



## 第2章 地域福祉基本計画

### 1 計画の基本的な考え方

#### (1)基本理念

「だれもが ここで暮らし続けたいと思う 地域をめざして」

～ みんなでつくる とともに支え合うまち しずおか ～



だれもが	SDGsの基本理念でもある「誰一人取り残さない」という包摂的な意味が含まれており、静岡市に暮らす全ての人が対象であることを表しています。
ここで～と思う	一人ひとりが思う暮らしたい場所は、場所そのものであったり、心地よさであったり、大切にしていることには違いがあります。「この学校区内で暮らしたい」、「愛着があるこの家で暮らしたい」「静岡市に住み続けたい」など、それぞれの思いを尊重することを表しています。
暮らし続けたい	どんな生活環境の状況においても、安心できる場所で役割をもちながら、自らの意思で暮らしつづけたいと思える場所を表しています。
地域をめざして	子どもから高齢者まで一人ひとりが様々な立場で主体的に、自分たちのための地域をつくっていくことを表しています。

(2) 5つの柱：基本目標

基本理念を推進するために、以下の5つの基本目標を柱として、計画を整理します。

1. 育む ～意識づくり～

多様性を認め合う心を育てます

【福祉教育】



2. 寄り添う ～しくみづくり～

一人ひとりが望む支援を届けます

【包括的支援】



3. 参加する ～場づくり～

誰もが地域活動に参加し、自分たちの地域をつくります

【活発な地域活動】



4. 活かす ～人づくり～

一人ひとりのできることを活かします

【地域活動の担い手支援】



5. 続ける ～つながりづくり～

支え合えるしくみを持続させます

【多様な主体の連携と継続】



(3) 施策体系

基本理念

だれもが「いいで暮らし続けたいと思う 地域をめざして

みんなできるとともに支え合おうまち しずおか

基本目標

取組の視点

育む

～意識づくり～  
多様性を認め合う心を  
育てます



【福祉教育】

多様性を認め合うことの大切さを多世代で共有します

支え合いの心を持ち、自分自身にもできることを探して  
行動します

寄り添う

～しくみづくり～  
一人ひとりが望む支援を  
届けます



【包括的支援】

一人ひとりの思いを尊重し、誰もが安心して生活できる  
ように支援します

成年後見制度利用促進計画

悩みや困りごとを一人で抱え込まず、適切な支援先へ  
相談できる仕組みをつくります

複合的な問題に対応する分野を超えた支援体制を構築し  
ます

参加する

～場づくり～  
誰もが地域活動に参加し、  
自分たちの地域をつくり  
ます



【活発な地域活動】

地域住民が世代を超えてつながり、交流します

住民自身が地域の課題に向き合い、解決していく「地域  
力」を培います

社会参加の場を増やし、誰もが生涯をとおして活躍でき  
る地域をつくります

活かす

～人づくり～  
一人ひとりのできること  
を活かします



【地域活動の  
担い手支援】

世代を問わず個々の地域住民ができることを活かします

地域活動の担い手が活動しやすい環境を整えます

地域にある様々な社会資源を発掘し、活用します

続ける

～つながりづくり～  
支え合える仕組みを  
持続させます

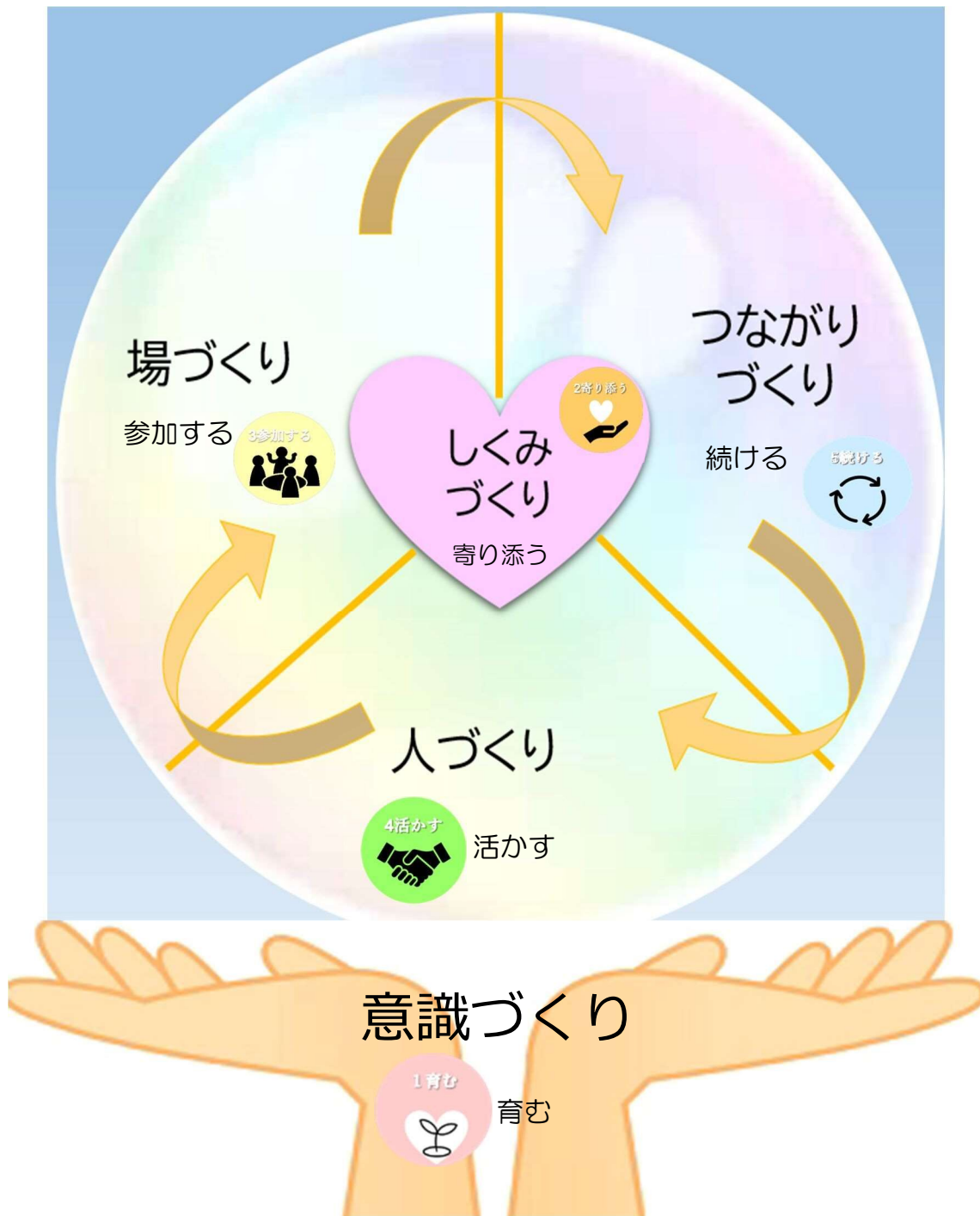


【多様な主体の  
連携と継続】

地域住民が主体となって支え合い活動を持続させます

地区社協等、地域を基盤として活動する団体や企業などがつ  
ながり、互いの特性を活かして活動を一体的に行います

32 地域活動と専門的支援が連携し、災害時にも機能する  
地域ネットワークをつくります



## 2 計画を推進するための取組

1育む



### (1)基本目標1

「育む ～意識づくり～ 多様性を認め合う心を育てます【福祉教育】」

基本目標1では、多様性を認め合える共生社会を目指すため、福祉への関心を深め、自分以外の人を理解し、思いやる心を育む意識づくりに取り組みます。

#### ◇取組の視点1-1◇

##### 多様性を認め合うことの大切さを多世代で共有します

一人ひとりが「当たり前」と感じていることは、人によって感じ方が違うことがあります。誰一人取り残さず、一人ひとりの「ふだんのくらしのしあわせ」を守るためには、互いを認め合い、思いやる心が必要です。地域にはどのような人が暮らしているのかを知り、それぞれの違いや特性を認め、自分以外の周囲の人と支え合うことの大切さについて、世代を問わず共有していきます。

#### <具体的な取組>

- 差別や偏見をなくし、地域には様々な人が生活していることを知る。(住民)
- 福祉に関する広報啓発や情報発信を積極的に行い、住民が世代を問わず「地域福祉」について考えられる機会をつくる。(行政・市社協)

⇒ 地域福祉に関する事業の広報や情報発信  
人権啓発事業 等





◇取組の視点1-2◇

支え合いの心を持ち、自分自身にもできることを探して行動します

自分たちが「暮らし続けたい」と思える地域は、行政や市社協だけで作るものではなく、地域住民一人ひとりの気づきや行動が必要不可欠です。地域や身の回りの人との関わり合いのなかで、自分以外の人の視点に立ち、できることを見つけたり、考えたりする機会をつくります。さらに、それを行動にうつし、できることから始められる力をつけます。

<具体的な取組>

○高齢者や障がい者など様々な立場の人と、交流する機会や話を聞く機会を持ち、状況を理解する。(住民)

○ゆずりあいや声掛けなど、自分自身にできることを見つけ、行動する。(住民)

○支え合いの心を育み、行動におこせるよう地域福祉の大切さについて啓発、周知する。(行政・市社協)

⇒ 学校現場や地域における「福祉教育」の推進  
ユニバーサルデザインの普及

等



SDGsの視点👁👁



基本目標1は、多様性を認め合う心の醸成です。「すべての人に健康と福祉を」「平和と公正をすべての人に」などのSDGsのゴールとも関連しています。





## (2)基本目標2

「寄り添う ～しくみづくり～ 一人ひとりが望む支援を届けます

【包括的支援】

基本目標2では、世帯や個人で抱えている困りごとに対して、行政や市社協、その他関係団体等が支援を届けられるしくみづくりについて掲げています。一人ひとりが望む支援を届け、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けられる地域社会を目指します。

### ◇取組の視点2-1◇

一人ひとりの思いを尊重し、誰もが安心して生活できるように支援します

子育て、介護、経済的なことや健康のことなど、日常生活で抱える困りごとは、生活状況や世代によって変化し、必要な支援はそれぞれ違います。誰もが安心して自分らしく暮らすために、一人ひとりの思いに寄り添ったオーダーメイドの支援ができるよう、福祉サービスを充実させ、きめ細やかな支援を届けられるしくみを整えます。

#### <具体的な取組>

- 日常生活に必要な個別の福祉サービスを充実させ、それらの情報をわかりやすく提供する。(行政・市社協)
- 誰もが持つ権利を守るために、権利擁護の意識を高めるほか、判断能力に不安がある方の健康福祉や日常生活に関する支援を行う。(行政・市社協・住民)
- 自立相談支援の窓口を開設し、生活に困窮している人が自立した生活が送れるよう、助言等を行い伴走型の支援を行う。(行政・市社協)
- 福祉サービス等の提供者である社会福祉法人や施設の事業者などに対し、サービスの点検や改善の指導や監査を行う。(行政)

⇒ 生活困窮者自立支援事業、住居確保給付金事業、各種福祉サービス  
権利擁護（成年後見制度利用促進、日常生活自立支援事業）  
社会福祉法人監査 等

#### ※「成年後見制度利用促進事業」について

成年後見制度とは、高齢や障がいなどにより日常生活や財産管理において、判断能力に不安がある方の権利を守り、安心して暮らしていくための方法です。静岡市は成年後見利用促進計画についても、今回の計画から地域福祉基本計画に内包し、地域共生社会の実現のための重要な施策の一つとして位置づけ、一体的に推進することとしています。第3章(P48)でも詳しく掲載しています。



◇取組の視点2-2◇

悩みや困りごとを一人で抱え込まず、適切な支援先へ相談できる仕組みをつくりま

地域には、高齢・障がい・子育て・生活困窮等の世帯や、独居・ひきこもり・孤立・虐待など、支援を求めている人たちが住んでいます。困りごとがあっても、相談先がわからなかったり、制度を知らなかったりして、適切な支援にたどり着くことができない場合があります。悩みや困りごとを一人で抱え込まず、誰かに相談できるための仕組みをつくり、地域住民と専門機関が連携し、適切な支援につなぎます。

<具体的な取組>

○分野を越えた相談に対して、適切な支援先につなげるしくみをつくる。

(行政・市社協・住民)

○身近な相談窓口を充実させ、相談先がわかるよう制度を周知する。(行政・市社協)

○当事者や家族が共通の悩みを相談できる場をつくる。(行政・市社協)

○困りごとの相談に対し、適切な支援を提供できるようヒアリングや対応方法について職員の能力向上を図る。(行政・市社協)

⇒ 各種相談窓口の充実、  
相談支援体制の整備と制度の周知 等



SDGsの視点👁👁



基本目標2は、困りごとに寄り添う「包括的支援」です。一人ひとりが望む形の支援を届けることは、誰一人取り残さないという目標とも共通しています。

◇取組の視点2-3◇

複合的な問題に対応する、分野を超えた支援体制を構築します

社会情勢の悪化や価値観の多様化などで、これまでの制度では対応できないような8050問題やヤングケアラーなど、より複雑な課題が顕在化してきました。それらの複合的な問題や制度の狭間の問題を解決するために、福祉専門機関のみならず、多業種・多職種で連携し、属性や世代に捉われることなく相談を受け止められる支援体制を構築します。

＜具体的な取組＞

○複合的な課題に対して、属性や世代に関わらず丸ごと受け止める、断らない相談事業を行う。(行政・市社協)

○複雑化した課題について、分野を越えて連携して支援できる包括的な支援体制を構築する。(行政・市社協)

○支援が必要な人に対してアウトリーチ事業や参加支援事業などを通じて、社会とのつながりをつくり、伴走的な支援を行う。(行政・市社協・住民)

⇒ **重層的支援体制整備事業** (次のページで詳しく説明しています。)

ヤングケアラーとは・・・

法令上の定義はありませんが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされています。

例えば、障がいや病気のある家族に代わり料理や洗濯などの家事、幼いきょうだいの世話や、目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしていることなどがあります。

このように日常的に家族のケアをすることにより、ケアする子どもや若者は自分自身の時間がなく、勉強をする時間が充分に取れない、ケアについて話せる人がおらず孤独を感じてしまう、睡眠が充分に取れず健康状態にも影響するなど、様々な問題を抱えています。

ヤングケアラーの背景には、ケアを要する家族の存在があり、ケアを要する理由が多岐にわたることから、児童福祉の分野だけでなく、障がい福祉、高齢者福祉、教育等の複数の領域におけるケアを要する家族に対する支援が必要であり、多機関連携による支援体制を構築することが必要です。

本市としても、ヤングケアラーの早期発見・把握と関係機関が連携できるよう、ガイドラインを定めヤングケアラーやその家族への支援を推進していくこととしています。

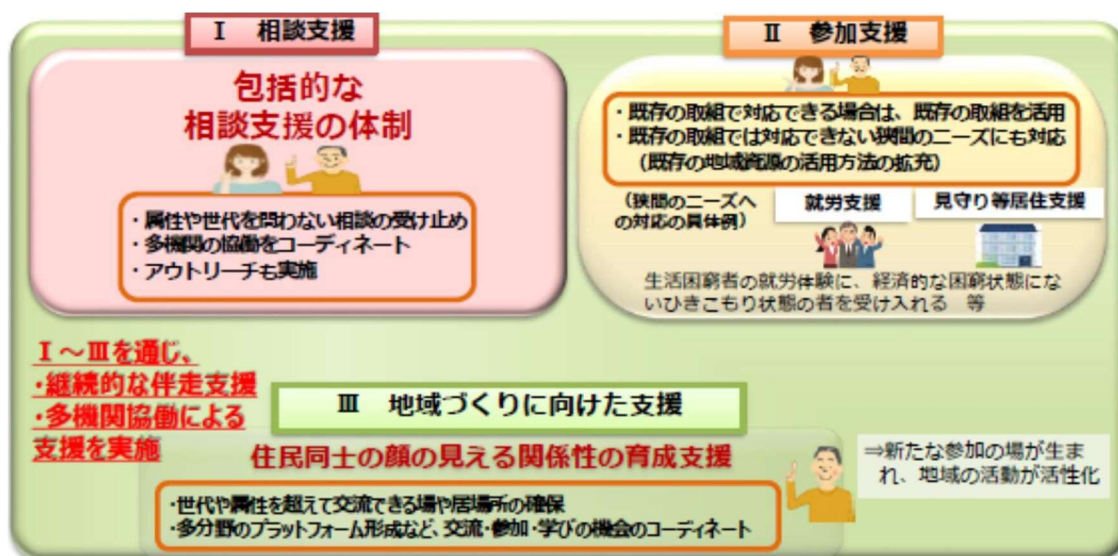
## ※「重層的支援体制整備事業」について

基本目標2の「寄り添う ～しくみづくり～」の分野に含まれる事業として、令和6年度から本市でも本格実施予定の「重層的支援体制整備事業」があります。

一般的な行政等の福祉サービスは、高齢や障がい、児童福祉や生活困窮など、分野ごとに整備され支援制度を充実させてきました。分野ごとのニーズに合う専門的できめ細やかな支援ができることがメリットでもあります。

しかしながら、これまで述べてきたように、昨今の生活の困りごとは、様々な問題が複雑に絡み合って複合化し、解決が困難になっている状況があります。このような状況に対応するため、世代や属性に捉われず、必要な支援に結びつかない人を丸ごと受け止め、分野を横断した支援体制を構築する必要があります。行政や専門機関が連携を深め、包括的な相談支援体制を作ることで、様々な困難事例を解決に向けて支援する制度が「重層的支援体制整備事業」です。

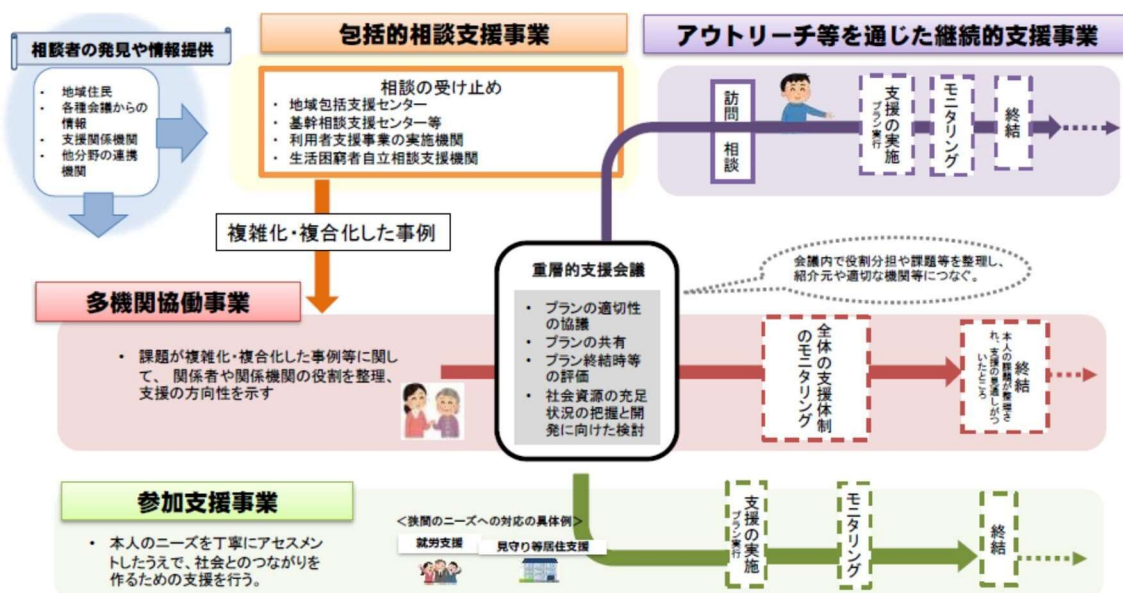
具体的には、属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める「包括的相談支援事業」、地域の中で世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備し、地域における交流・社会参加・学びの機会を増やす「地域づくり事業」、本人のニーズを踏まえ社会とのつながりを作り、定着支援を行う「参加支援事業」の3つが事業の柱となります。その3つの事業を支えるために、支援が届いていない人との信頼関係の構築に向けた支援を行う「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」と、支援機関の役割分担を図るなど重層的支援体制整備事業の中で中核を担う役割を果たす「多機関協働事業」があります。これら5つの事業を一体的に取り組むことで、重層的支援体制の構築を目指します。



「地域共生社会」の実現に向けた重層的支援体制整備事業の実施について（厚生労働省作成資料より）

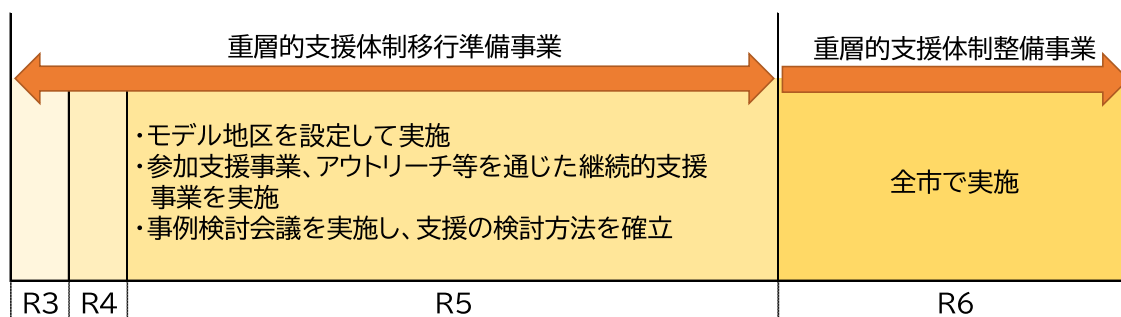


一体的に実施する例としては、まず「包括的相談支援事業」で相談が受け止められた後に、複雑化・複合化しており既存のサービスや支援では解決に向かいにくい事例については、「多機関協働事業」でその事例の支援プランを検討します。支援プランに基づいて、必要に応じて「参加支援事業」や「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」を利用することで、社会とつながり生活を送ることができるように支援を進め、「地域づくり事業」で整備されている居場所等での活動に参加される、などの実施例が考えられます。「多機関協働事業」では、支援プランについて検討を行う重層的支援会議が設置されますが、そこでは社会資源の充足状況や開発に向けての検討も行われる予定で、そこでの検討が「地域づくり事業」や「参加支援事業」のさらなる展開へつながることなども考えられます。



重層的支援体制整備事業の実施について（実務等）（厚生労働省作成資料より）

当市では、既存の支援機関間の連携をより強化する取組を進めることで「包括的相談支援事業」を実施するほか、これまでは分野ごとの事業となっていた地域での活動の活性化を図る「地域づくり事業」での、分野横断的取組について検討を進めるなどその体制構築を進めていきます。





### (3)基本目標3

「参加する ～場づくり～」

誰もが地域活動に参加し、自分たちの地域をつくります

【活発な地域活動】

基本目標3では、地域活動の場所や機会を提供し、様々な世代の人が集まり、参加できる地域づくりを目指します。地域をつくるのは他でもない、そこに住んでいる住民です。誰もが地域の主役となり、それぞれが活発に地域活動を行います。

#### ◇取組の視点3-1◇

##### 地域住民が世代を超えてつながり、交流します

私たちの住む地域には、様々な世代の人たちが暮らしています。地域住民同士のつながりが弱まりつつある中で、住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、多様な世代の人達が気軽に集い、交流できる場が必要です。普段から地域の人たちと顔見知りの関係を築き、声をかけあえる地域をつくります。

##### <具体的な取組>

○身近な地域での交流や仲間づくりができるよう、老人福祉センターや子育て支援センターなど、地域の住民が集える場をつくる。(住民・行政・市社協)

○外国人住民や、市外からの転居者など、新しい住民とも関係をつくり、孤立を生まない地域を目指す。(住民・行政・市社協)

○共通の悩みを抱えた当事者や家族など、同じ立場の人同士が交流でき、課題を共有できる場をつくる。(住民・行政・市社協)

○地域で世代を越えた交流やふれあいを育む機会をつくる。(住民・行政・市社協)

⇒S型デイサービス、子育てサロンなどの地域交流活動の推進

老人福祉センター、子育て支援センターの運営、世代間交流事業 等



◇取組の視点3-2◇

住民自身が地域の課題に向き合い、解決していく「地域力」を培います

地域にどのような人が暮らしていてどんな困りごとがあるか、自分の地域に関心を持ち、地域のために活動できる「地域力」を育てます。地域の現状を知り、住民同士で解決に向けて話し合う場をつくります。

＜具体的な取組＞

○住民自身で自分たちの住む地域をよりよくするため、地域活動に積極的に参加する。（住民）

○地域で起きている問題に関心を持ち、住民同士が話し合う機会をつくる。（住民・行政・市社協）

○住民同士の地域活動を促進し、必要に応じて専門的な支援も入れながら解決に向けて取り組む。（行政・市社協）

⇒地区懇談会の開催、地区社協と連携した地域づくり会議等の開催 等

◇取組の視点3-3◇

社会参加の場を増やし誰もが生涯をとおして活躍できる地域をつくります

これまで地域活動を牽引してきた世代が高齢になると、次の世代へ役割を渡そうにも、働き盛りの世代は仕事や子育てに忙しく、人材確保が難しい現実があります。特定の世代や地縁組織のみに頼るのではなく、誰もが地域活動を担う社会の一員として、できること得意なことを活かすことができる社会を目指します。社会参加できる場を増やし、生涯において誰もが活躍できる活動を展開します。

＜具体的な取組＞

○高齢者や就職氷河期、刑務所出所者など様々な立場の人が地域の担い手となれるような活動を支援する。（行政・市社協）

○世代や属性を問わず、住民が参加でき、社会の一員となって活動できる環境を整える。（行政・市社協）

⇒生涯活躍推進のまち静岡、  
高齢者就労支援、再犯防止推進事業 等



SDGsの視点👁️



基本目標3で示すように、誰もが出番と居場所を持ち、様々な形で社会参加できる地域社会を目指すことは、SDGsのこれらのゴールとも共通しています。



#### (4)基本目標4

「活かす ～人づくり～ 一人ひとりのできることを活かします  
【地域活動の担い手支援】」

基本目標4では、地域活動を支える「人」に焦点をあてています。様々な分野において、担い手不足が懸念されていますが、一人ひとりのできることはたとえ小さくても、それぞれの得意分野を活かしてできることから始め、みんなで地域社会を支える担い手となることを目指します。

#### ◇取組の視点4-1◇

##### 世代を問わず個々の地域住民ができることを活かします

市民一人ひとりの地域活動への参加が、地域の活性化を担っています。「支える側」「支えられる側」といった垣根を越え、誰もが地域活動の担い手になることができる地域を目指します。これまで地域の福祉活動やボランティア活動をしてきた人に加え、新しく参加する人が増えるような働きかけをすることで、住民の福祉活動に対する意識を変え、誰もが地域活動に参加しやすくなる仕組みをつくります。

##### <具体的な取組>

- 誰でもボランティア活動や地域活動に参加できるよう情報を提供し、活動しやすい体制を整える。(行政・市社協)
- ボランティア活動や支え合い活動など、地域福祉の様々な活動において、できることを活かして積極的に参加する。(住民)

⇒福祉ボランティアの育成、各種ボランティア養成講座、  
元氣いきいき！シニアサポーター事業 等



#### SDGsの視点👁️



基本目標4は、地域活動の担い手の育成です。担い手不足は、様々な分野において課題とされています。人を育て、次世代につなぐことは、SDGsの目標とも共通します。



◇取組の視点4-2◇

地域活動の担い手が活動しやすい環境を整えます

地域福祉の活動の担い手は、民生委員・児童委員や自治会・町内会の役員、ボランティアなど様々です。これまでの地域活動の活動時間や参加方法を見直したりするなど、地域活動を担う人々が地域のために、より活動しやすくなるよう支援し、活動環境を整えます。

<具体的な取組>

○それぞれの地域において充実した福祉活動が行えるよう、地域活動を行う団体の運営費や活動の財源、活動場所の確保などを支援する。(行政・市社協)

○民生委員・児童委員等が地域の協力を得られやすい環境の整備に向けて、検討を行う。(行政・市社協)

⇒市民活動センターの運営、ボランティア団体の支援  
自治会・町内会等、地域活動団体への支援  
民生委員・児童委員研修 等

◇取組の視点4-3◇

地域にある様々な社会資源を発掘し、活用します

地域福祉の活動の担い手は住民だけでなく、民間企業や団体なども広く含まれます。地域にある企業や事業所などと課題を共有し、解決に向けて、協力・連携を図ることにより、新たな社会資源を発掘、活用し、地域活動を活性化させます。

<具体的な取組>

○地域にある個々の企業や事業所などが地域活動に参加できるよう、情報提供や連携の機会をつくる。(行政・市社協)

○地域の課題に関心を持ち、企業や事業所、大学などの教育機関のノウハウを活用し、地域の福祉活動に積極的に参加する。(企業等)

⇒企業や大学等への働きかけ、地域とのマッチング等の連携事業 等





## (5)基本目標5

「続ける ～つながりづくり～ 支え合えるしくみを持続させます

【多様な主体の連携と継続】

基本目標5では、「人」や「活動団体」など、地域で活動する多様な主体同士を結びつながらりづくりを進めます。支え合いのしくみをつくり、その関係性を持続させ、さらに次世代にもつなげられるような地域社会を目指します。

## ◇取組の視点5-1◇

地域住民が主体となって支え合い活動を持続させます

地域活動の主役は、そこで生活する住民です。住民同士が互いに役割を持つことで、地域の支え合いが生まれます。誰もが住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を送ることができるよう、支え合い活動や見守り活動を推進します。

<具体的な取組>

○近隣住民の顔の見える関係性の中で、「おたがいさま」の精神で、困りごとを相談し、助け合えるつながりをつくる。(住民)

○民生委員・児童委員や自治会・町内会の役員などを含め、多様な主体による見守り活動を行い、住民同士の支え合い活動を推進する。(住民・行政・市社協)

⇒高齢者実態調査、高齢者見守りネットワーク、ファミリーサポートセンター事業、生活支援コーディネーターの配置 等

## ◇取組の視点5-2◇

地区社協等、地域を基盤として活動する団体や企業などがつながり、互いの特性を活かして活動を一体的に行います

地区社協とは、民生委員・児童委員や自治会・町内会の役員を中心に構成され、地域住民に対して地域福祉への理解を広めていく民間組織です。地区社協のような、地域で活動する団体を中心として、地域住民同士や団体がつながることで、地域活動が活性化されます。団体ごと互いの特性を活かして連携し、地域活動を一体的に行います。

<具体的な取組>

○地区社協等の実施する活動を支援する。(行政・市社協)

○地域で活動する団体の中心となって、他の団体や企業等と有機的につながり、活動の幅を広げる。(地区社協等団体)

⇒ 地区社協の活動支援、地区社協の活動内容周知 等

◇取組の視点5-3

地域活動と専門的支援が連携し、災害時にも機能する地域ネットワークをつくります

災害時には、多くの方がこれまでどおりの生活を維持することが難しくなり、緊急的な支援が必要になることが予測されます。災害対策は、日頃からの人とのつながりや地域の連携が重要です。もしもの時にも、適切な支援が受けられるよう、日頃から地域の連携を強め、住民同士のネットワークをつくります。

<具体的な取組>

○災害時にも地域で助け合いがスムーズに行えるよう、日頃から住民のネットワークづくりを行う。(住民・行政・市社協)

○災害時の生活の立て直し等、被災後の支援を行うために災害ボランティアセンターの連携体制を整える。(市社協)

⇒ 災害時要支援者名簿の整備、地域防災訓練、福祉避難所の運営  
災害ボランティアセンターの運営 等

SDGsの視点👁👁



基本目標5は、多様な主体が結びつき、持続可能な関係性を築く目標です。様々な主体の得意分野を活かし連携を強化することはまさに、SDGsの目標とも共通します。

～ ちょっと ひといき🍵 ～

私たちの地域では、こんな活動をしています・・・

災害に備える地域のネットワークづくりを目指して

大きな災害が発生したときは、行政による支援だけでは間に合わない場合があります。いざというときに頼りになるのは、自治会町内会などの地域の方々や、隣近所をはじめとした住民同士の助け合いです。

災害時に支援を円滑に行うためには、日頃から地域の中で住民同士が顔の見える関係を作りながら、災害時の対応を考えておくことが大切です。静岡市では、もしもの時に備えて、住民による災害対応のボランティアグループ、災害対応 NPO、静岡青年会議所、静岡市社会福祉協議会、行政で構成する「災害ボランティア本部」があり、年間4回ほど災害ボランティア本部運営協議会を開催し、合同訓練も実施しています。2021年度の合同訓練では、各地区災害ボランティアセンターと情報渉外センターをオンラインでつなぎ、それぞれの拠点で災害時に起こりうる課題を考え、全体で共有しました。

大規模災害時には、全国への支援要請の困難が予想されるため、地元静岡での支援体制の構築が欠かせません。そのため、静岡市社会福祉協議会では、静岡ライオンズクラブと協定締結、静岡青年会議所と覚書締結を行っています。

2022年9月の台風第15号による災害では、発災直後から、先に述べた災害ボランティア本部運営協議会のメンバーでの協議のうえ、災害ボランティアセンターが開設されました。静岡ライオンズクラブもいち早く駆け付け、多くのボランティア、NPO団体等と協力しながら、支援活動を行うことができました。また、各区に設置した災害ボランティアセンター周辺の自治会町内会、住民の皆様からも励ましの言葉や活動への協力も数多くいただきました。

今回の災害を受け、あらためて、災害時の地域の支援体制作りのためには、日頃の地域の助け合い活動と、多様な主体と連携した取り組みを進めておくことの重要性を学びました。

地域防災リーダーや災害時のボランティアの養成、防災教育の推進等により、地域住民の防災意識と対応力の向上を図ることで、災害時にも地域での助け合いが行うことが出来るネットワーク作りを目指します。



## 第3章 成年後見制度について

(第2期静岡市成年後見制度利用促進計画)



### 1 はじめに

第3章では、**基本目標2「寄り添う ～しくみづくり～ 一人ひとりが望む支援を届けます」**の取組の視点2-1「**一人ひとりの思いを尊重し、誰もが安心して生活できるように支援します**」における重要な取組の1つである、成年後見制度について説明します。

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が低下した方について、家庭裁判所から選任を受けた人が、本人の心身や生活の状況に応じて、代わりに財産を管理したり、必要な契約を結んだりして、本人らしい暮らしを支えていくものです。

この制度は、一見すると、本人と成年後見人等の両者だけの関係性のように感じるかもしれませんが。

しかし、実際に地域の中では、支援が必要な状態であっても声をあげることができない方や、判断能力が低下しても成年後見制度等の権利擁護支援<sup>1</sup>を利用しながら生活を送っている方、さらにそのような方々に気づき支援を行っている方など様々な方が共に生活しています。

どのような状況・立場の方であっても、住み慣れた地域で安心して生活できるようにするためには、本人と成年後見人等のもとより、関係機関や地域住民、行政など様々な主体が連携し、必要な支援を検討していくことが重要です。全ての人が地域社会に参加し、それぞれが自分らしい生活を送ることができるようになることで、地域共生社会への実現が推進されていきます。

今後、ますます高齢化が進んでいき、権利擁護支援を必要とする方は増加していくことが見込まれる中、誰もが個人として尊重され、自分の意思をもって最後まで自分らしく生活できる地域共生社会の実現を推進するため、国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案した上で、成年後見制度を含む権利擁護支援策の利用促進について地域福祉計画内に定めます。

また、本章を、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項に基づく成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画に位置付けます。

<sup>1</sup> 地域共生社会の実現を目指す包括的な支援体制における本人を中心とした支援・活動の共通基盤であり、意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を手段として、支援を必要とする方が地域社会に参加し、共に自立した生活を送るという目的を達成するための支援活動のこと。（国計画より）



## 成年後見制度ってどんな制度？

認知症・知的障がい・精神障がいなどにより、預貯金・不動産の管理、福祉サービスなどの契約を一人で行うことが難しい場合や、悪徳商法などの本人にとって不利益な契約を結ぶことによる被害を防止するために、支援者（成年後見人等）を決め、本人を法的に守り、支援する制度です。

成年後見制度は大きく分けて、『法定後見制度』と『任意後見制度』の二つがあります。

『法定後見制度』は、判断能力が不十分となってしまった方が利用する制度です。本人の判断能力の程度に応じて『補助』『保佐』『後見』の三つの類型に分けられます。『法定後見制度』を利用するためには、家庭裁判所へ申立てを行い、成年後見人等を選任してもらうことで利用が開始します。

	補助	保佐	後見
判断能力	不十分	著しく不十分	欠けているのが通常の状態
同意又は取り消すことができる行為 (※1)	申立てにより裁判所が定める行為 (※2)	・借金、相続の承認など、民法13条1項記載の行為 ・申立てにより裁判所が定める行為	原則として全ての法律行為
代理できる行為 (※3)	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則として全ての法律行為

※1 日常生活に関する行為（日用品の購入など）については含まれません。

※2 借金、相続の承認など、民法13条1項記載の行為の一部に限ります。

※3 ご本人の居住用不動産の処分については家庭裁判所の許可が必要です。

一方、『任意後見制度』とは、現時点では判断能力のある人が、将来判断能力が不十分になった時に備えて、あらかじめ自分の生活や療養看護、財産の管理に関する事務の内容や事務を行う人を事前の契約によって決めておく制度です。この契約を任意後見契約といい、公証人の作成する公正証書によって結ぶものとされています。実際に判断能力が低下してしまったときに、親族等が家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てを行い、選任されると契約の効力が発生します。

『任意後見制度』は、事前に自分の将来について決めておくことができる、いわば“転ばぬ先の杖”として注目を集めています。

## 成年後見人等には誰がなれるの？

誰が成年後見人等になるかは、家庭裁判所が本人にとって最も適任だと思われる方を選任します。

例えば、本人に身近な親族や、弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門職、社会福祉協議会などの法人が成年後見人等を担うことがあります。

これらの候補者に加え、新たな担い手として期待されているのが『市民後見人』です。『市民後見人』とは、弁護士などのように専門的な資格は有しないものの、社会貢献への意欲や、倫理観が高い市民の中で成年後見に関する一定の知識・態度を身につけ、家庭裁判所に選任された後見人等のことです。『市民後見人』は、本人と同じ市民の目線で活動を行うため、本人に寄り添い、その意思をより尊重したきめ細かな支援を行うことができます。また、地域の一員であることから、地域とのつながりを活かした活動を行うことができるという強みがあります。

静岡市においても市民後見人の養成を行っており、研修を修了した方の中には、実際に市民後見人として活躍している方もいます。

## 後見人等にはなんでも頼めるの？

成年後見人等の仕事には、大きく分けて『財産管理』と、『身上監護』の2つがあります。

『財産管理』は、預貯金・不動産等の管理や、契約の締結、本人に不利益な契約の取り消しなどを行います。

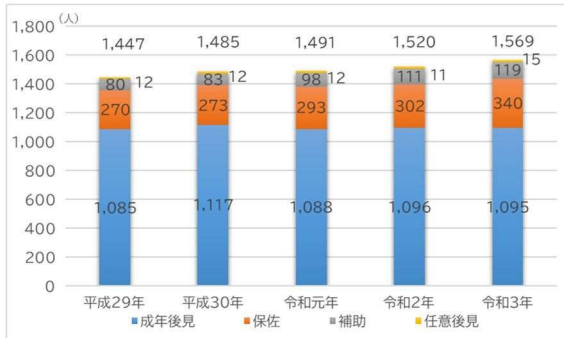
『身上監護』は、本人の心身の状況に合わせて生活の支援を行うことであり、定期的な訪問や状況の確認、入院・入所の手伝いなどが含まれます。

一方、食事をつくる・掃除をする・介護をするという行為や、毎日の話し相手、手術をするしないを決めるといった医療行為に対する同意などについては後見人の業務には含まれません。



## 2 静岡市における制度の利用等統計データ

### ①成年後見制度の利用者数

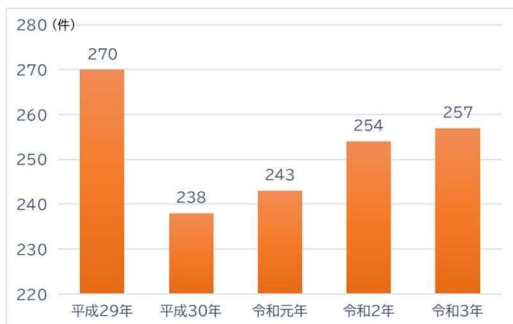


(家庭裁判所)

成年後見制度の利用者数は微増傾向にあります。特に、保佐・補助類型についての増加率が伸びています。

しかし、認知症高齢者数や療育手帳・精神保健福祉手帳の保持者数に対しては、依然としてかなり少ない利用者数となっています。

### ②成年後見制度の申立数



(家庭裁判所)

平成30年以降は増加傾向にあります。

### ③成年後見人等の属性（成年後見人等と本人の関係別件数）

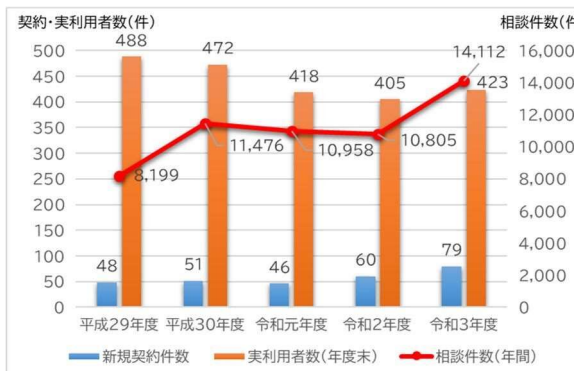
全体の約7～8割が専門職後見人であり、特に司法書士の受任件数が一番多くなっています。

年度	親族		弁護士		司法書士		社会福祉士		その他		合計
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
平成29年	78件	28.7%	56件	20.6%	93件	34.2%	38件	14.0%	7件	2.6%	272件
平成30年	66件	25.4%	53件	20.4%	89件	34.2%	45件	17.3%	7件	2.7%	260件
令和元年	53件	19.3%	43件	15.6%	123件	44.7%	47件	17.1%	9件	3.3%	275件
令和2年	52件	18.4%	52件	18.4%	115件	40.8%	52件	18.4%	11件	3.9%	282件
令和3年	60件	20.7%	66件	22.8%	106件	36.6%	47件	16.2%	11件	3.8%	290件

※複数の成年後見人等がある場合には、複数の属性に該当している場合があります。(家庭裁判所)



#### ④日常生活自立支援事業



(静岡市社会福祉協議会)

日常生活自立支援事業は、日々の生活が大変な認知症高齢者等に対し、福祉サービスの利用に関する相談に応じ、アドバイスや情報提供を行い、選択や契約を支援するものです。

事業利用に関する新規契約件数は、概ね増加傾向にあり、直近2年間における相談件数は、約1.3倍となっており、利用者、利用希望者のニーズが高まっていることがうかがえます。

#### ⑤市長申立て

高齢者、知的障がい者、精神障がい者について、他に申立てをする人がいない等、その福祉を図るために特に必要があると認めるときは、市長は審判の請求をすることができるという老人福祉法等の規定に基づき、市長による申立てを実施しています。また、申立て費用の助成も行っています。

市長申立ての件数については、対象者別にみても概ね増加傾向にあります。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
認知症	27	43	40	47	48
知的障がい	1	3	2	5	6
精神障がい	3	1	6	5	5
合計	31	47	48	57	59

(静岡市)

#### ⑥報酬助成

資力のない制度利用者を対象に、成年後見人等に支払う報酬の一部を助成することで、制度利用を支援し、権利擁護を推進しています。なお、令和元年度から市長申立て以外の方法で後見人等が選任された方にも対象者を拡大しました。

対象を拡大した令和元年度以降、助成件数が大きく伸びています。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
認知症	16	20	38	56	73
知的障がい	4	5	12	21	26
精神障がい	1	1	6	14	12
合計助成件数	21	26	56	91	111
助成金額(円)	4,549,000	4,981,690	8,921,147	14,273,900	18,422,773

(静岡市)

⑦相談件数（静岡市成年後見支援センター）

令和2年7月に、常設の相談窓口である「静岡市成年後見支援センター」を開設しました。また、葵区・駿河区・清水区それぞれにおいて、月に1回社会福祉士と弁護士又は司法書士による相談会を開催しています。

成年後見支援センターに寄せられる相談は年々大幅に増加しています。また、令和3年度における相談者の対象者別の割合は、認知症が407人（37.7%）、知的障がいが183人（16.9%）、精神障がいが180人（16.7%）、その他または不明が311人（28.8%）でした。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
年間相談件数	411	814	1,081

⑧市民後見人の養成（静岡市成年後見支援センター）

平成30年度から市民後見人養成研修を行っています。基礎編と実務編をそれぞれ1年ずつ受講し、修了した方の中から家庭裁判所から選任された方が市民後見人として活躍しています。

家庭裁判所により市民後見人に選任された延べ人数	0人※
市民後見人候補者名簿掲載人数	28人

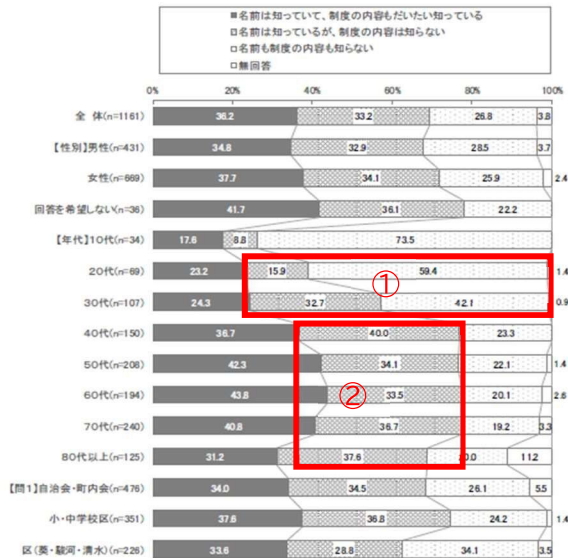
（※令和5年〇月時点の数値であり、3月末までに延べ6人選任される予定です）

### 3 成年後見制度における市の課題

#### ①制度の認知度の低さ

『令和3年度 地域福祉に関する市民アンケート調査』より

問 静岡市では成年後見制度の利用促進に取り組んでいます。成年後見制度についてご存知ですか。



①20～30代の若い世代において、約8割が「制度の名前も内容も知らない」「名前は知っているが制度の内容までは知らない」と回答。

②40代以上においても、3～4割は「名前は知っているが制度の内容までは知らない」と回答。

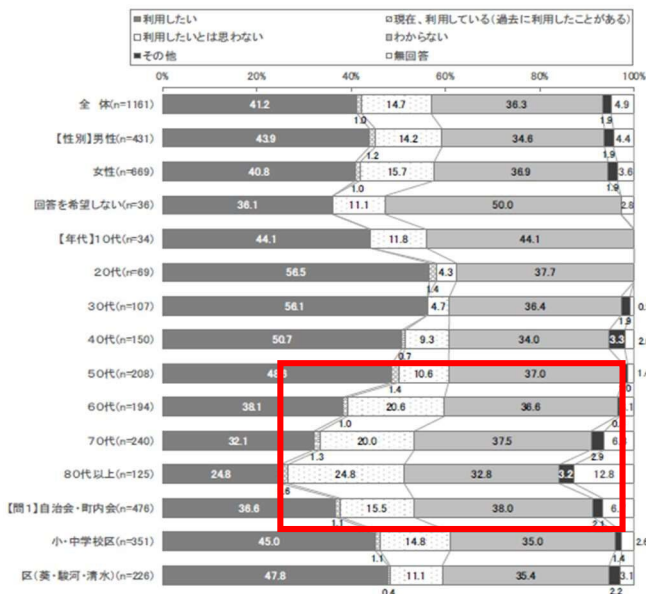


このことから、特に若い世代に対する認知度が低いことや、制度の名前を知っていても内容まで知られていない現状がうかがえます。

#### ②制度の利用に対する消極的な意識

『令和3年度 地域福祉に関する市民アンケート調査』より

問 あなた自身やご家族が認知症等になり、判断が十分にできなくなった時、成年後見制度を利用したいと思いますか。



「利用したいと思わない」「わからない」を合わせた割合が約4割～6割となっている。(60代以上については、半数以上)



約半数の方が制度の利用に対して消極的な意識を持っていることがわかります。これは、制度の内容や、利用するメリットが十分に理解されていないこと、制度を利用しにくいと感じている人が一定数いることによるものと考えます。

### ③後見人等の担い手不足

全国的にも、後見人等の担い手は、以前の親族中心から、弁護士・司法書士・社会福祉士のような専門職の割合が高くなっており、静岡市においても、令和3年度に選任された後見人等のうち約75%が専門職でした。

専門職が受任できる数にも限りがあるため、必要な人に後見人等をつけることができるように担い手を確保していく必要があると考えます。

また、市民後見人養成研修修了者数に対する、市民後見人選任者数が2割程度となっています。市民後見人受任と地域福祉の担い手としての活動を推進するためにスキームの確立とフォロー体制の強化を行う必要があります。

### ④中核機関の機能維持・強化

今後権利擁護支援を必要としている人が増加していくと考えられる中で、成年後見制度を含めた権利擁護支援策の利用が促進され、利用者が増えていくことを想定すると、現在の中核機関の体制では機能維持が難しくなっていくと考えられます。

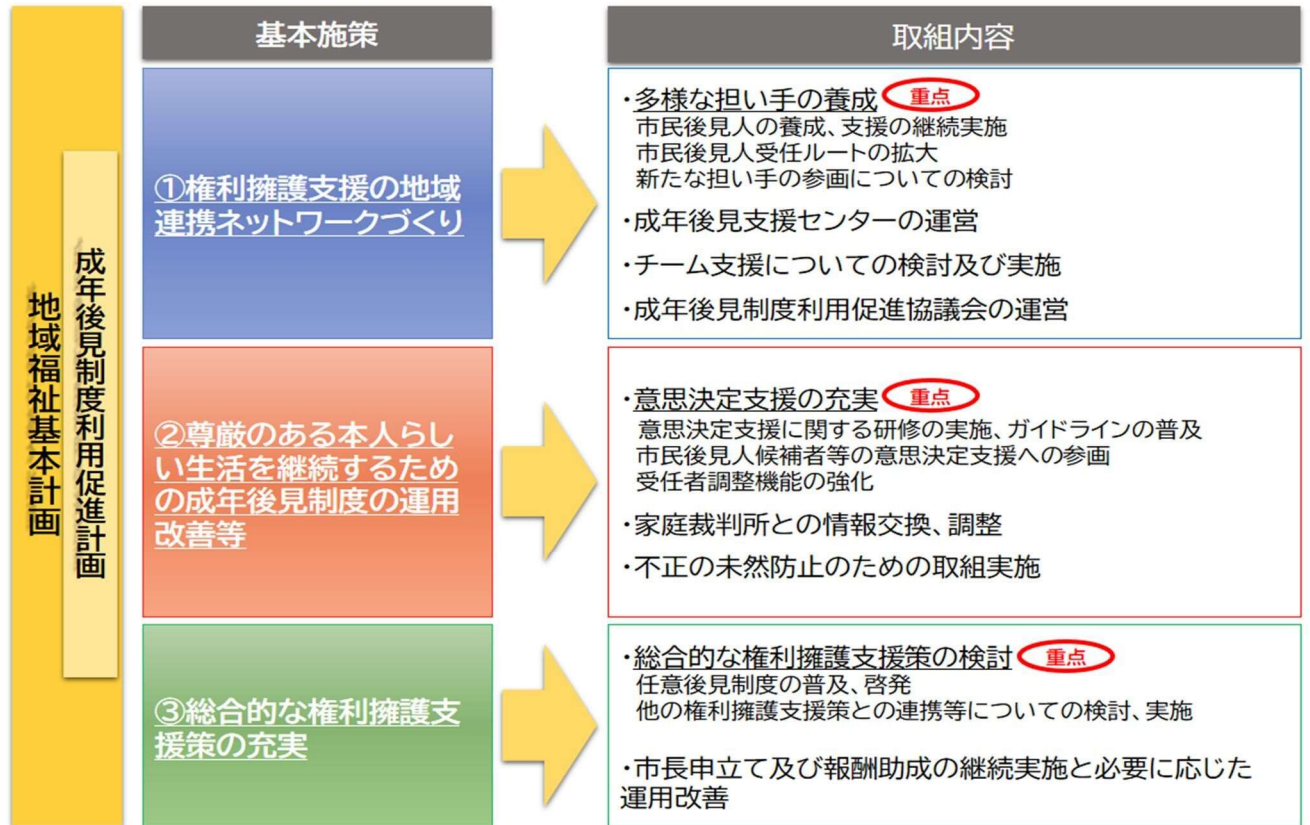
そこで現在中核機関が担っている機能を整理し、強化すべき機能や地域連携ネットワークのなかに分散できる機能等整理を行う必要があります。

## 4 計画の成果指標

地域福祉基本計画の基本理念、基本目標及び成果指標に基づき、8年にわたり事業を進めていきます。(計画期間：令和5年度から令和12年度までの8年間)

成年後見制度に係る具体的な成果指標については、国の動向を踏まえた上で、地域福祉基本計画の実施計画において定めます。

## 5 計画の体系



## 6 基本施策

地域福祉基本計画における基本目標達成のために、以下の基本施策に基づいた取組を行っていきます。

### ①権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

権利擁護支援を必要としている人は、自ら助けを求めることが難しく、権利を侵害されていることに気づかない場合があります。また、身寄りがないなどにより、孤独・孤立の状態となっている場合もあります。こうした方々も含めた地域に暮らす全員が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするためには、支援が必要であることに気づく人、支援につなぐことができる人、実際に支援を行っていく人、制度の運用を行う人など様々な役割を持った主体が地域の中で連携を行うことが必要となります。

そこで地域や福祉、行政などに司法を加えて多様な主体が連携する仕組みを作っていきます。

特に、権利擁護支援のニーズの顕在化や、認知症高齢者の増加等により、後見人等の支援の担い手の確保・育成等の重要性は増しています。その一方で、現在の受任者の7割近くを占める専門職においても、受任に対する体制はひっ迫している現状があります。加えて、後見人1人では対応の難しい複雑な課題を抱えたケースや、障がいのある方など長期的な利用が見込まれる対象者も増加しており、受任体制の強化を行う必要があります。そのため、市民後見人、法人後見、専門職後見人等のそれぞれの役割に応じて活躍できるよう、担い手の確保・育成を重点的に取り組んでいきます。

併せて制度の利用検討段階、申立て段階、利用開始後のどの段階においてもチーム支援を行える体制を目指すとともに、本人の意思、特性、生活状況等に合わせ適切な後見人等を選任・交代できる体制を整備していきます。

取組内容		目指す姿
多様な担い手の養成	市民後見人候補者の養成・支援の継続実施	市民後見人養成研修を継続実施するとともに、修了後の支援も行い、より適切に本人の意思を尊重しながら後見活動を行えるようフォローできる体制が作られている。
	市民後見人受任ルートの拡大	多くの方へ支援が行き届くように、かつ、市民後見人候補者の活躍できる場が増えるように、市民後見人の受任ルートについて関係機関と協議を行い拡大されている。

<p style="text-align: center;">重点</p>	<p style="text-align: center;">新たな担い手の参画についての検討</p>	<p>新たな職種の専門職団体の参画や、法人後見の担い手を養成するための方法等を検討し、家庭裁判所等との協議や、新たな法人後見団体立ち上げのための支援が行われている。</p>
<p style="text-align: center;">成年後見支援センターの運営</p>	<p>権利擁護に向けた支援機能の中核を担い、本人・関係者間のコーディネートが行われている。</p> <p><b>相談支援</b></p> <p>制度利用前だけでなく、申立の準備段階や制度利用中の本人・その親族・関係者・後見人等への相談支援等にも対応している。</p> <p><b>広報・研修</b></p> <p>市民に対する制度、相談窓口の周知等の広報に加え、地域連携ネットワークの参画者、参画候補者に対する広報・研修を強化し、権利擁護支援についての共通理解の促進が行われている。</p> <p>この他、市民後見人の養成・活動支援及び受任者調整会議を実施している。</p>	
<p style="text-align: center;">権利擁護支援チームについての検討及び支援実施</p>	<p>中核機関のコーディネート機能を強化し、権利擁護支援チームの形成・自立支援が行われている。</p>	
<p style="text-align: center;">成年後見制度利用促進協議会の運営</p>	<p>地域連携ネットワークの強化のために、様々な主体との連携を行い、情報共有・制度の運用改善について継続的に課題の抽出、検討、改善実施を行っている。</p>	



## ②尊厳のある本人らしい生活を継続するための制度への運用改善

本人の自己決定権を尊重し、法律行為等の内容に本人の意思と選好、価値観を反映するために、本人の特性に応じた意思決定支援の浸透を重点的に進めていきます。

加えて、家庭裁判所と関係者で連携し、本人のニーズ、課題や状況の変化に応じて適切な後見人等の選任・交代を推進していきます。

さらに、利用者が安心して利用できるよう未然に不正を防止するとともに、利用しやすさとのバランスをとっていきます。

取組内容		目指す姿
<b>重点</b> 意思決定支援の充実	意思決定支援に係る研修の実施とガイドラインの普及	権利擁護支援に関わる者を広く対象として研修等を行い、本人の意向を尊重した意思決定の支援が行われている。
	市民後見人養成研修修了者の意思決定支援等への参画	地域社会の担い手の即戦力として意思決定支援等への参画を促進し、より活発に地域活動が行われている。
	受任者調整会議の機能強化	複合的な課題を抱えた方が、適切な支援につながることで、また、本人のニーズや課題、状況の変化に応じて適切な後見人等の選任・交代が推進できるように体制が強化されている。
家庭裁判所との情報交換・調整	運用・監督機能を有する家庭裁判所と密に連携を行い、より適切に成年後見制度の利用がなされるよう調整されている。	
不正の未然防止のための取組の実施	広報・研修活動を通じて、市民後見人や親族後見人を含めた権利擁護支援の関係者に対し、不正防止の啓発が行われている。	



### ③総合的な権利擁護支援策の充実

成年後見制度を含め、様々な権利擁護支援との連携を行い、本人にとって最善の支援を選択できるような環境を整備します。加えて、社会情勢の変化や国の制度改正等に柔軟に対応していきます。

また、静岡市認知症ケアセンター『かけこまち七間町』等との連携を強化し、“将来に向けた備え・意思決定”という観点からも、任意後見制度等の啓発を含めた権利擁護支援の利用促進に関する取組を進めていきます。

加えて、どのような財産状況・生活状況の方であっても、等しく制度を利用できるように利用支援の体制についても強化を行っていきます。

取組内容		目指す姿
<div style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px; display: inline-block;">重点</div> 総合的な権利擁護支援策の充実	任意後見制度の普及に向けた啓発活動	多くの方が任意後見制度を活用していけるように、任意後見制度をテーマとした研修や講演会等により普及・啓発を行っている。
	他の権利擁護支援事業との連携等についての検討、実施	日常生活自立支援事業等他の権利擁護支援事業と適切に連携を行い、必要な人に必要な支援が届く体制が整備されている。
市長申立て及び報酬助成の継続実施と必要に応じた運用改善		資産状況や、親族関係等本人を取巻く状況にかかわらず、適切な支援を受けることができるように、ニーズに合わせた利用支援事業を行っている。 また、報酬の助成額や助成対象者等について検討を行い、必要な制度運用改善が行われている。

## 7 計画の評価及び進行管理

法律・福祉の専門職団体等で構成する「静岡市成年後見制度利用促進協議会」において、計画の進捗状況の把握、課題の抽出・解決に向けての検討等を行います。

加えて、成年後見制度利用促進法第14条第2項に規定する審議会その他の合議制の機関として、「静岡市健康福祉審議会地域福祉専門分科会」において計画の評価及び進行管理を行います。

## 第4章 計画の推進体制

### 1 計画の進捗管理

第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画について、計画どおり進んでいるかなどを点検するために、計画及び関連事業の進捗管理を行う必要があります。具体的には、基本目標に関連する事業ごとに成果目標を設定し、目標の達成度や結果に至るまでの過程などを振り返る作業を行います。その内容については、「静岡市健康福祉審議会」及び「地域福祉専門分科会」に報告し、意見を伺います。

第4次計画は、令和12年までの8年間の計画ですが、4年間ごとに前期・後期実施計画を定めています。中間年である令和8年には、計画の中間評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行って、後期実施計画につなげていきます。

### 2 計画の推進体制

第4次地域福祉計画、地域福祉活動計画は、ここまで述べたように、地域福祉の推進に関わるすべての人の主体的な参加や協力のもと、連携して推進していかなければなりません。「静岡市健康福祉審議会地域福祉専門分科会」と合わせて、市社協の活動計画については、「地域福祉活動計画策定委員会」において、計画の内容を審議しています。

### 3 成果指標

令和5～12年度の8年間を通しての地域福祉基本計画について、その達成度を図るための成果指標を以下のとおり設定し、計画見直しや事業評価に活かします。

#### 指標① （静岡市第4次総合計画分野別計画の目標と整合）

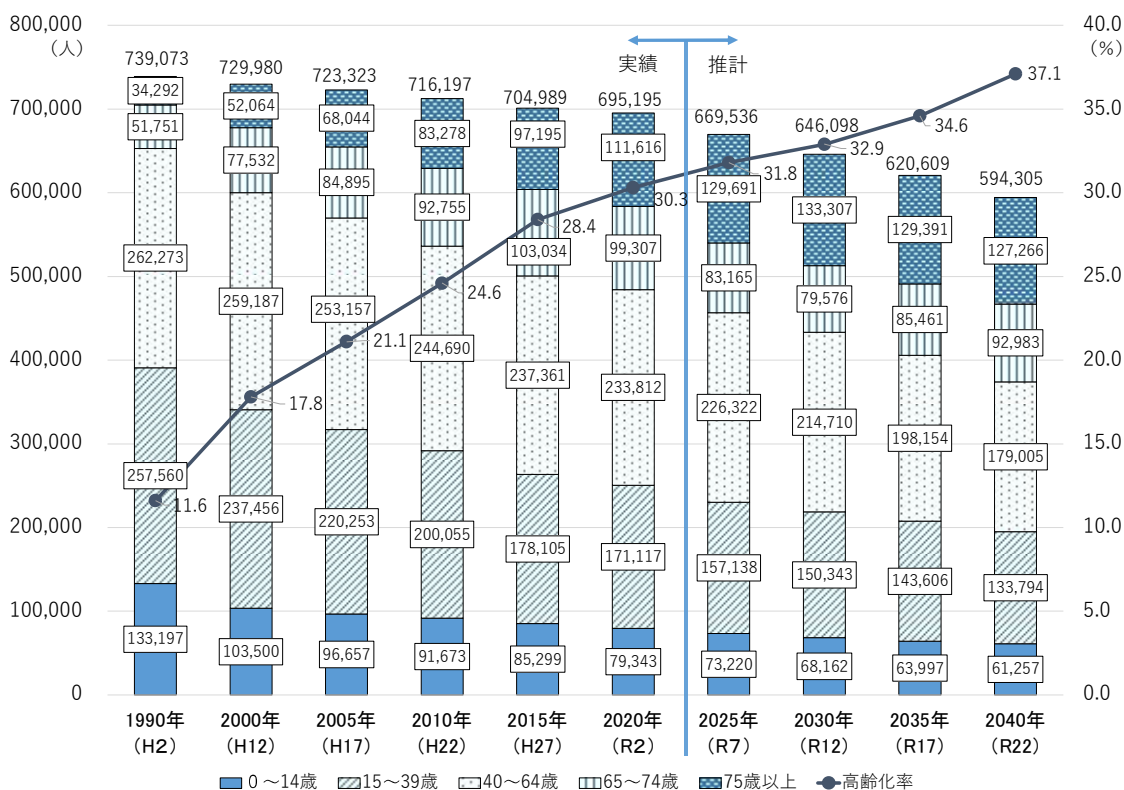
「静岡市は互いに助け合う暮らしやすいまちだ」と思う市民の割合	
R5年度 基準値 (R3年度調査時 実績)	R12年度 目標
54.9%	65.0%

# 資料編

## 1 地域福祉を取り巻く現状 統計データ

### 【人口減少と少子高齢化】

#### グラフ①静岡市の人口の推移と将来推計



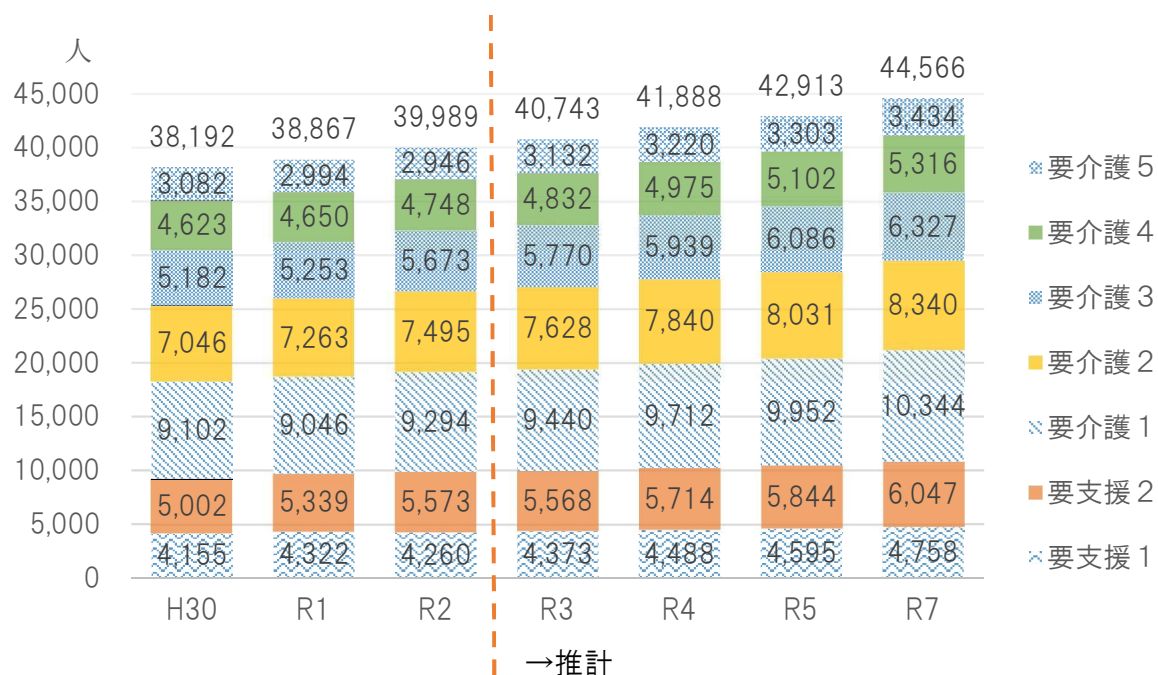
出典：平成 27 年までは総務省「国勢調査」、令和 2 年実績は静岡市調べ、  
推計は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

●全国的に将来を担う世代の人口が減少していると言われる中、本市においても令和 22 年には人口が 60 万人を割ると見込まれています。高齢化率も、年々上昇しており、令和 22 年には 37.1%まで増加していくと推計されています。

●また、75 歳以上の後期高齢者が増加する一方で、生産年齢人口（15～64 歳）が減少し、担い手不足が懸念されます。

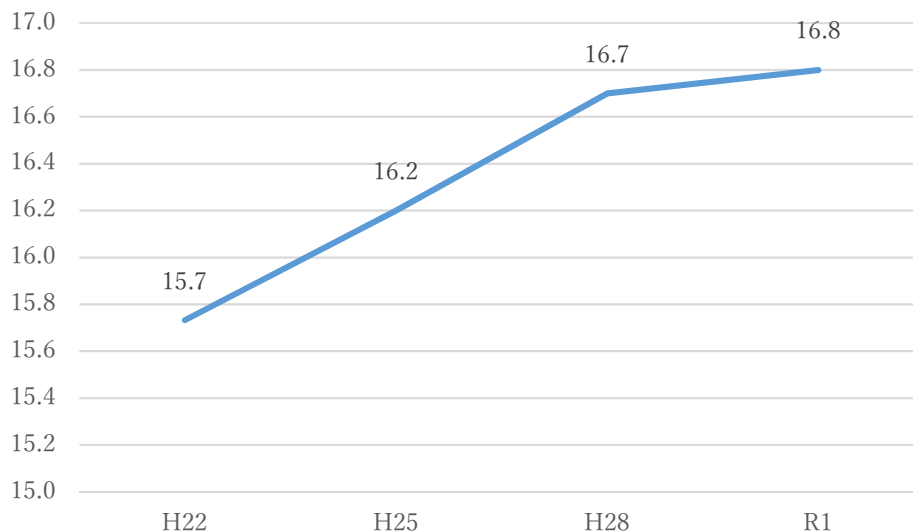
【高齢者に関する現状】

グラフ②介護保険事業における要介護認定者数の推移



出典：静岡市調べ

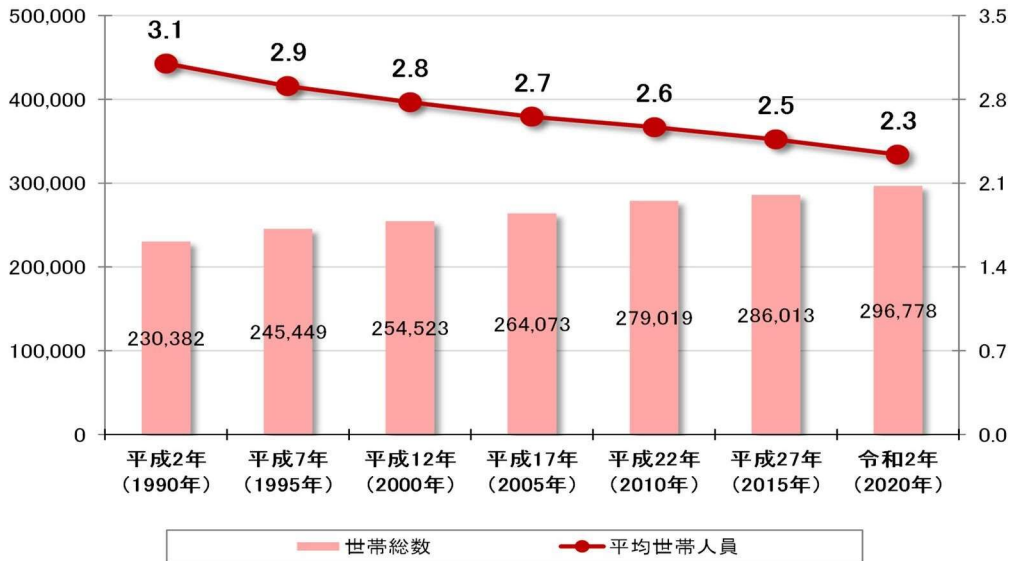
グラフ③要介護認定率（年齢調整後）の推移



出典：静岡市調べ

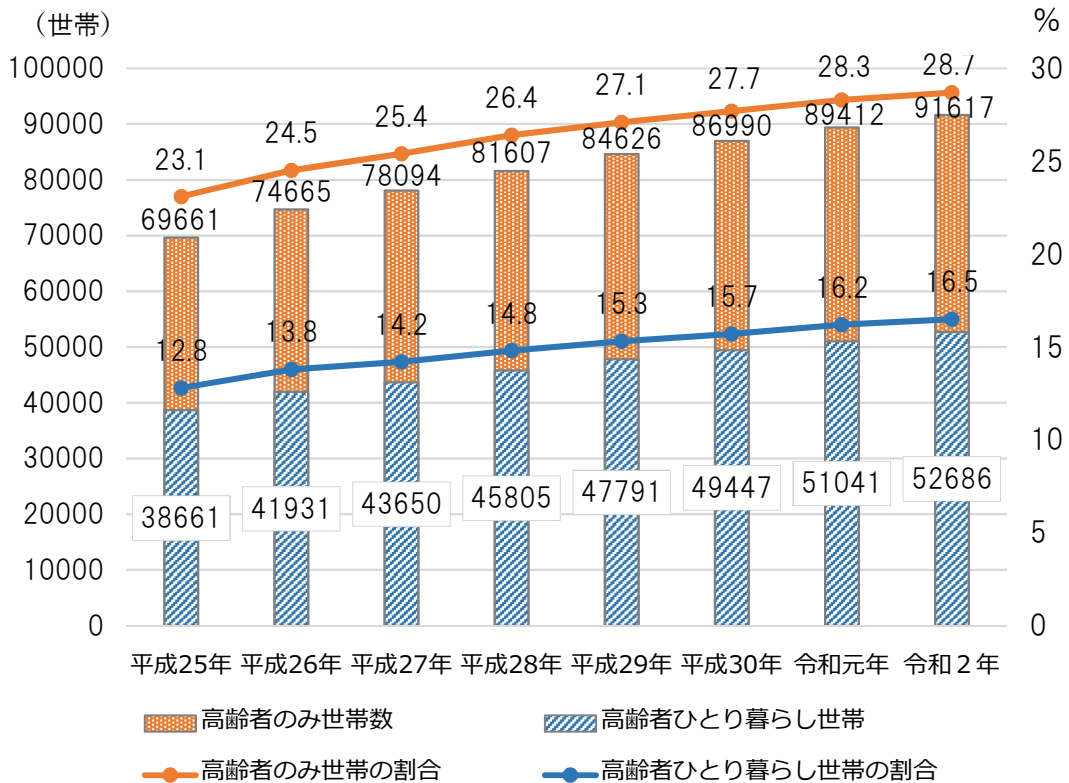
●介護保険の要介護認定者数は年々上昇しており、令和7年には44,000人以上になると推計されています。要介護認定率（年齢調整後）も年々上昇しています。

グラフ④世帯数と一世帯あたりの人数



出典：静岡市調べ

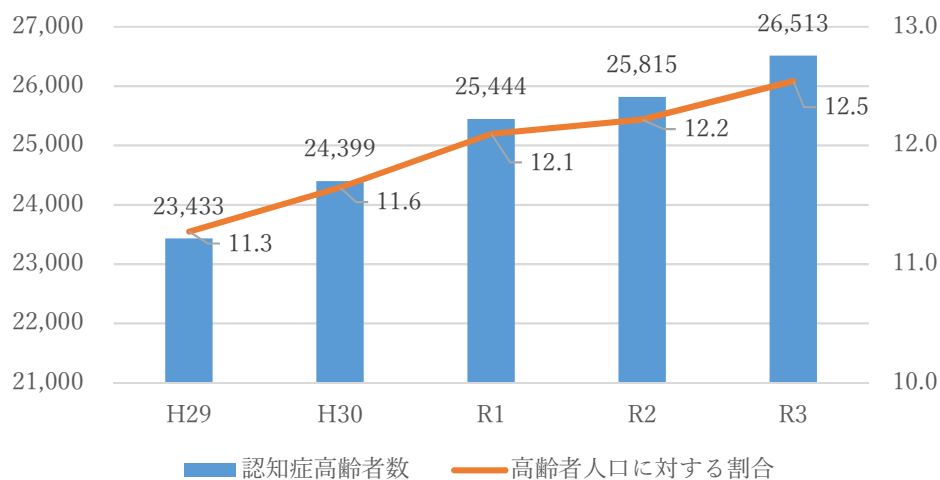
グラフ⑤高齢者のみ世帯・高齢者単身世帯数の推移



出典：静岡市調べ

●一世帯あたりの人数は平成2年から減少傾向にあります。また、高齢者のみの世帯や高齢者のひとり暮らし世帯が年々増加していることがわかります。

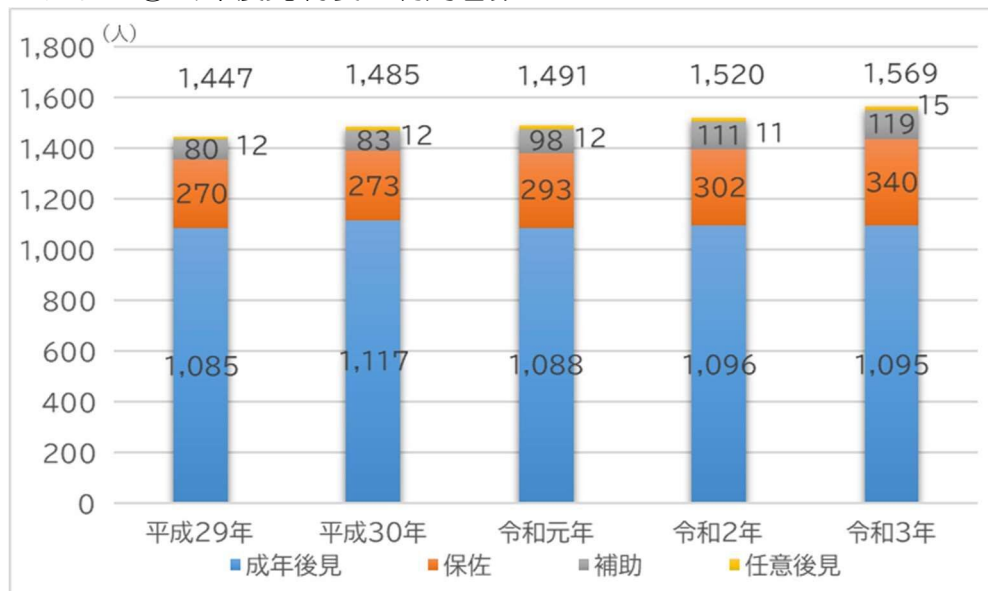
グラフ⑥認知症高齢者数の推移



出典：静岡市調べ

●認知症の高齢者数は平成29年から令和3年まで増加しており、高齢者人口に対する割合も平成29年の11.3%から令和3年で12.5%まで上昇しています。

グラフ⑦成年後見制度の利用者数

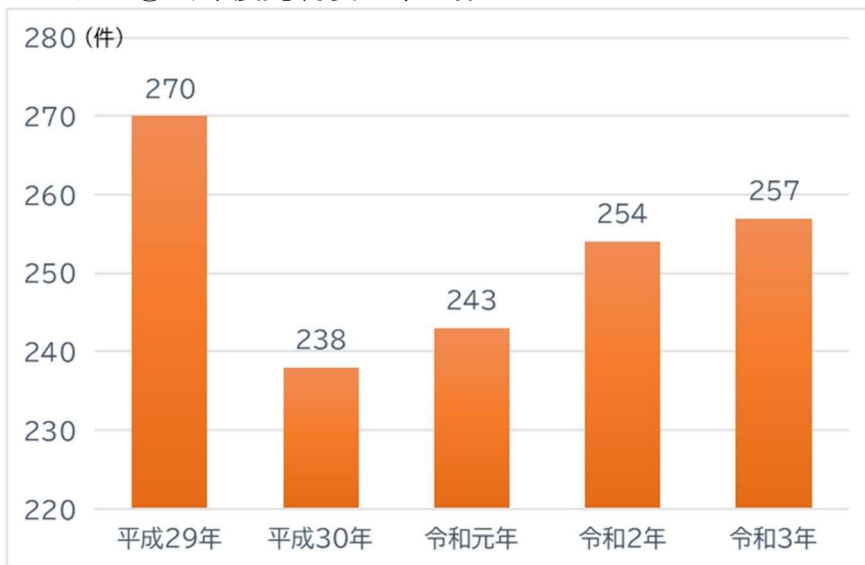


(家庭裁判所)

●成年後見制度の利用者数は微増傾向にあります。特に、保佐・補助類型についての増加率が伸びています。

しかし、認知症高齢者数や療育手帳・精神保健福祉手帳の保持者数に対しては、依然としてかなり少ない利用者数となっています。

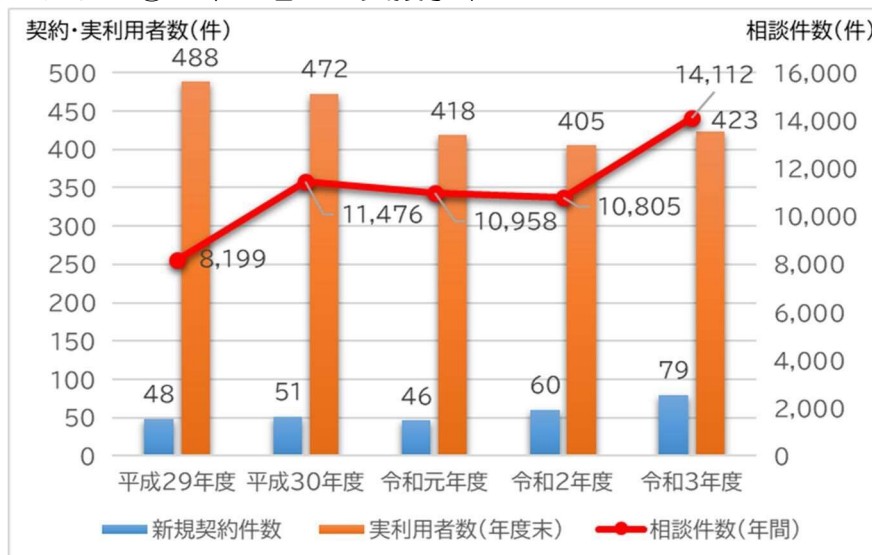
グラフ⑧成年後見制度の申立数



(家庭裁判所)

- 成年後見制度の申立数は、平成30年以降は増加傾向にあります。

グラフ⑨日常生活自立支援事業



(静岡市社会福祉協議会)

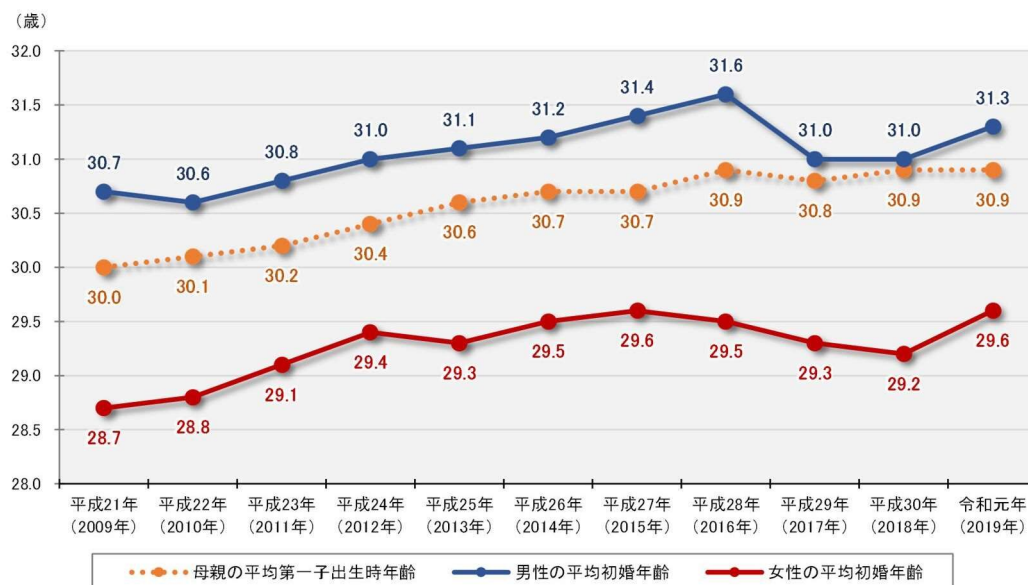
- 新規契約件数は、概ね増加傾向にあります。

また、直近2年間における相談件数は、約1.3倍となっており、利用者、利用希望者のニーズが高まっていることがうかがえます。



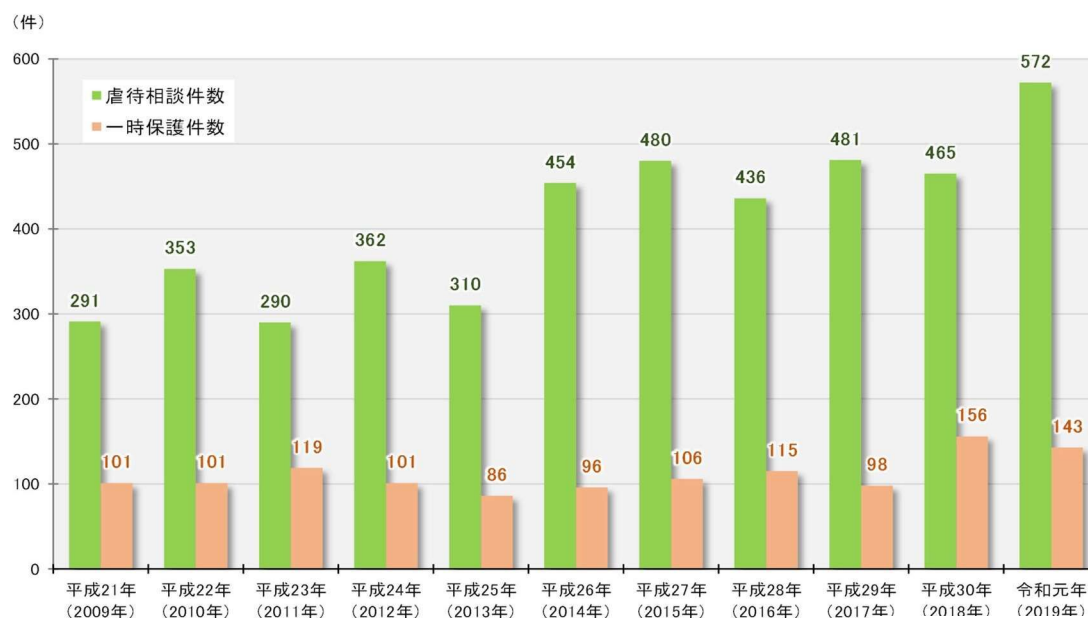
## 【子どもに関する現状】

### グラフ⑩平均初婚年齢・母親の第一子出生時平均年齢



●本市の平均初婚年齢、母親の第一子出生時平均年齢は高まっており、晩婚化、晩産化の傾向がうかがえます。それにより、子育てと親の介護を同時期に行うことになる「ダブルケア」などの問題が起こりやすくなります。

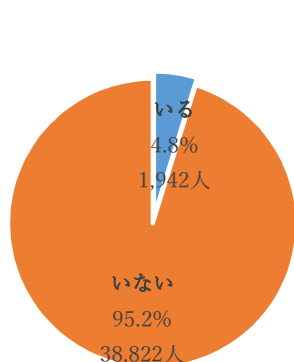
### グラフ⑪児童虐待に係る相談及び一時保護件数



●児童虐待に係る相談件数は、平成21年から増加傾向にあり、特に令和元年に大幅に増加しました。



## グラフ⑫ヤングケアラーの実態



ケアしている人の有無

国、県との比較

	静岡県調査		国調査
	静岡市	静岡県	国
小学生	5.8%	5.0%	6.5%
中学生	4.9%	5.0%	5.7%
高校生	4.0%	3.9%	4.1%
全体	4.8%	4.6%	4.8%

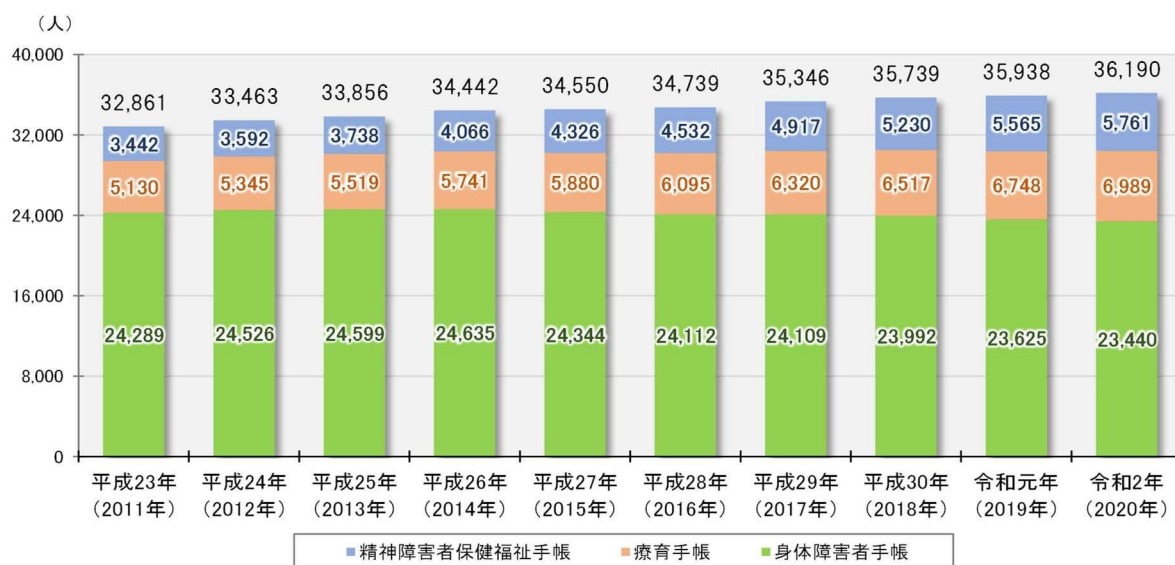
※県調査 令和3年11月から令和4年2月（小学校5・6年生、中学生、高校生）

※国調査 小6：2022.1月 中2・高2：2021.4月

●静岡市のヤングケアラーの実態として、家族の「ケアをしている」割合は、全体のうち4.8%となっています。なお、学校ごとに国や本県と比較した結果は小学生が5.8%と、静岡県と比較するとやや高い割合となっています。

## 【支援を必要とする人の現状】

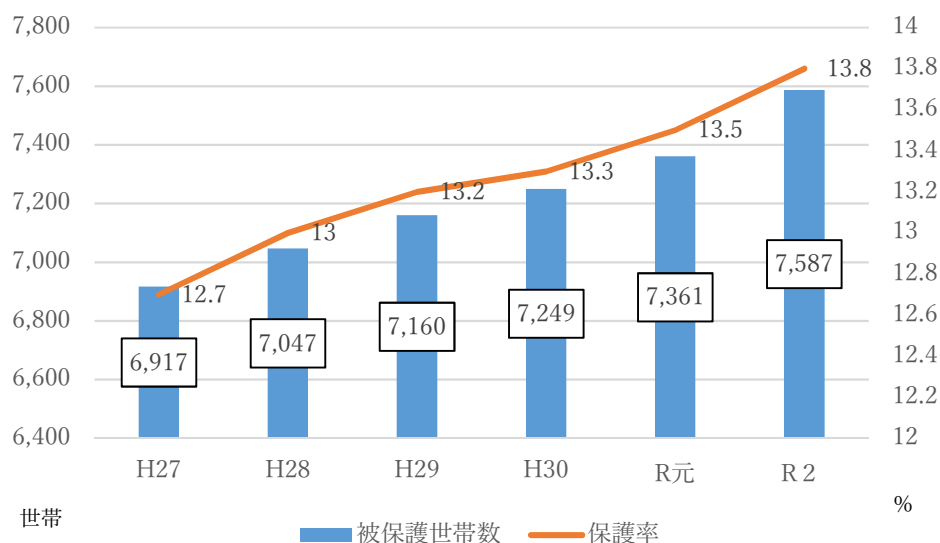
### グラフ⑬障害者手帳所持者数の推移



出典：静岡市調べ

●障害者手帳所持者数は年々増加しています。また、身体障害者手帳所持者は減少している一方で、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳所持者は増加傾向にあります。

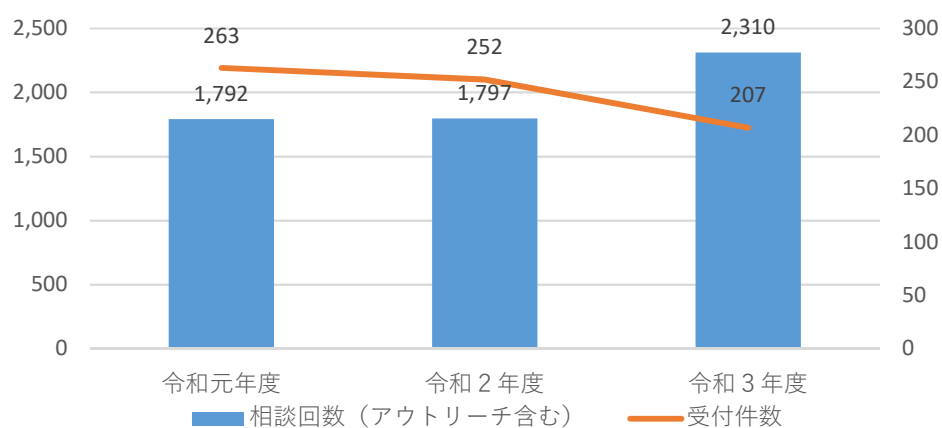
グラフ⑭生活保護被保護世帯数と保護率の推移



【出典】静岡市の福祉

●生活保護の被保護世帯数は、平成 27 年から増加しており、保護率も年々上昇しています。長引く経済不況の影響を受けていることが考えられます。

グラフ⑮静岡市ひきこもり地域支援センターの相談件数の推移



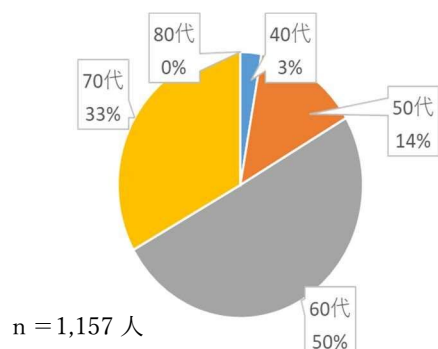
出典：静岡市調べ

●アウトリーチを含むひきこもりの合計相談回数は、この3年で増加していることがわかります。一方、相談受付件数はやや減少しており、相談者の数はやや減ってきていることがわかります。

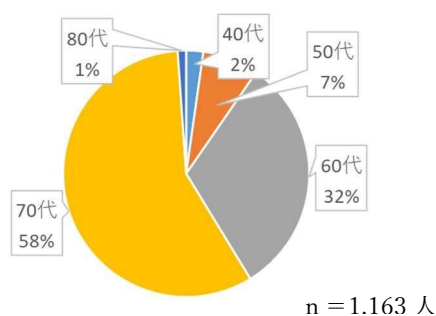
## 【担い手と地域活動の変化】

### グラフ⑩民生委員・児童委員における70歳以上の割合推移

(平成25年4月1日)



(令和4年4月1日)

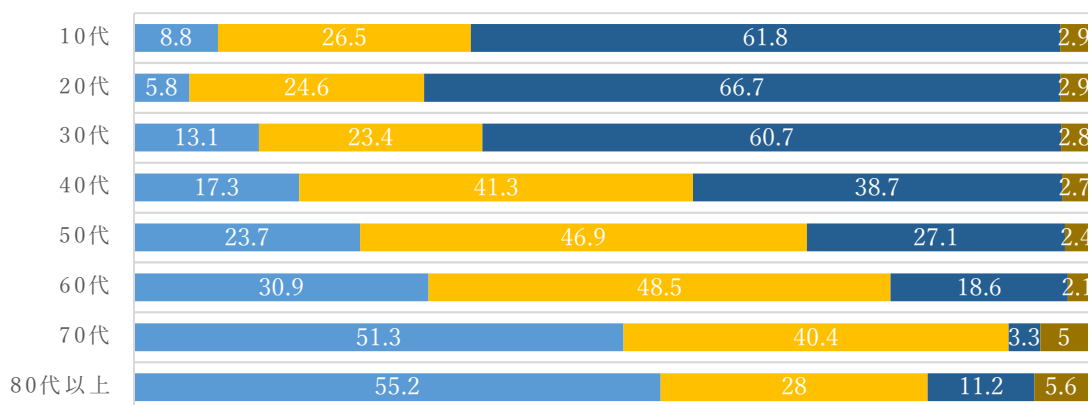


出典：静岡市調べ

●民生委員・児童委員の年齢内訳を見ると、平成25年から令和4年で60代の割合が減り70代の割合が増えており、担い手が高齢化していることがわかります。

### グラフ⑪民生委員・児童委員の認知度（年齢別）

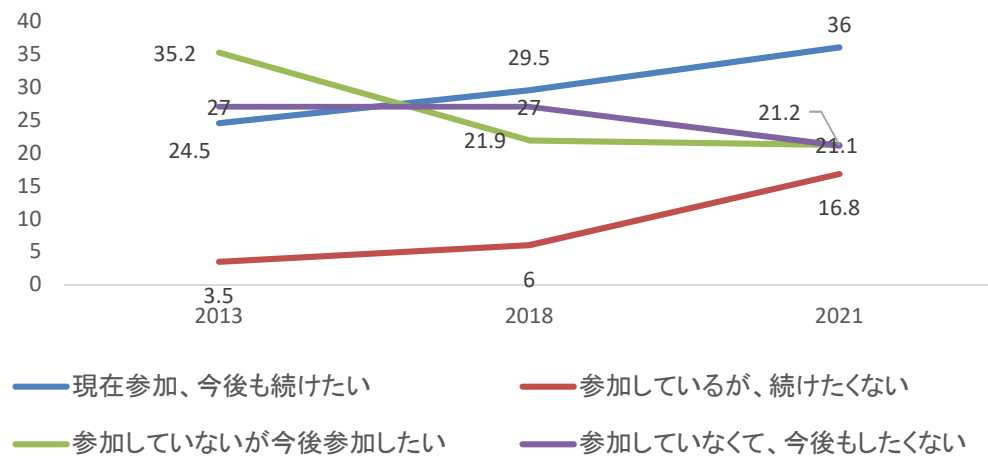
- いることも何をしているかも知っている
- いることは知っているが何をしているか知らない
- いることも何をしているかも知らない
- 不明



【出典】R3 地域福祉に関する市民アンケート

●70、80代以上は民生委員・児童委員について「いることも何をしているかも知っている」人の割合が5割を超えています。高齢者にとっては馴染みがありますが、若い世代には制度としてあまり浸透していないことがわかります。

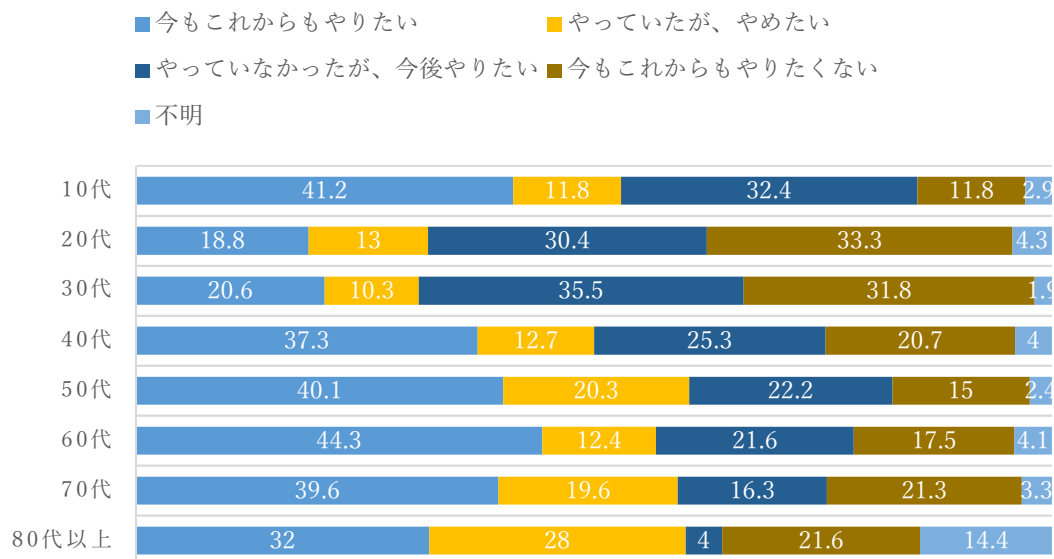
グラフ⑱ ボランティアの参加状況



【出典】R3 地域福祉に関する市民アンケート

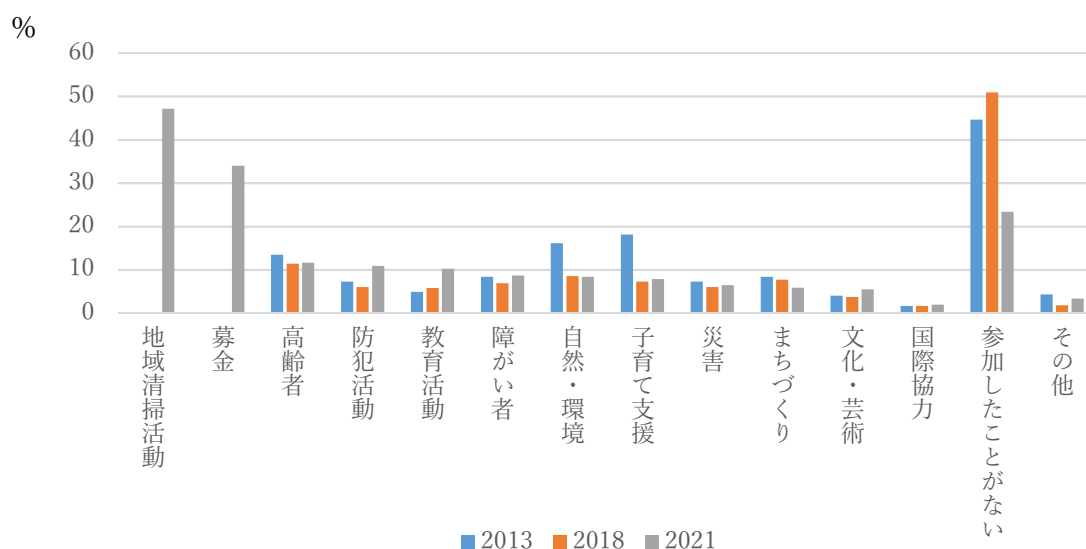
● ボランティアの参加について、現在参加していて今後も続けたいと思う人が増えている一方で、現在参加しているが、今後は続けたくないと思う人の割合も同様に上昇しています。

グラフ⑲ ボランティア活動の参加状況（世代別）



【出典】R3地域福祉に関する市民アンケート

## グラフ⑳ ボランティア活動の参加分野

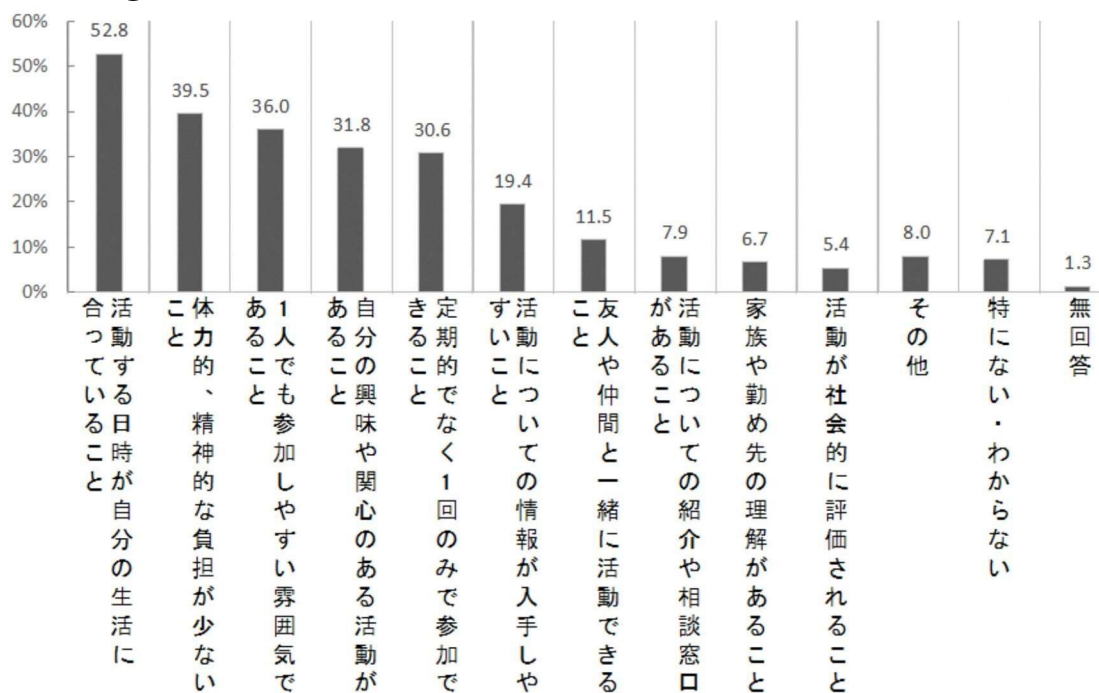


【出典】R3地域福祉に関する市民アンケート

※2013、2018年は「地域清掃活動」「募金」は調査項目に含んでいません。

●ボランティア活動の参加経験分野については、2021年の地域清掃活動と募金を除いては、各分野も大きな差はなく分散しています。2021年調査で追加した「地域清掃活動」は、町内会に加入している人にとって、参加しやすい地域活動として本市で浸透している地域活動の1つと言えます。また、「募金」は活動時間や活動内容に関わらず自由に個人の金額で選択することができるため、福祉への貢献という意味で、気軽に誰でもできる活動とも言えます。

グラフ⑭のようにしたらボランティア活動に参加しやすくなるか。

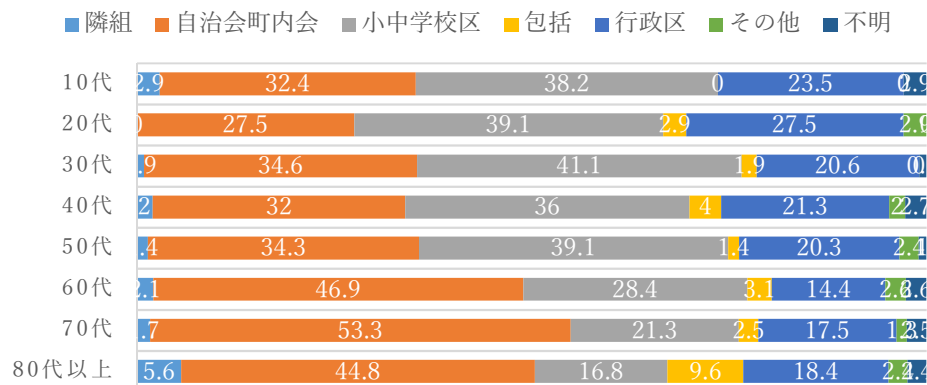


【出典】R3地域福祉に関する市民アンケート

●ボランティア活動に参加したくなる条件としては、活動する日時が生活にあっていることを望む人の割合が多いことがわかります。仕事や家庭で多忙な世代であっても活動をできる条件が合えば、ボランティア活動や地域活動に参加可能であるとも言えます。

【地域の課題や困りごとについて】

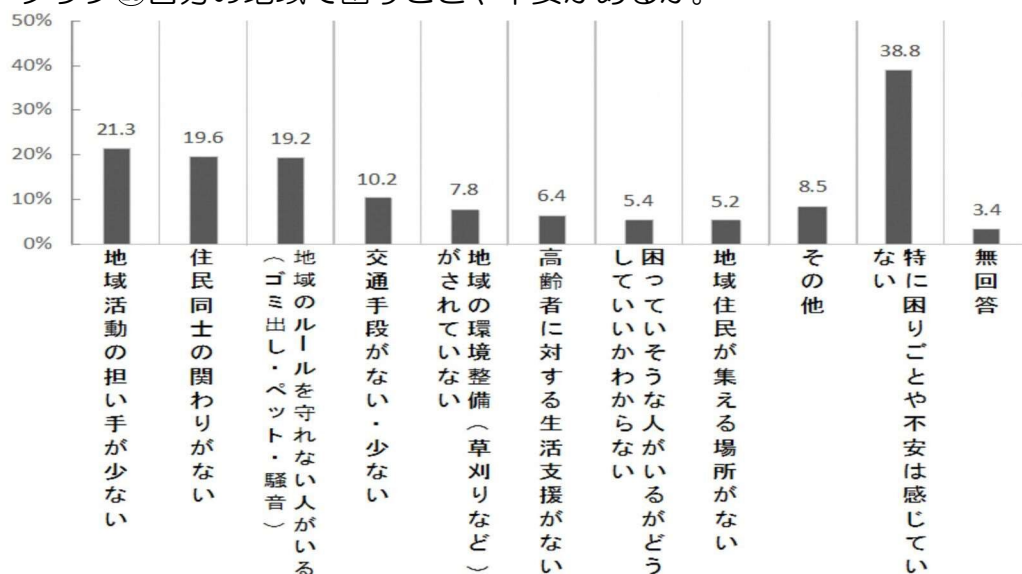
グラフ②「地域」とはどの範囲だと思うか。



【出典】R3地域福祉に関する市民アンケート

●「地域」の範囲をどこまでと捉えるかは、年代によって差があります。60代以上は「自治会・町内会」を地域と考える人の割合が高く、20代から50代は「小・中学校区」を地域と考える人の割合が高いです。町内会の最も小さい単位である「隣組」の割合はどの年代も低いことがわかります。

グラフ③自分の地域で困りごとや不安があるか。

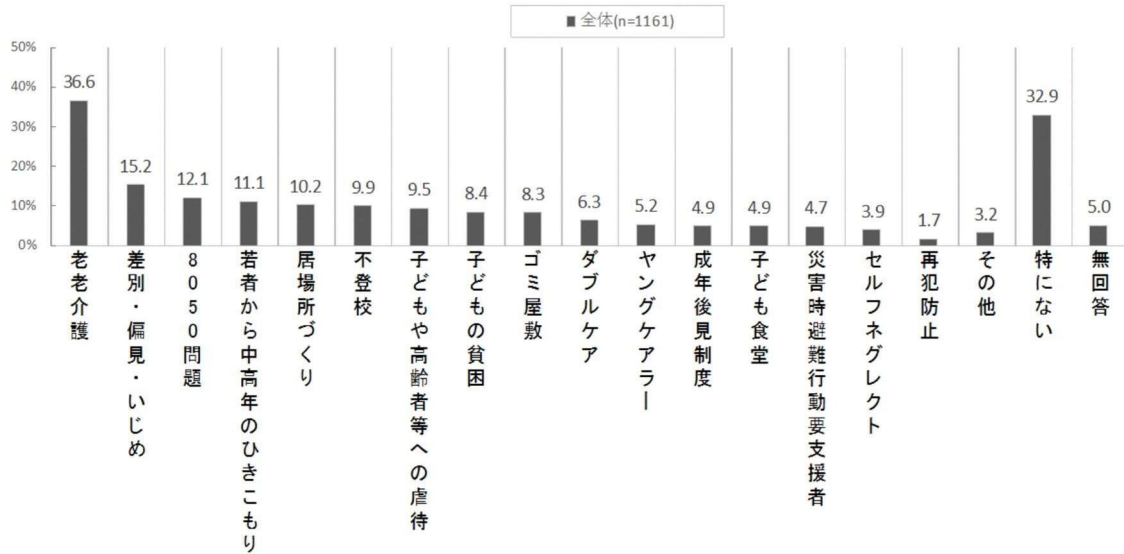


【出典】R3地域福祉に関する市民アンケート

●地域内の困りごとや不安については、担い手が少ないことや住民同士の関わりがないこと、地域のルールが守られていないなどが多い中、困りごとや不安は感じていない人の割合も高いです。単純に、地域の困りごとがないのか、困りごとだと感じていなかったり、関心がないという可能性もあります。



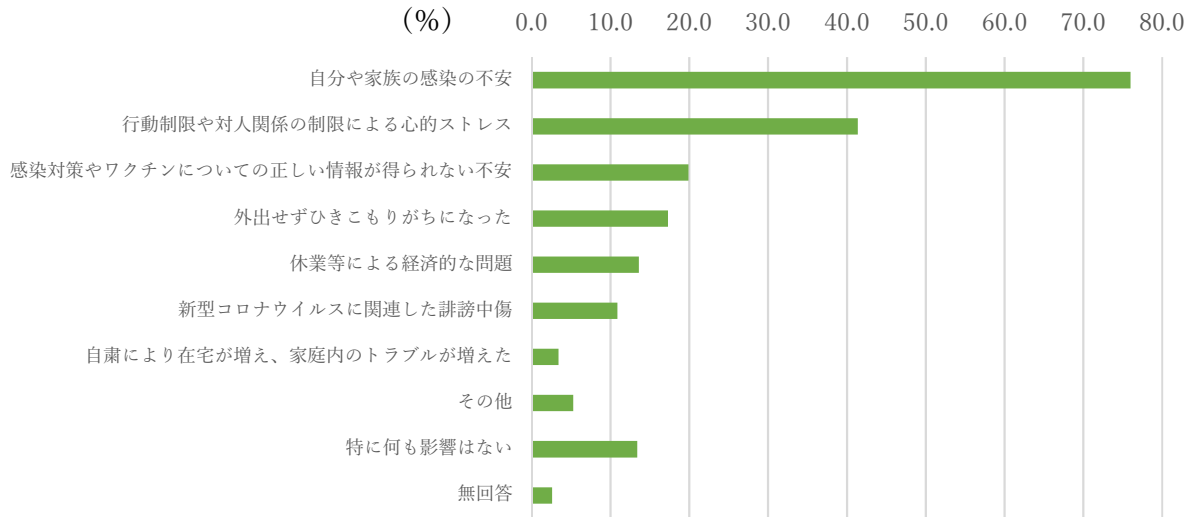
グラフ④最近の地域福祉の課題の中で、身の回りで話題になっていること。



【出典】R3地域福祉に関する市民アンケート

●老老介護以外の課題は、大きな差はなく分散しています。また、特にないという人の割合も高く、最近、地域福祉で一般的によく聞かれるようになった課題等については、特に身近に感じていない人が多いこともわかります。

### グラフ⑤新型コロナウイルス感染症による影響



【出典】R3地域福祉に関する市民アンケート

●新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受けたことの調査では、自分や家族の感染の不安がもっとも多い割合で、それに次いで行動制限や対人関係の制限による心的ストレスを感じている人の割合が多いことがわかります。

グラフ⑯市の福祉施策についての評価



【出典】R3地域福祉に関する市民アンケート

●市の実施する施策について、いずれも割合は低く、「わからない・ない」の割合が非常に高い結果となった。本市の地域福祉の取組が知られていない状況がわかります。福祉施策そのものを充実させるとともに、実施している施策の効果的な広報・周知が必要であると言えます。

## 2 会議の開催状況

静岡市健康福祉審議会	地域福祉専門分科会
令和3年度 第1回 令和 3年 6月	令和3年度 第1回 令和 3年 6月 ・第3次計画後期実施計画の評価 ・第4次計画の策定について
令和3年度 第2回 令和 4年 3月	令和3年度 第2回 令和 4年 2月 ・市民アンケートの結果について ・第4次計画の骨子案について
令和4年度 第1回 令和 4年 5月	令和4年度 第1回 令和 4年 6月 ・第3次計画後期実施計画の評価 ・第4次計画の骨子案について
令和4年度 第2回 令和 4年 8月	令和4年度 第2回 令和 4年 9月 ・第4次計画の素案について
令和4年度 第3回 令和 4年 12月	令和4年度 第3回 令和 5年 2月 ・パブリックコメント意見 ・計画最終版について

市社協 活動計画策定委員会	市社協 活動計画策定作業部会	
	個別支援部会	地域福祉部会
令和3年度第1回 令和3年 6月 <ul style="list-style-type: none"> <li>第4次計画の基本理念について</li> <li>第4次計画策定の具体的な方法について</li> </ul>	令和3年度第1回 令和3年6月 <ul style="list-style-type: none"> <li>団体事業所アンケート実施内容について</li> </ul>	令和3年度第1回 令和3年6月 <ul style="list-style-type: none"> <li>地域生活課題の把握方法について</li> </ul>
令和3年度第2回 令和4年 1月 <ul style="list-style-type: none"> <li>地区懇談会およびアンケート実施について</li> <li>第4次計画の骨子案について</li> <li>第4次計画の市版と区版掲載内容について</li> </ul>	令和3年度第2回 令和3年7月 <ul style="list-style-type: none"> <li>団体事業所アンケート調査の素案について</li> </ul>	令和3年度第2回 令和3年12月 <ul style="list-style-type: none"> <li>地区懇談会の報告</li> <li>地区懇談会ニーズの整理について</li> <li>第4次計画の柱立てについて</li> </ul>
	令和3年度第3回 令和3年12月 <ul style="list-style-type: none"> <li>団体事業所アンケート調査の報告およびニーズの整理について</li> </ul>	
	令和3年度第3回 令和4年1月 <ul style="list-style-type: none"> <li>団体事業所アンケート調査結果およびニーズの整理について</li> <li>第4次計画の柱立てについて</li> </ul>	
令和4年度第1回 令和4年 6月 <ul style="list-style-type: none"> <li>第4次計画の骨子案について</li> <li>第4次計画市版と区版の掲載内容について</li> <li>ワークシートについて</li> </ul>	令和4年度 第1回 令和4年5月 <ul style="list-style-type: none"> <li>第4次計画の骨子案について</li> <li>第4次計画市版と区版の掲載内容について</li> <li>ワークシートについて</li> </ul>	
令和4年度第2回 令和4年12月	令和4年度 第2回 令和4年11月 <ul style="list-style-type: none"> <li>第4次計画各区基本目標に基づいた取り組み内容</li> </ul>	

### 3 地域福祉に関する市民アンケート結果

第4次計画を策定するにあたり、様々な手段により市民に意見を伺い、地域福祉の現状把握を行いました。

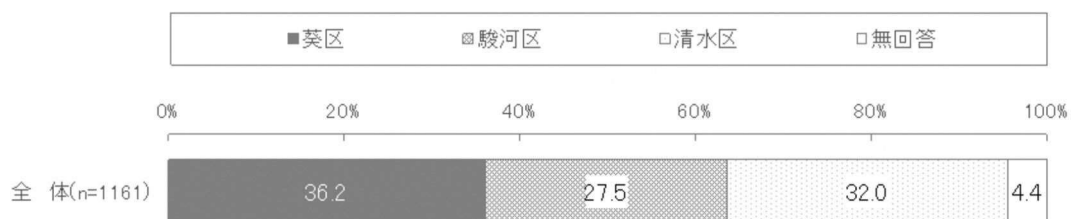
#### (1) アンケートの概要

- ①目的 静岡市の地域福祉の現状や課題を把握し、計画策定に活かすため。
- ②対象 静岡市在住の16歳以上の3,000人 無作為抽出
- ③調査期間 令和3年10月4日から令和3年10月25日まで
- ④調査方法 郵送による配布・回収
- ⑤回収状況 有効回収数 1,161通 有効回収率 38.7%

#### (2) アンケート結果

##### 【居住区】

「葵区」の割合が36.2%と最も高く、次いで「清水区」32.0%、「駿河区」27.5%となっている。



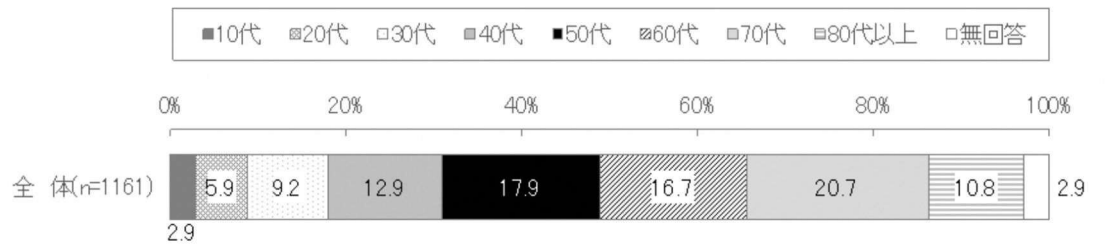
##### 【性別】

「男性」の割合が37.1%、「女性」の割合が57.6%となっている。



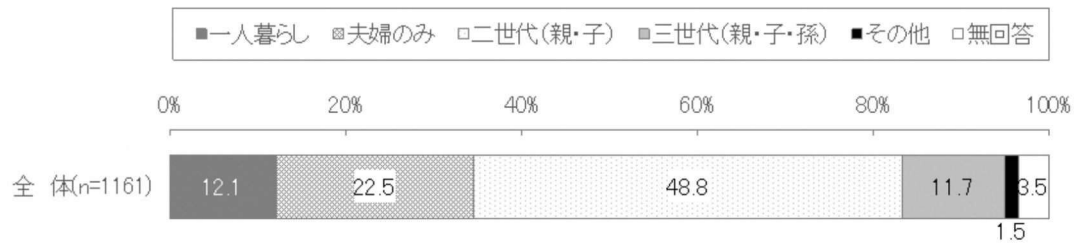
##### 【年齢】

「70代」の割合が20.7%と最も高く、次いで「50代」17.9%、「60代」16.7%となっている。



**【世帯構成】**

「二世帯」の割合が 48.8%と最も高く、次いで「夫婦のみ」22.5%、「一人暮らし」12.1%となっている。

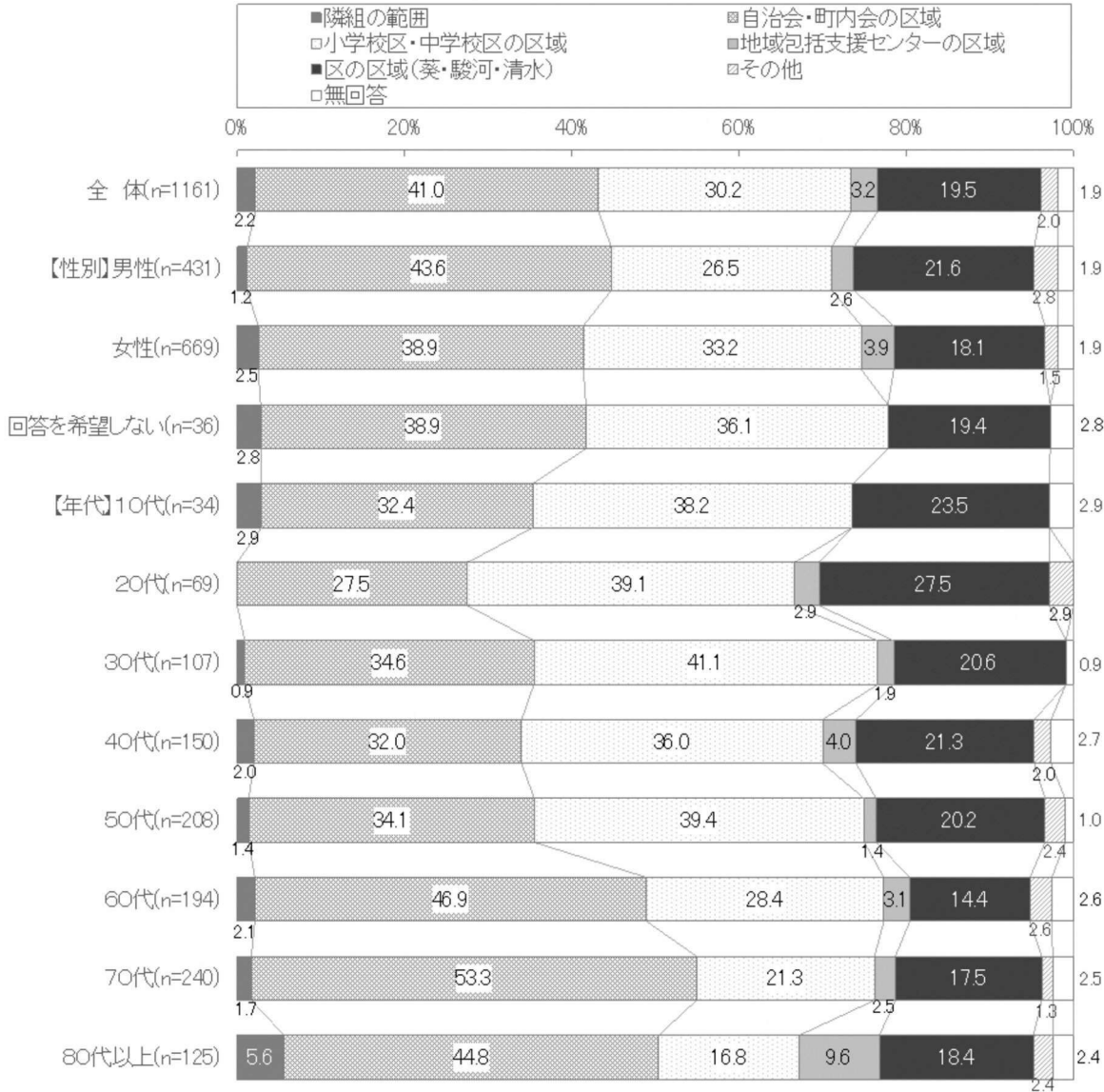


問1 あなたの考える「地域」とはどのような範囲ですか。  
 あてはまるものを1つだけ選んでください。

全体では、「自治会・町内会の区域」と考える割合が41.0%で最も高く、次いで「小学校区・中学校区の区域」が30.2%、「区の区域（葵・駿河・清水）」が19.5%の順となっている。

性別でみると、女性において「小学校区・中学校区の区域」が男性と比べてやや高めとなっているが、全体的な傾向としては男女間で大きな差は見られない。

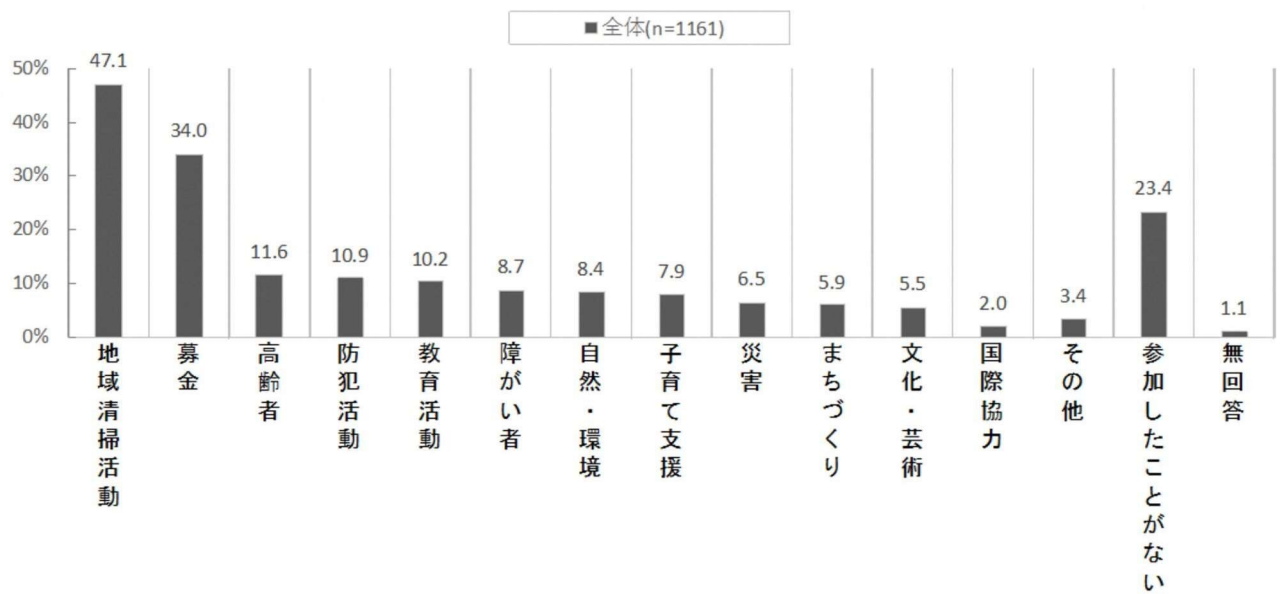
年代別でみると、50代以下で「小学校区・中学校区の区域」と考える割合が最も高い一方で、60代以上においては「自治会・町内会の区域」が最も高い割合を占めている。





問2 あなたはこれまでにどのようなボランティア活動や社会貢献活動に参加したことがありますか。活動した分野であればまるものをすべて選んでください。

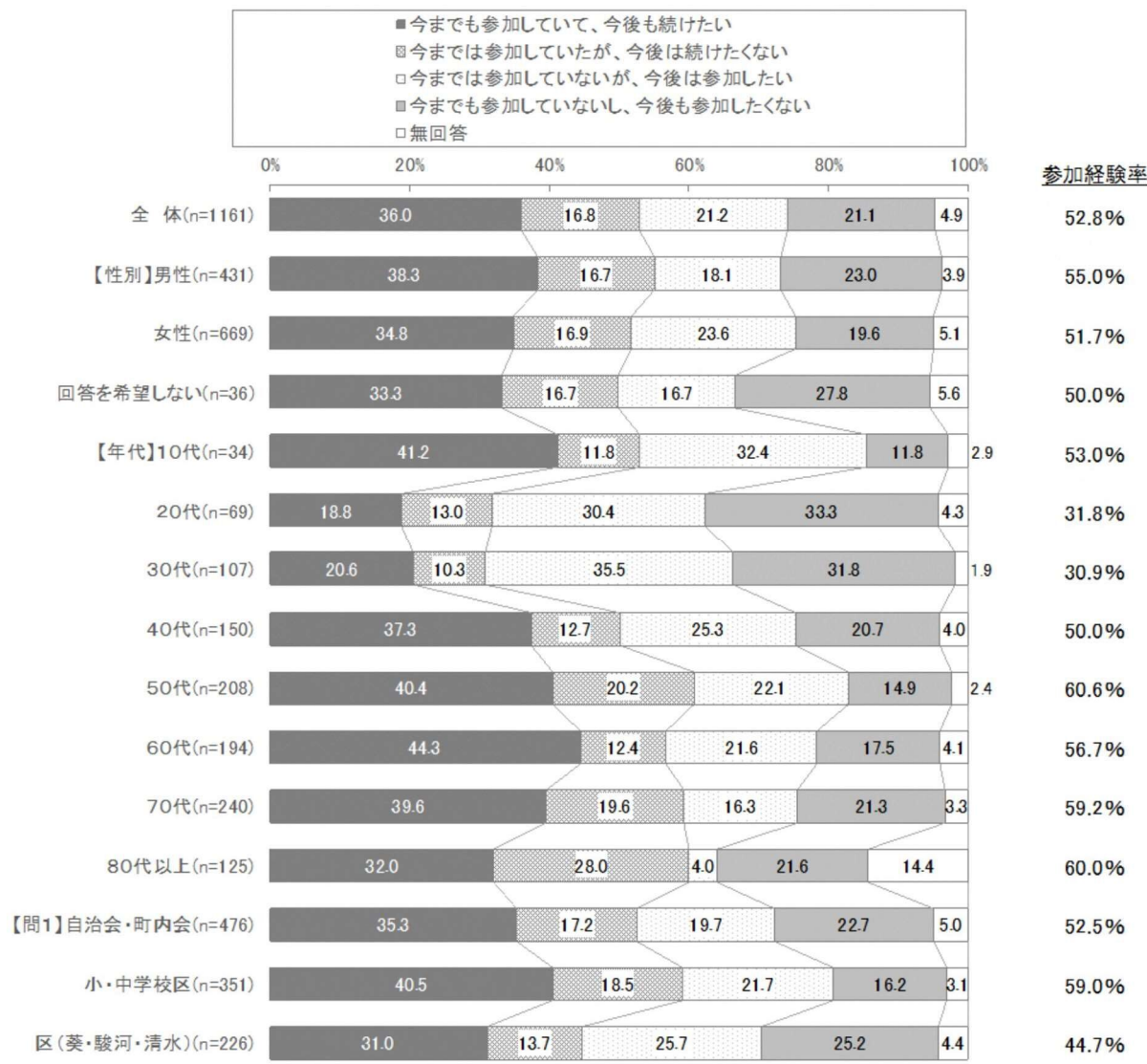
全体では、「地域清掃活動」が47.1%で最も高く、次いで「募金」が34.0%、「参加したことがない」が23.4%の順となっている。



問3 現在、ボランティア活動や地域での活動（自治会・町内会などの活動も含む）に参加していますか。また、今後の参加についてはどのようにお考えですか。

全体では、「今までも参加していて、今後も続けたい」が36.0%、「今までは参加していたが、今後は続けたくない」が16.8%で合わせて52.8%が活動への参加を経験している。また、「今までは参加していないが、今後は参加したい」が21.2%、「今までも参加していないし、今後も参加したくない」が21.1%となっている。

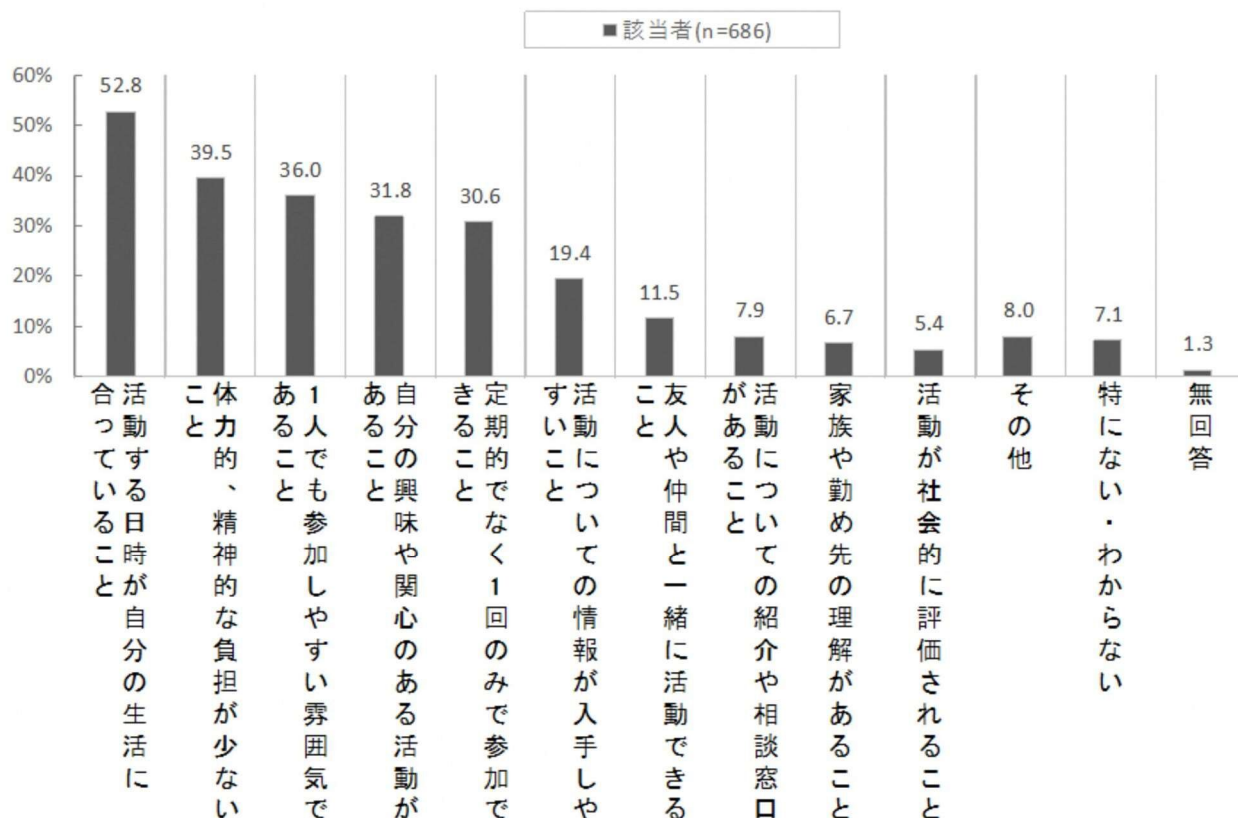
性別でみて、男女間で大きな差は見られない。  
 年代別でみると、参加経験率については40代以上で5割以上と高くなっている。20代～30代では参加経験率は3割程度にとどまっているが、「今までは参加していないが、今後は参加したい」が3割と他の年代と比べて高くなっている。



※問3で「2.今までは参加していたが、今後は続けたくない」、「3.今までは参加していないが、今後は参加したい」または「4.今までも参加していないし、今後も参加したくない」と答えた方にお聞きします。

問3-1 どのようにしたら、ボランティア活動や地域での活動に参加しやすくなりますか。  
あてはまるものを3つまで選んでください。

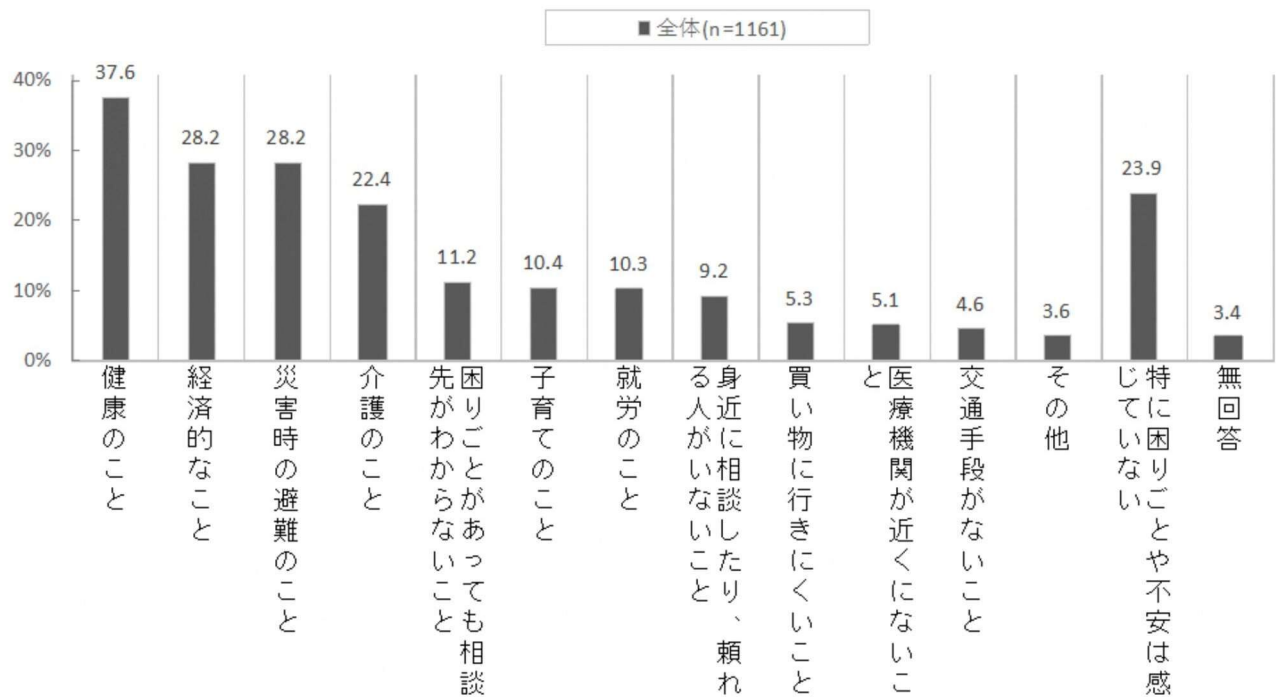
全体では、「活動する日時が自分の生活に合っていること」が52.8%で最も高く、次いで「体力的、精神的な負担が少ないこと」が39.5%、「1人でも参加しやすい雰囲気であること」36.0%、「自分の興味や関心のある活動があること」31.8%、「定期的でなく1回のみで参加できること」30.6%の順となっている。



【(問3) ボランティア活動・地域活動への参加状況別】

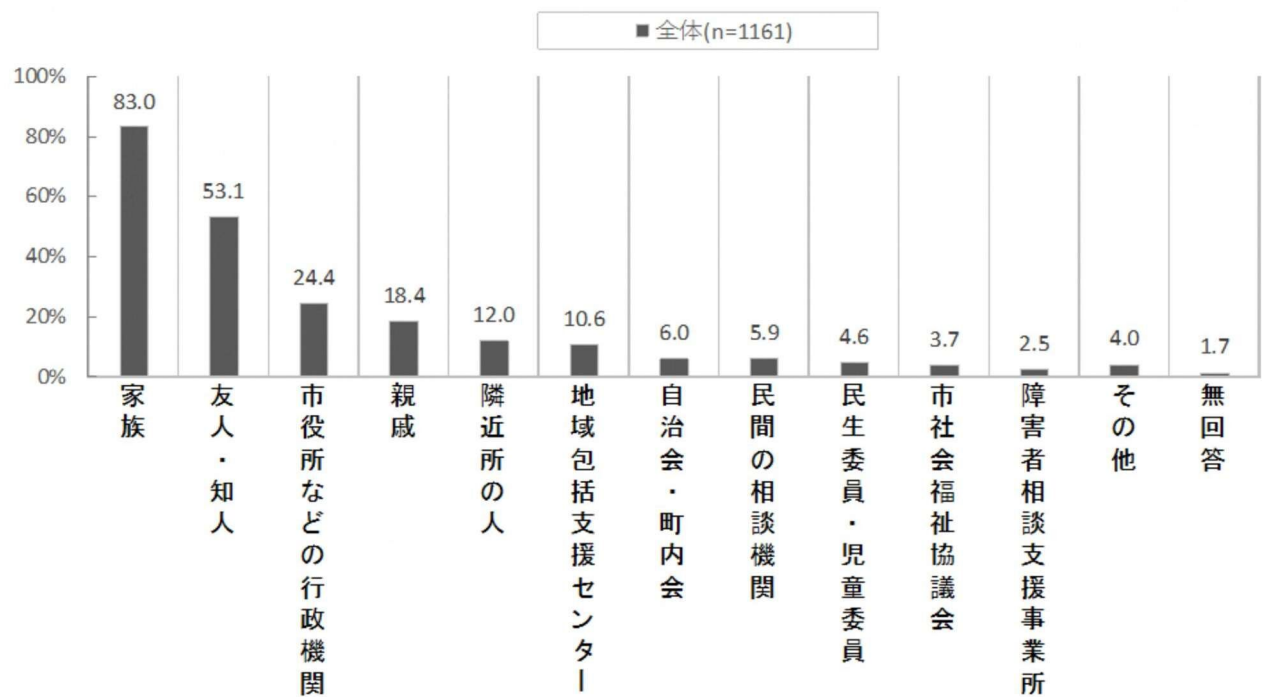
問4 日常生活で、あなたは現在、どのような困りごとや不安を感じていますか。  
あてはまるものをすべて選んでください。

全体では、「健康のこと」が37.6%で最も高く、次いで「経済的なこと」と「災害時の避難のこと」がそれぞれ28.2%、「介護のこと」が22.4%の順となっている。



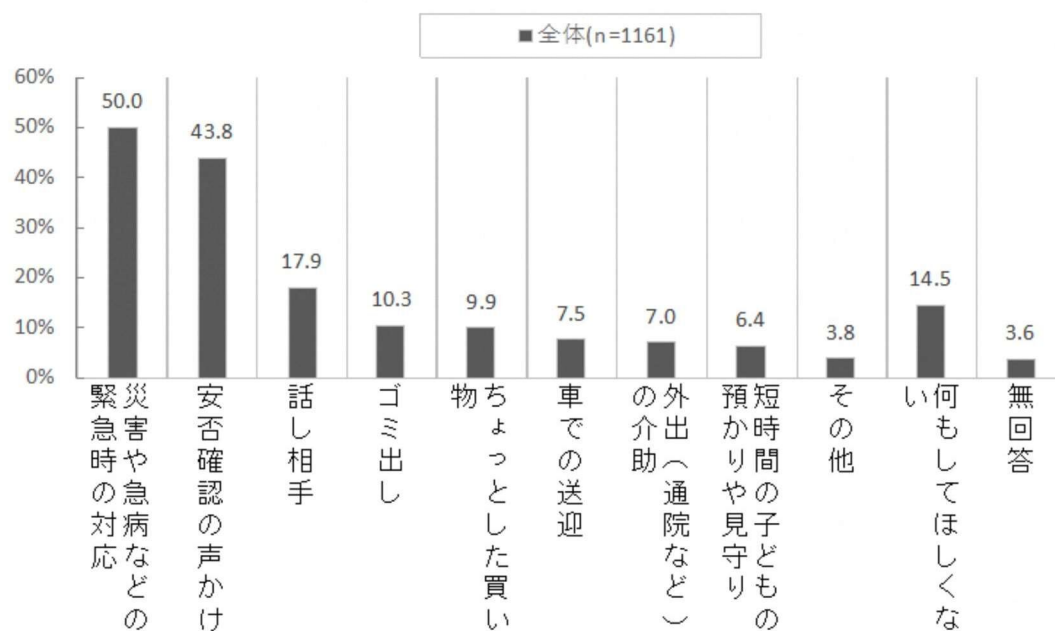
問5 あなたが日常生活で困りごとや不安を感じた時、誰に相談したいですか。  
あてはまるものをすべて選んでください。

全体では、「家族」が83.0%で最も高く、次いで「友人・知人」が53.1%、「市役所などの行政機関」が24.4%の順となっている。



問6 あなたが日常生活で困ったとき、隣近所の人に何をしてほしいですか。  
3つまで選んでください。

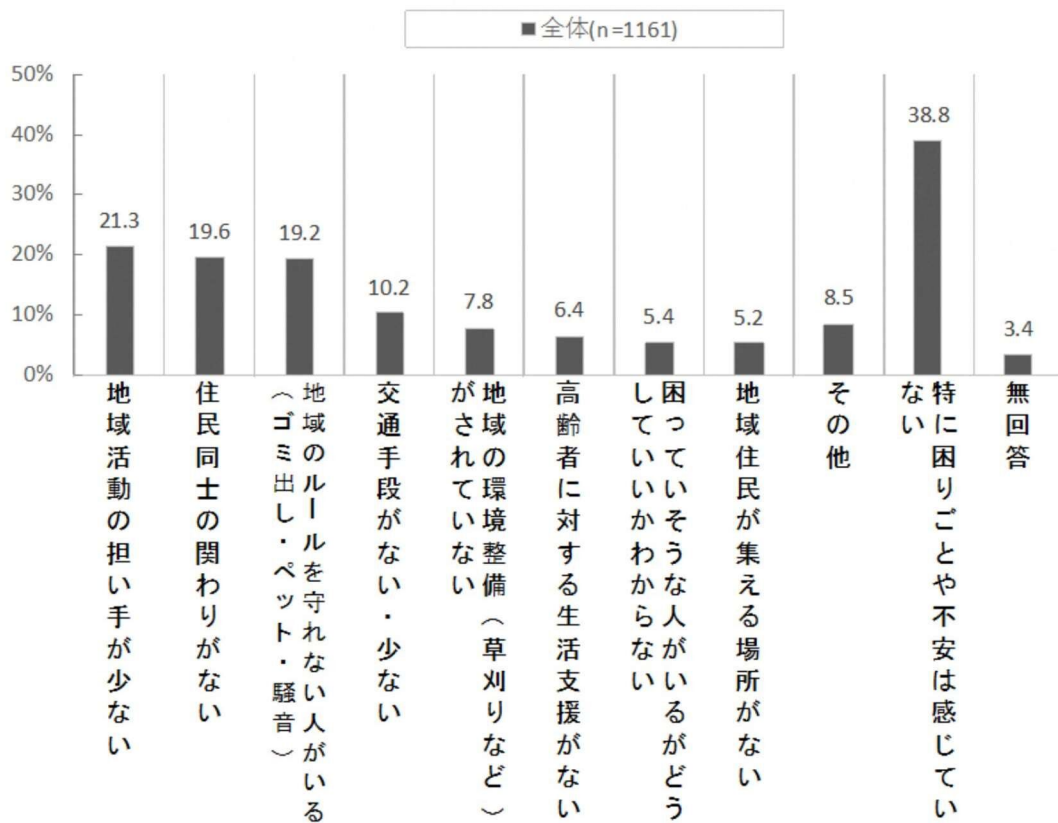
全体では、「災害や急病などの緊急時の対応」が50.0%で最も高く、次いで「安否確認の声かけ」が43.8%で、この2つの項目が突出している。





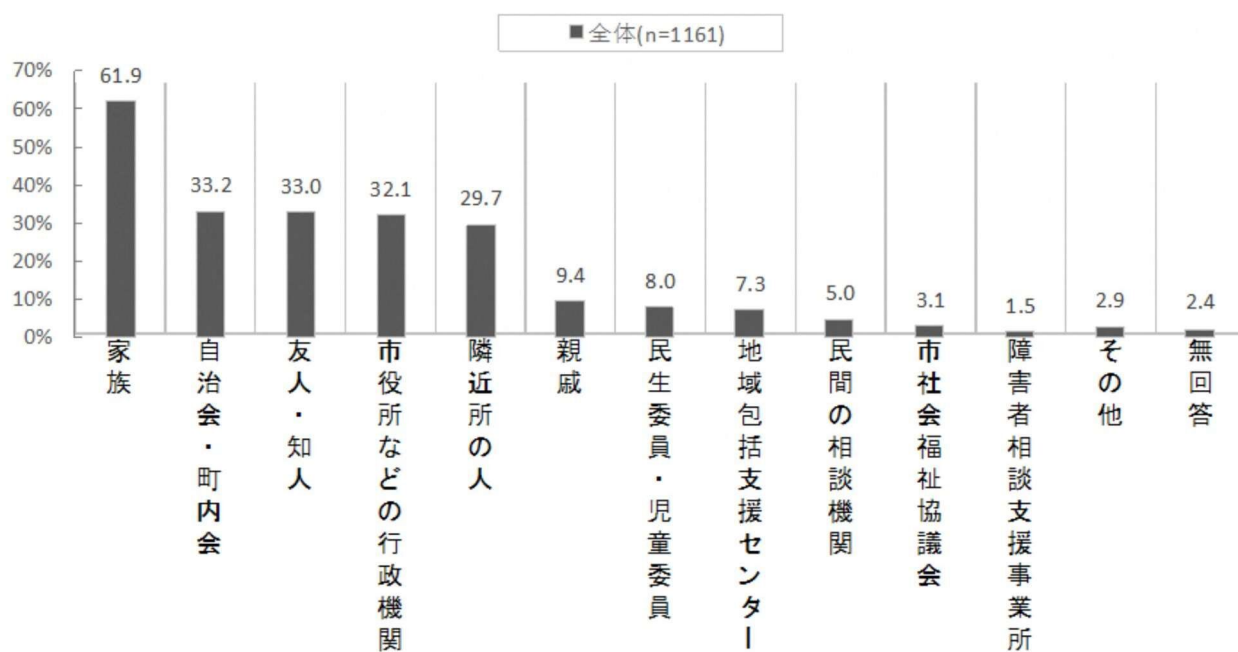
問7 現在あなたが住んでいる自治会・町内会の区域で困りごとや不安がありますか。  
あてはまるものをすべて選んでください。

全体では「地域活動の担い手が少ない」21.3%、「住民同士の関わりがない」19.6%、「地域のルールを守れない人がいる」19.2%などが高くなっている。



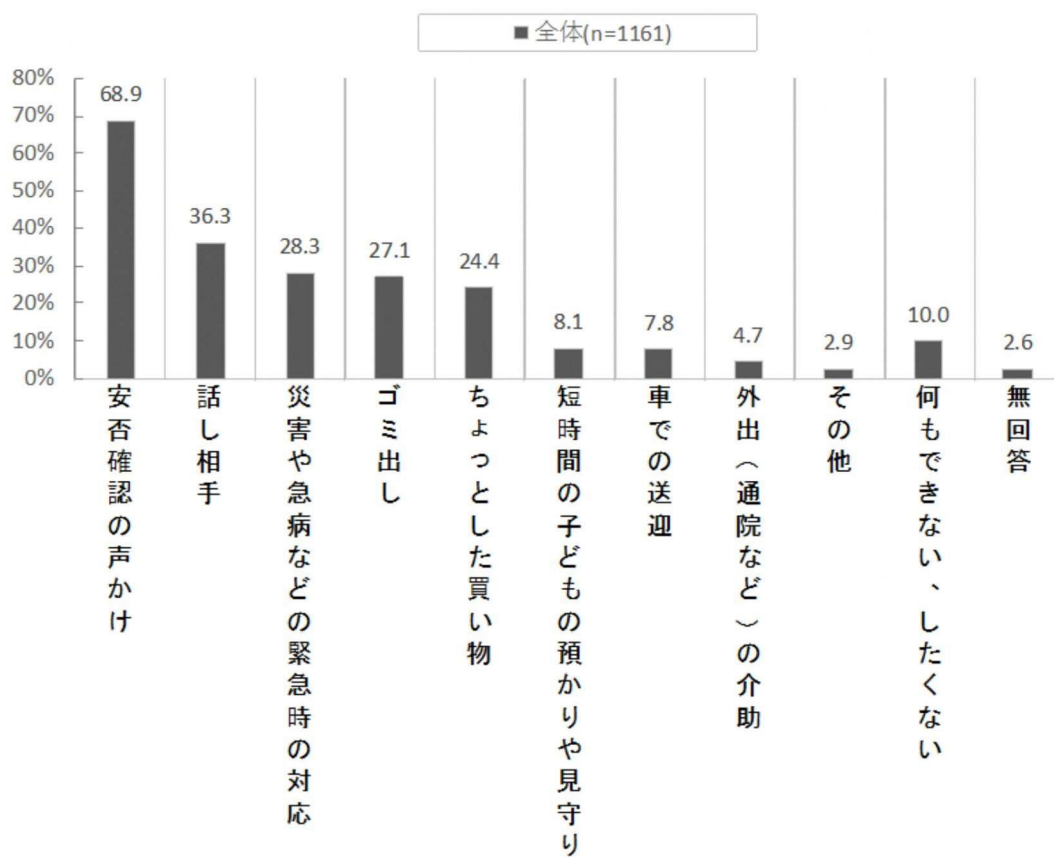
問8 現在あなたが住んでいる自治会・町内会の区域で困りごとや不安を感じた時、誰に相談したいですか。あてはまるものをすべて選んでください。

全体では、「家族」が61.9%で最も高く、次いで「自治会・町内会」が33.2%、「友人・知人」33.0%、「市役所などの行政機関」32.1%、「隣近所の人」29.7%の順となっている。



問9 現在あなたが住んでいる自治会・町内会の区域で、困っている人がいたら、その人やその家族に対してあなたができることは何ですか。3つまで選んでください。

全体では、「安否確認の声かけ」が68.9%で最も高く、次いで「話し相手」が36.3%、「災害や急病などの緊急時の対応」28.3%、「ゴミ出し」27.1%の順となっている。

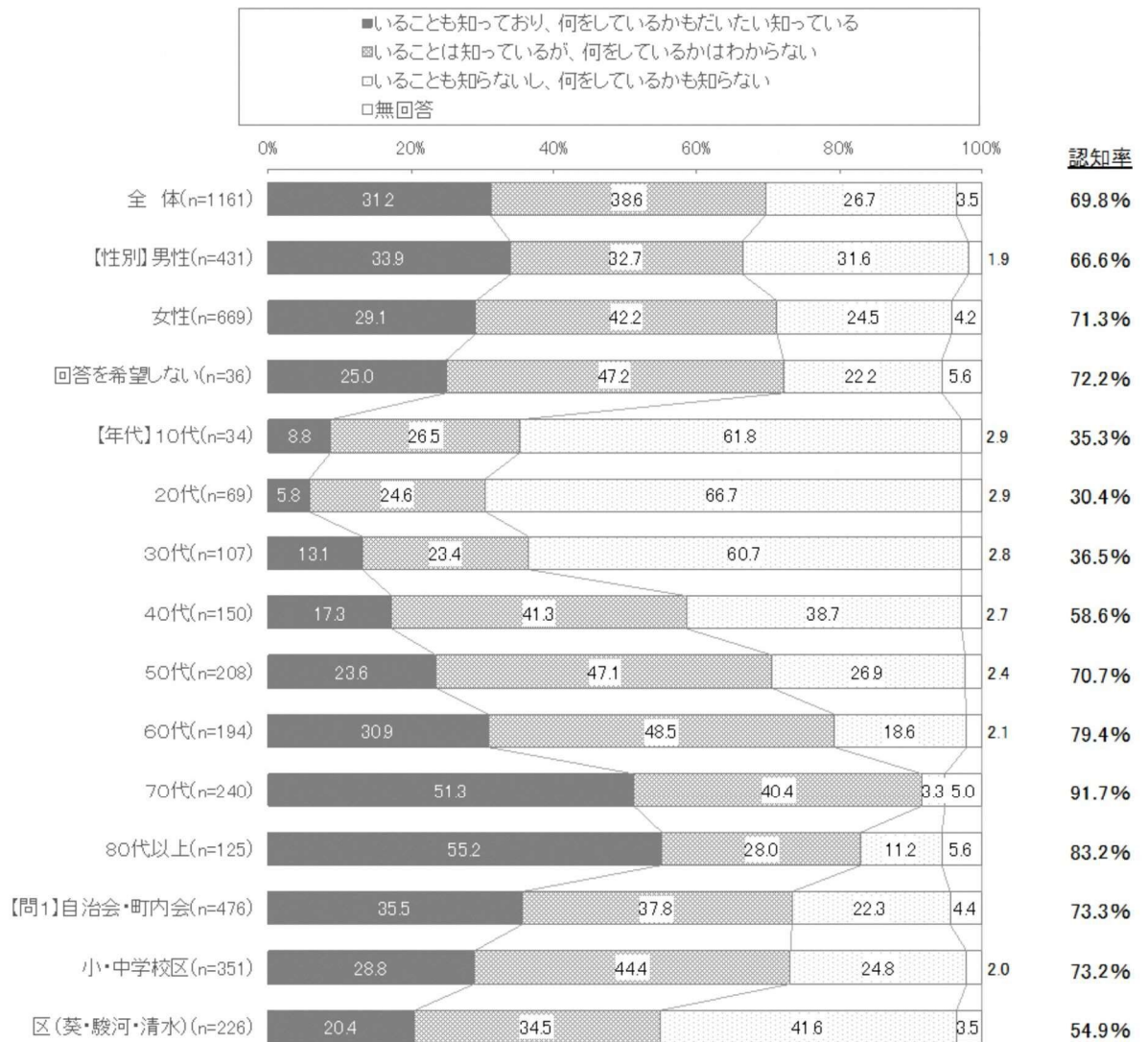


問10 あなたの地区に民生委員・児童委員がいることはご存じですか。

全体では、「いることも知っており、何をしているかもだいたい知っている」が31.2%、「いることは知っているが、何をしているかはわからない」が38.6%で、民生委員・児童委員の認知率は69.8%となっている。

性別でみると、認知率については男女間で大きな差は見られない。

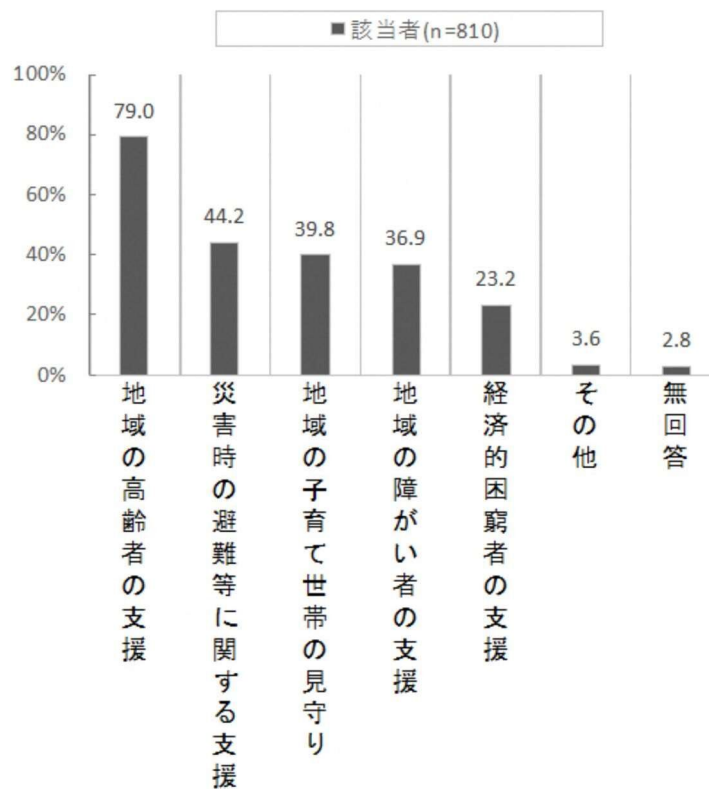
年代別でみると、10代～30代の6割が「いることも知らないし、何をしているかも知らない」と回答しており、若い年代において認知度の低さがうかがえる。



※問 10 で「1. いることも知っており、何をしているかもだいたい知っている」または「2. いることは知っているが、何をしているかはわからない」と答えた方にお聞きします。

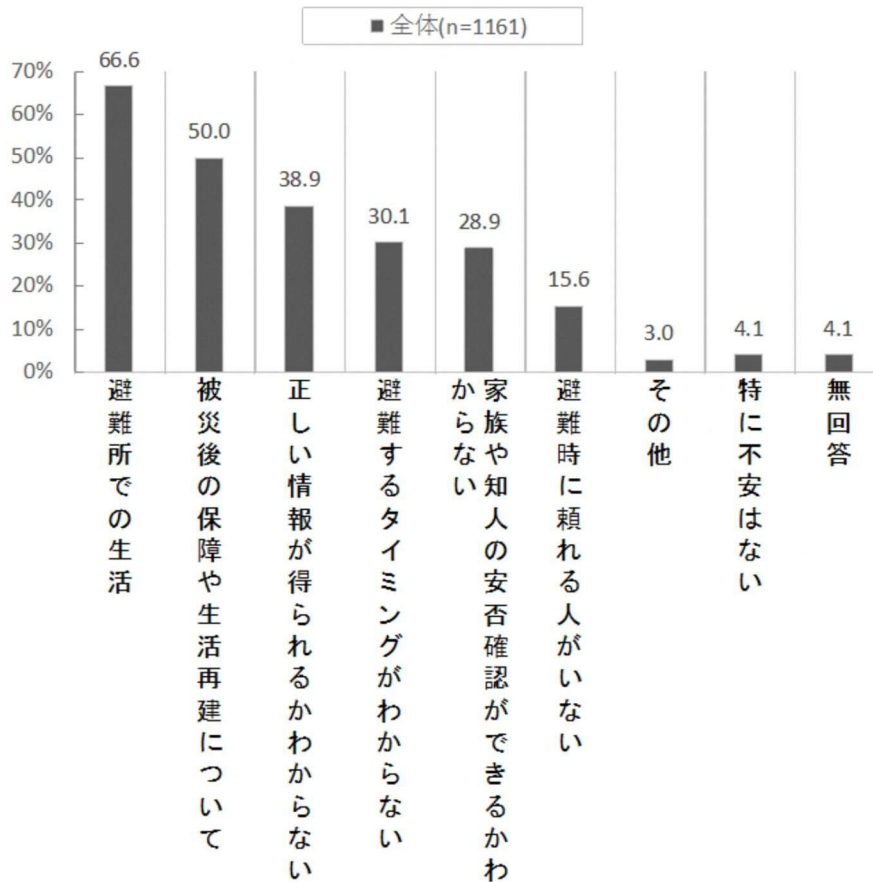
問 10-1 民生委員・児童委員にどのようなことをしてほしいですか。  
あてはまるものを 3 つまで選んでください。

全体では、「地域の高齢者の支援」が 79.0%で最も高く、次いで「災害時の避難等に関する支援」が 44.2%、「地域の子育て世帯の見守り」39.8%、「地域の障がい者の支援」36.9%の順となっている。



問11 災害時に不安なことは何ですか。あてはまるものを3つまで選んでください。

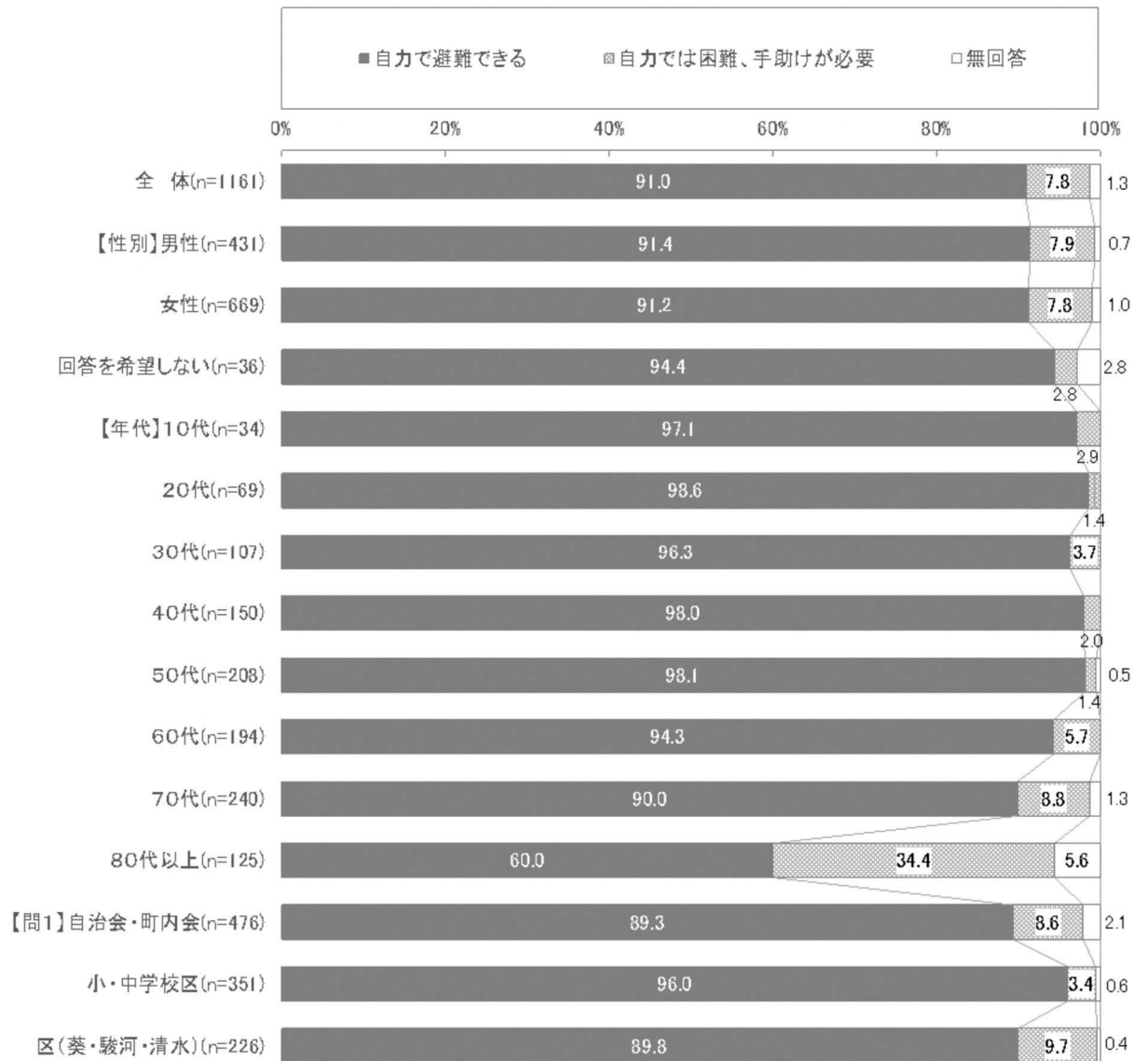
全体では、「避難所での生活」が66.6%で最も高く、次いで「被災後の保障や生活再建について」が50.0%、「正しい情報が得られるかわからない」が38.9%の順となっている。





問12 災害時にあなたは自力で避難することができますか。

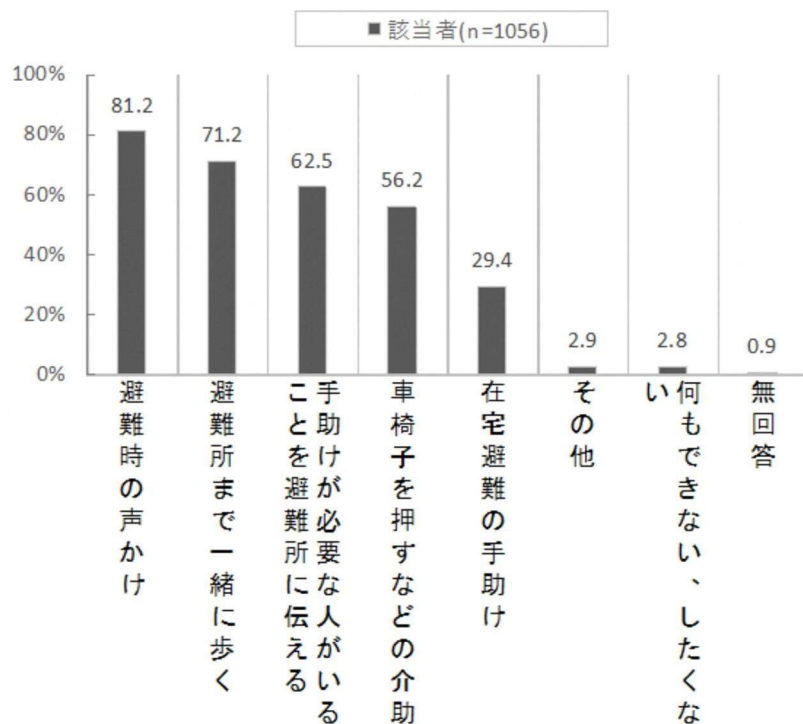
全体では、「自力で避難できる」と回答した割合が91.0%を占める。



※問 12 で「1. 自力で避難できる」と答えた方にお聞きします。

問 12-1 あなたの周りに災害時に避難するための手助けが必要な人がいたら、あなたにできる事は何か？あてはまるものをすべて選んでください。

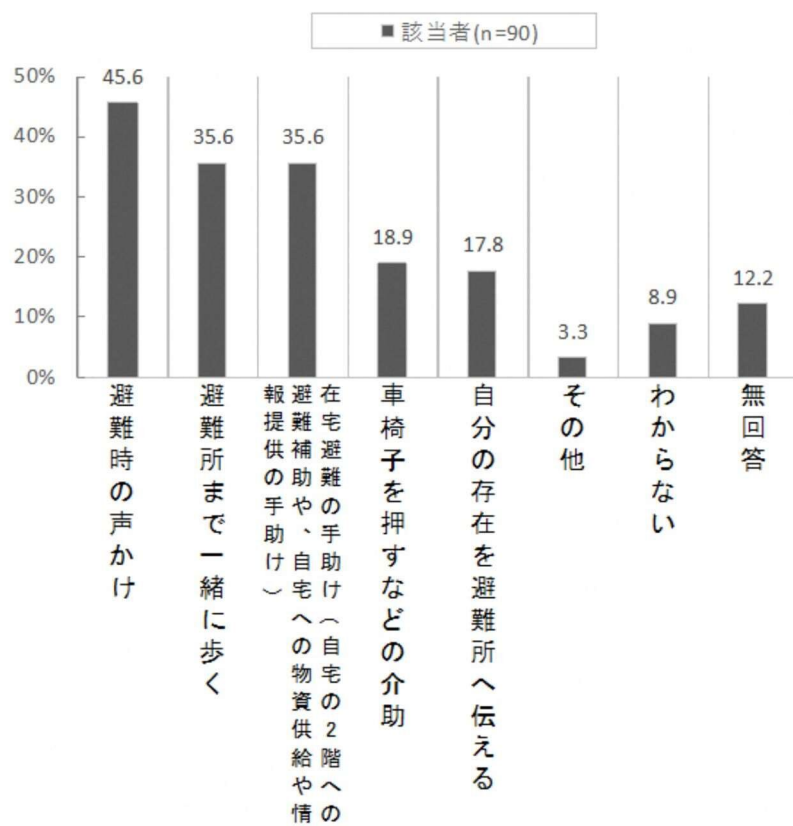
全体では、「避難時の声かけ」が 81.2% で最も高く、次いで「避難所まで一緒に歩く」が 71.2%、「手助けが必要な人がいることを避難所に伝える」が 62.5% の順となっている。



※問 12 で「2. 自力では困難、手助けが必要」と答えた方にお聞きします。

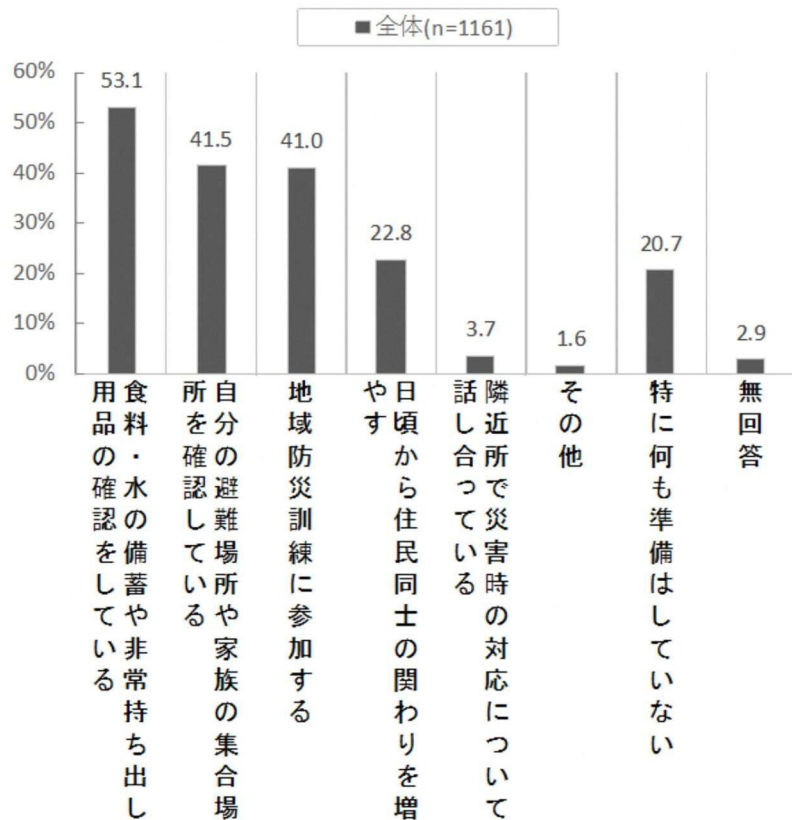
問 12-2 あなたはどのような手助けを希望しますか？あてはまるものをすべて選んでください。

全体では、「避難時の声かけ」が 45.6% で最も高く、次いで「避難所まで一緒に歩く」と「在宅避難の手助け」がそれぞれ 35.6% となっている。



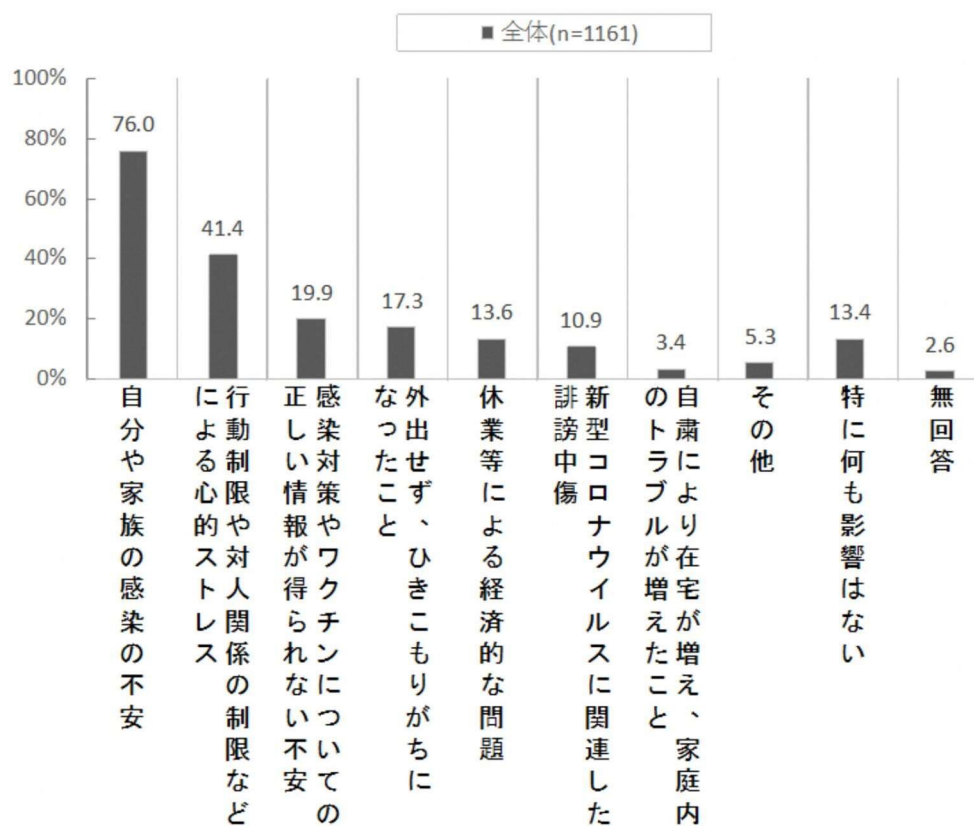
問13 災害時に備えてどのようなことを心がけていますか。  
あてはまるものをすべて選んでください。

全体では、「食料・水の備蓄や非常持ち出し用品の確認をしている」が53.1%で最も高く、次いで「自分の避難場所や家族の集合場所を確認している」が41.5%、「地域防災訓練に参加する」が41.0%の順となっている。



問 14 新型コロナウイルスの流行により、不安なこと、影響を受けていることは何ですか。  
3つまで選んでください。

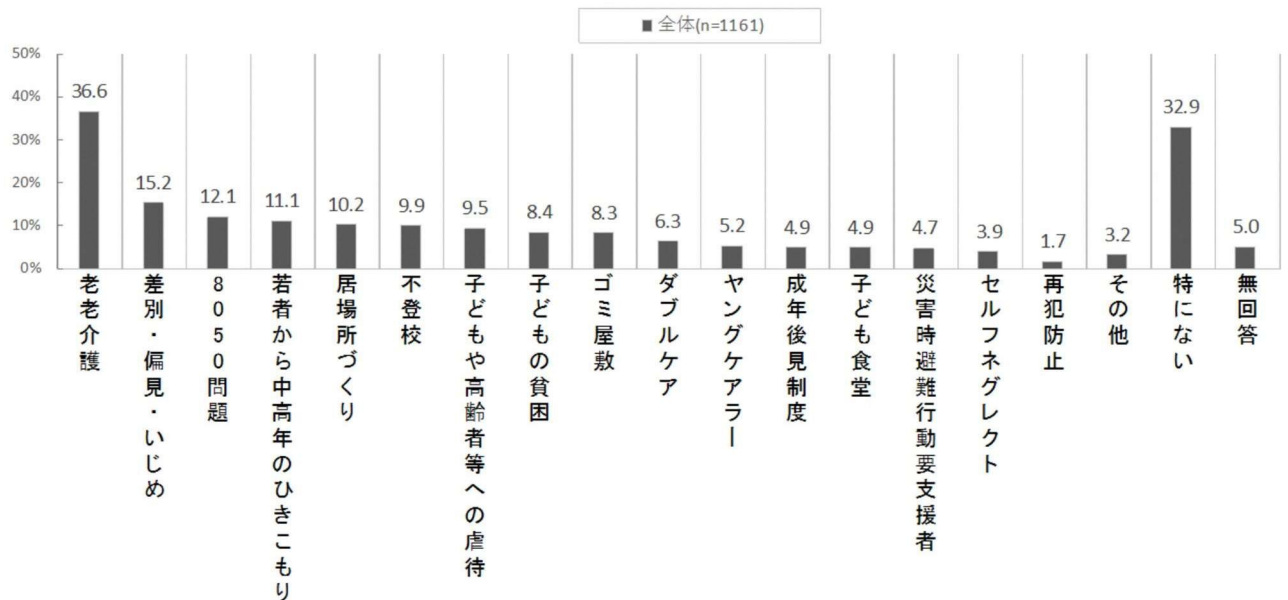
全体では、「自分や家族の感染の不安」が76.0%で最も高く、次いで「行動制限や対人関係の制限などによる心的ストレス」が41.4%となっている。



問 15 最近の地域福祉の課題の中で、あなたの身の回りでどんなことが話題になっていますか。  
あてはまるものをすべて選んでください。

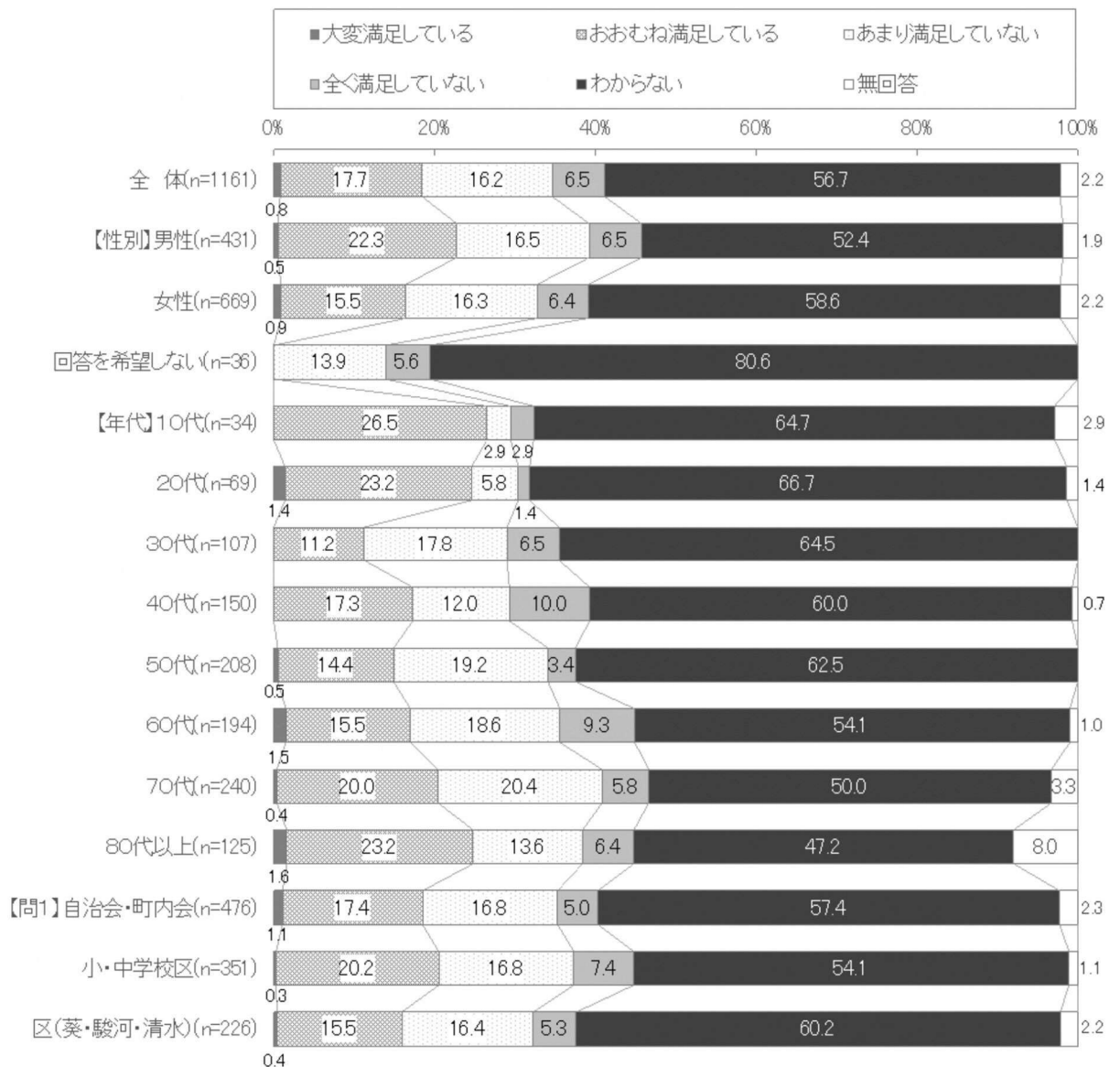
- ※ 1 8050 問題…80 代の高齢者が働いていない 50 代の子と同居し生活を支えている世帯の問題
- ※ 2 ダブルケア…親の介護と育児に同時に直面する世帯の問題
- ※ 3 ヤングケアラー…本来大人が担う家事や家族の世話（介護など）を日常的に行っている、18 歳未満の子ども
- ※ 4 セルフネグレクト…生活環境や栄養状態が悪化しているのにそれを改善しようという気が本人にはなく周囲に助けを求めない状態のこと。ゴミ屋敷や孤独死の原因とも言われている。
- ※ 5 居場所づくり…高齢者、障がい者、子どもをはじめ地域住民の誰もが気軽に立ち寄ることができ、自由な時間を過ごすことができる場所をつくること

全体では、「老老介護」が 36.6%で突出している。



問 16 現在、静岡市で実施している地域福祉に関する取組に満足していますか。

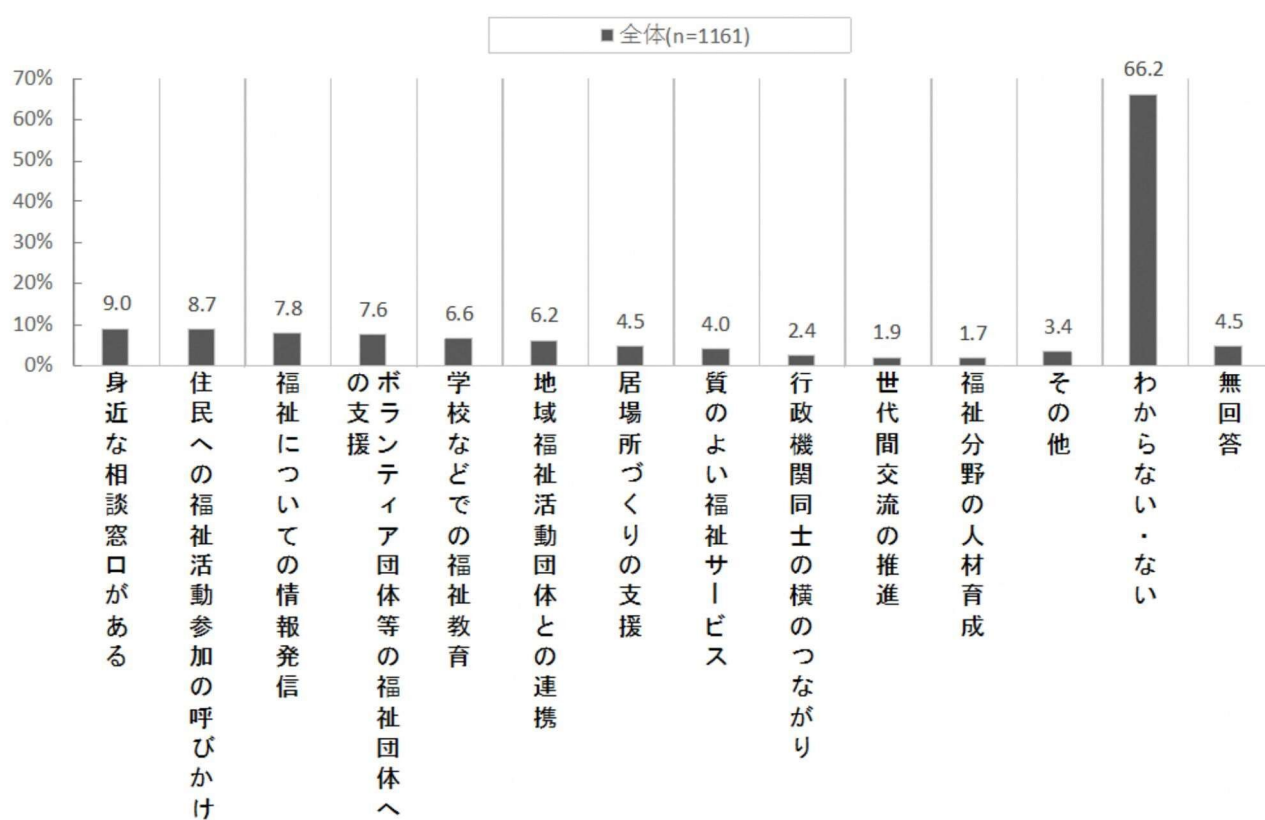
全体では、「大変満足している」が0.8%、「おおむね満足している」が17.7%で満足している人の割合は18.5%と2割に満たない。「わからない」が56.7%を占める。





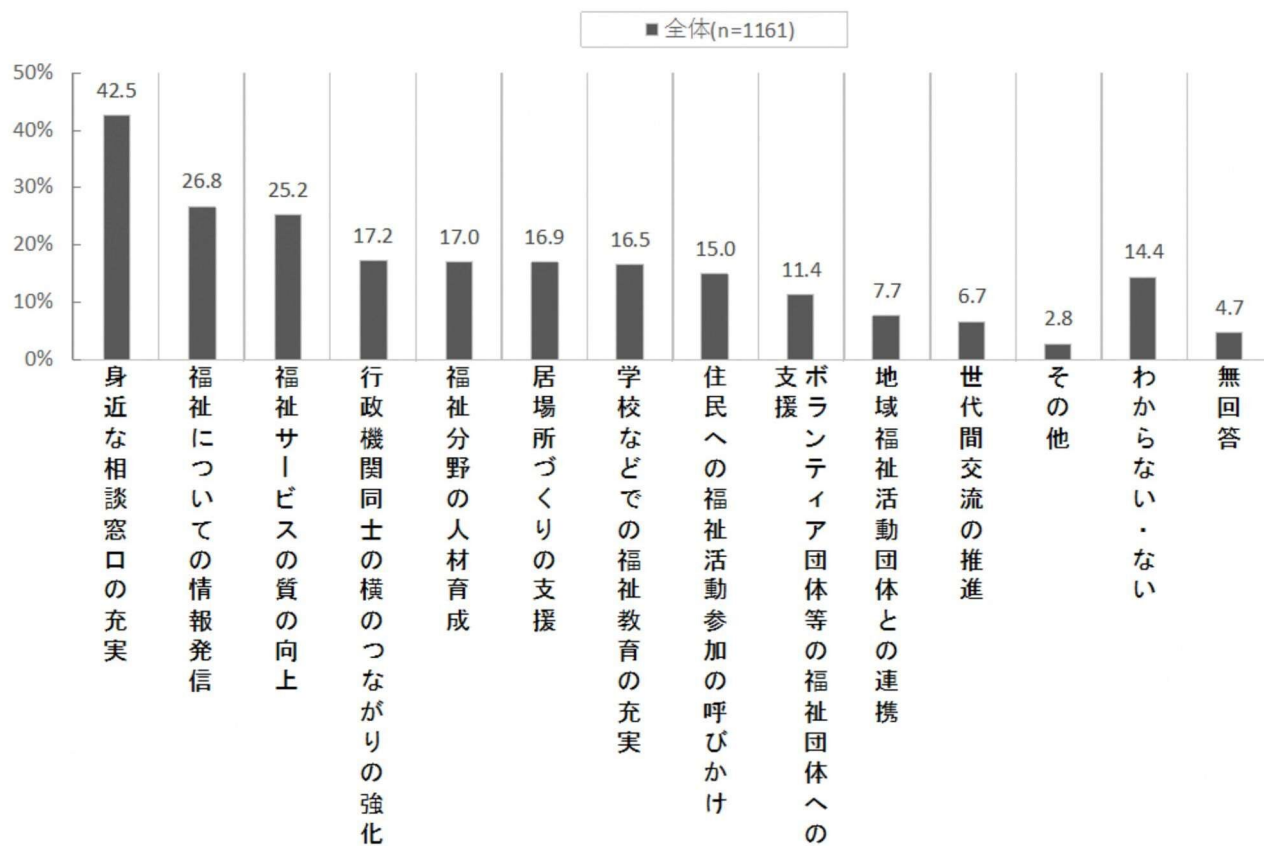
問 17 現在、静岡市で実施している地域福祉の取組の中で評価できるものはありますか。  
3つまで選んでください。

全体では、「わからない・ない」が66.2%にのぼり、いずれの項目も1割に満たず、静岡市における地域福祉の取組が知られていない状況がうかがえる。



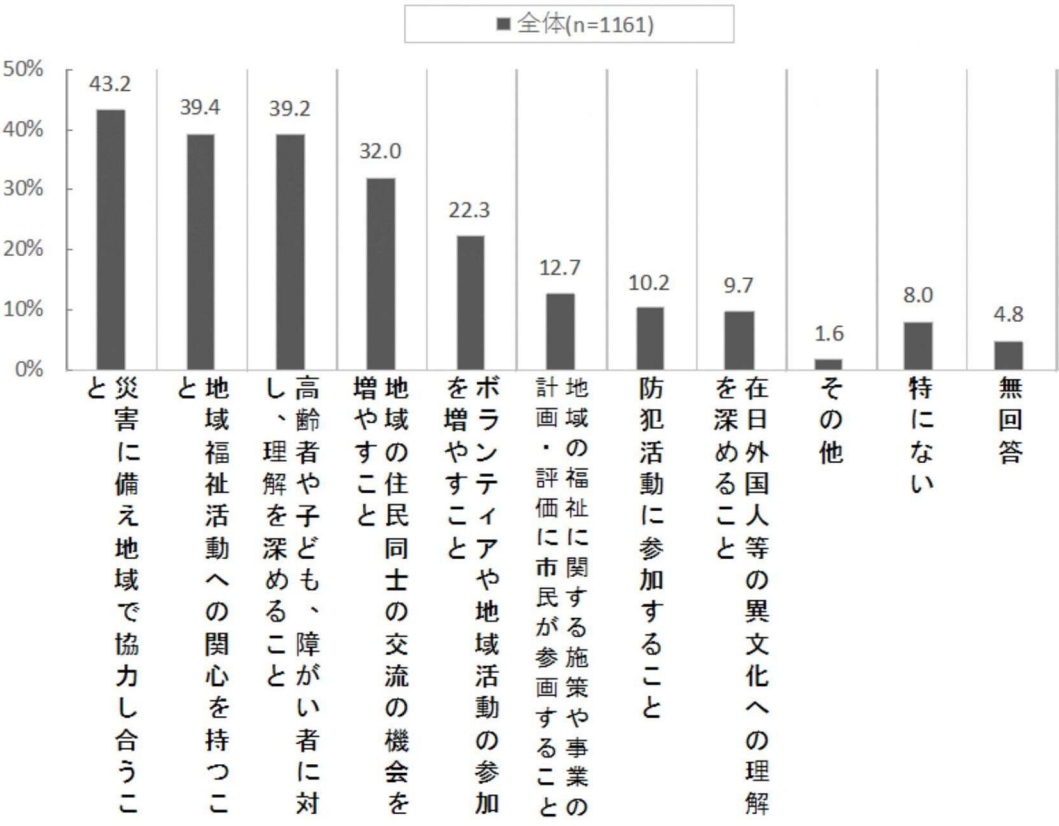
問 18 地域福祉の取組の中で、静岡市がこれから重点的に取り組むべき項目はありますか。  
3つまで選んでください。

全体では、「身近な相談窓口の充実」が42.5%で最も高く、次いで「福祉についての情報発信」が26.8%、「福祉サービスの質の向上」が25.2%の順となっている。



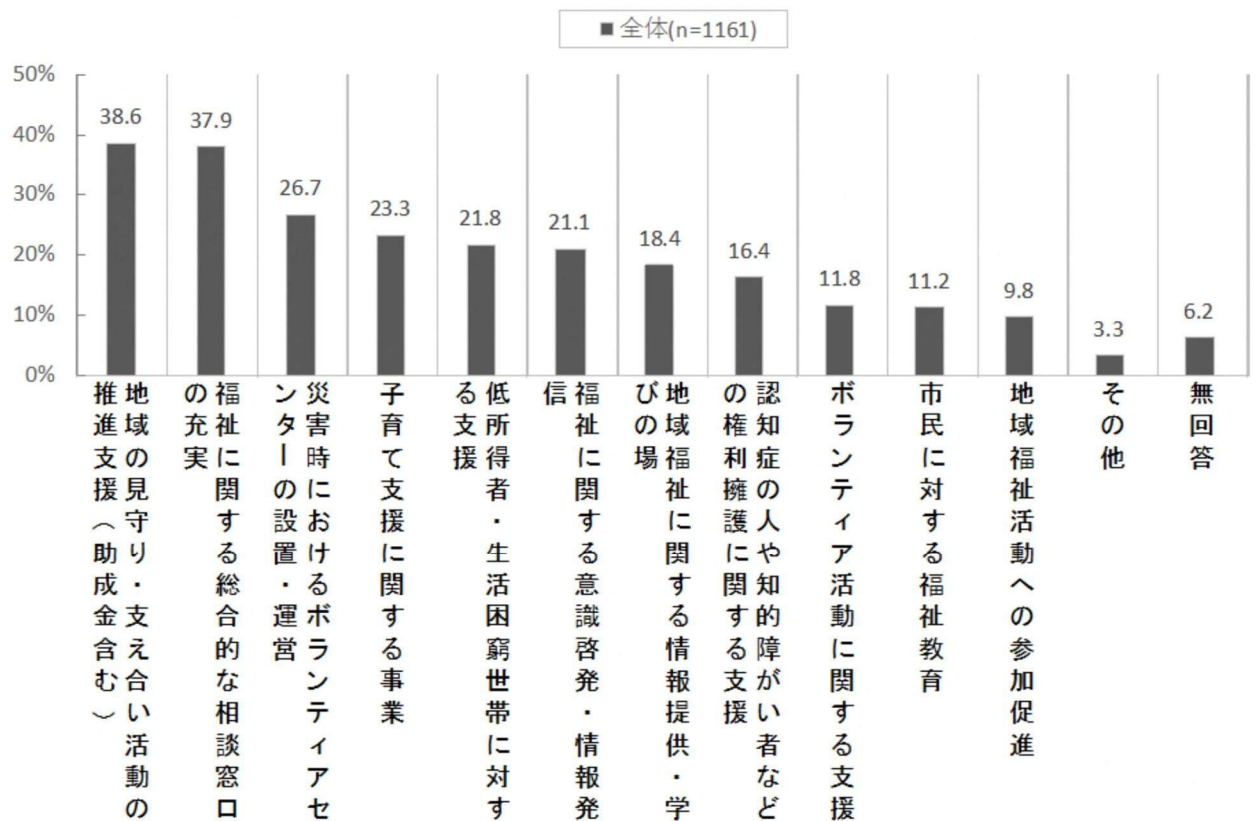
問 19 今後、地域福祉を推進するために、「市民」が特に取り組むべき項目だと思うものを3つまで選んでください。

全体では、「災害に備え地域で協力し合うこと」が43.2%で最も高く、次いで「地域福祉活動への関心を持つこと」が39.4%、「高齢者や子ども、障がい者に対し、理解を深めること」が39.2%の順となっている。



問 20 静岡市社会福祉協議会は、地域福祉の専門機関として、静岡市と連携し地域福祉活動の充実に取り組んでいます。静岡市社会福祉協議会に期待することは何ですか。3つまで選んでください。

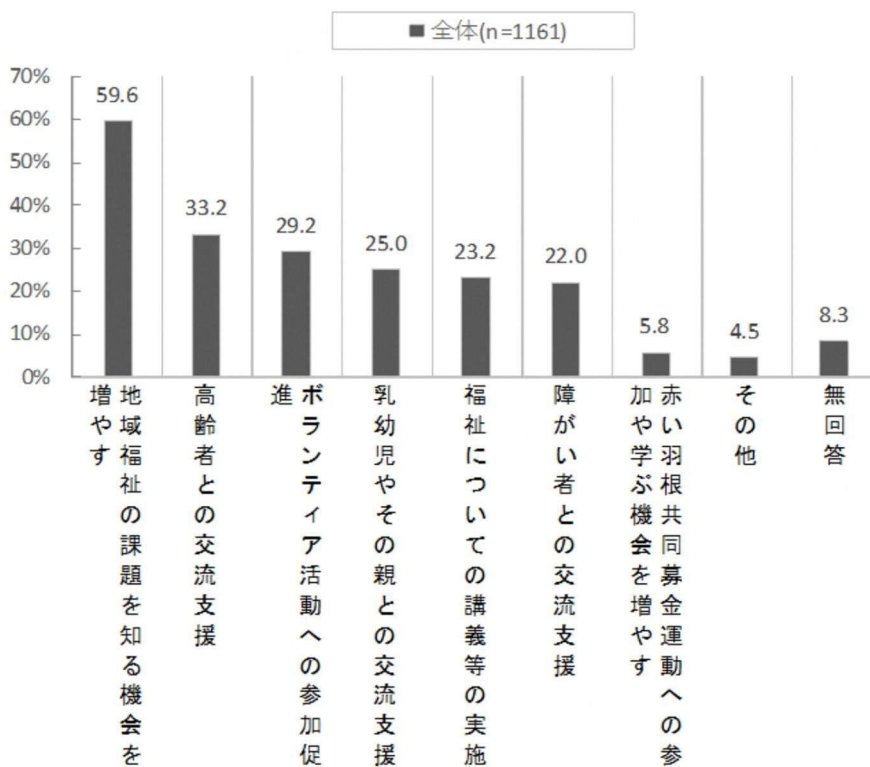
全体では、「地域の見守り・支え合い活動の推進支援」38.6%と「福祉に関する総合的な相談窓口の充実」37.9%が高くなっている。



問 21 静岡市社会福祉協議会では、「共に生きる力」を育む 福祉教育（※）を推進しています。誰一人取り残さない地域社会を実現するためには、静岡市社会福祉協議会でどのような取組が必要だと思いますか。3つまで選んでください。

※ 福祉教育…自分を大切にし、他者を理解するために、子どもから高齢者まで地域社会全体で福祉の心を育み、誰一人取り残さない地域共生社会を目指すための教育。

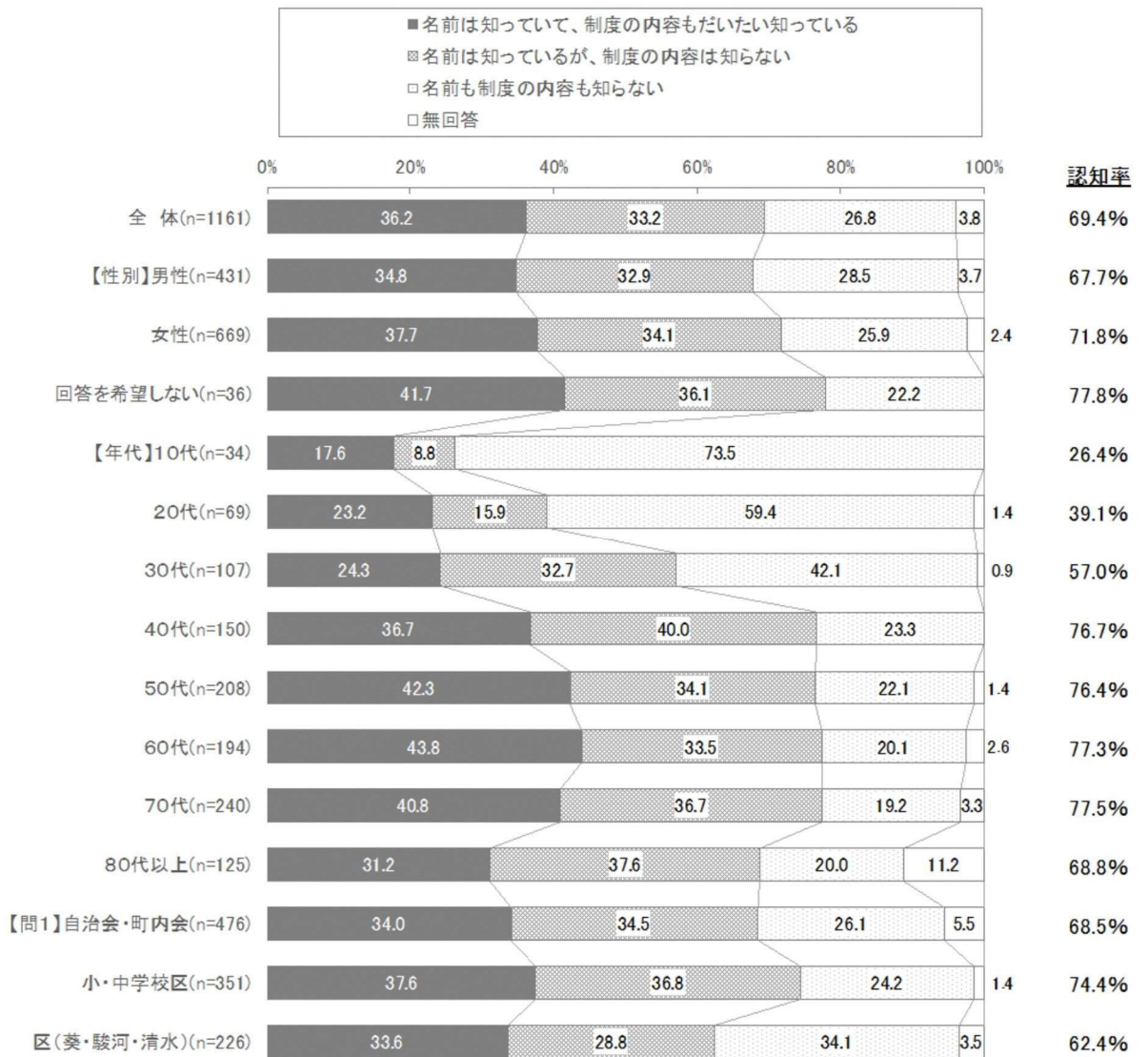
全体では、「地域福祉の課題を知る機会を増やす」が 59.6%と突出している。そのほか「高齢者との交流支援」が 33.2%、「ボランティア活動への参加促進」が 29.2%などとなっている。



問 22 静岡市では成年後見制度（※）の利用促進に取り組んでいます。  
成年後見制度についてご存じですか。

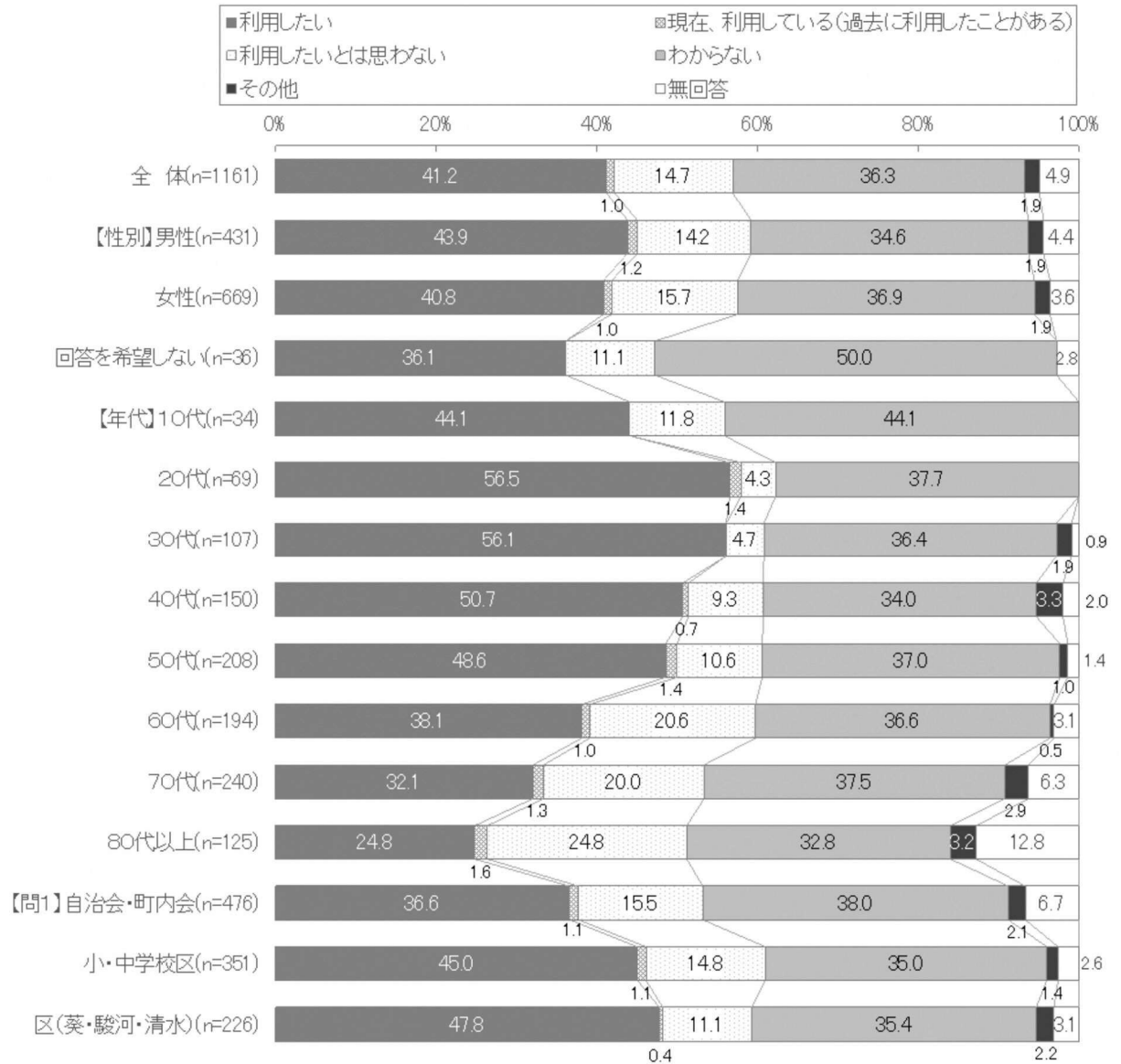
※ 成年後見制度…認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が低下した人の生活や財産管理を法律的に支える制度

全体では、「名前は知っていて、制度の内容もだいたい知っている」が36.2%、「名前は知っているが、制度の内容は知らない」が33.2%で認知率は69.4%となっている。



問 23 あなた自身やご家族が認知症等になり判断が十分にできなくなった時、成年後見制度を利用したいと思いますか。

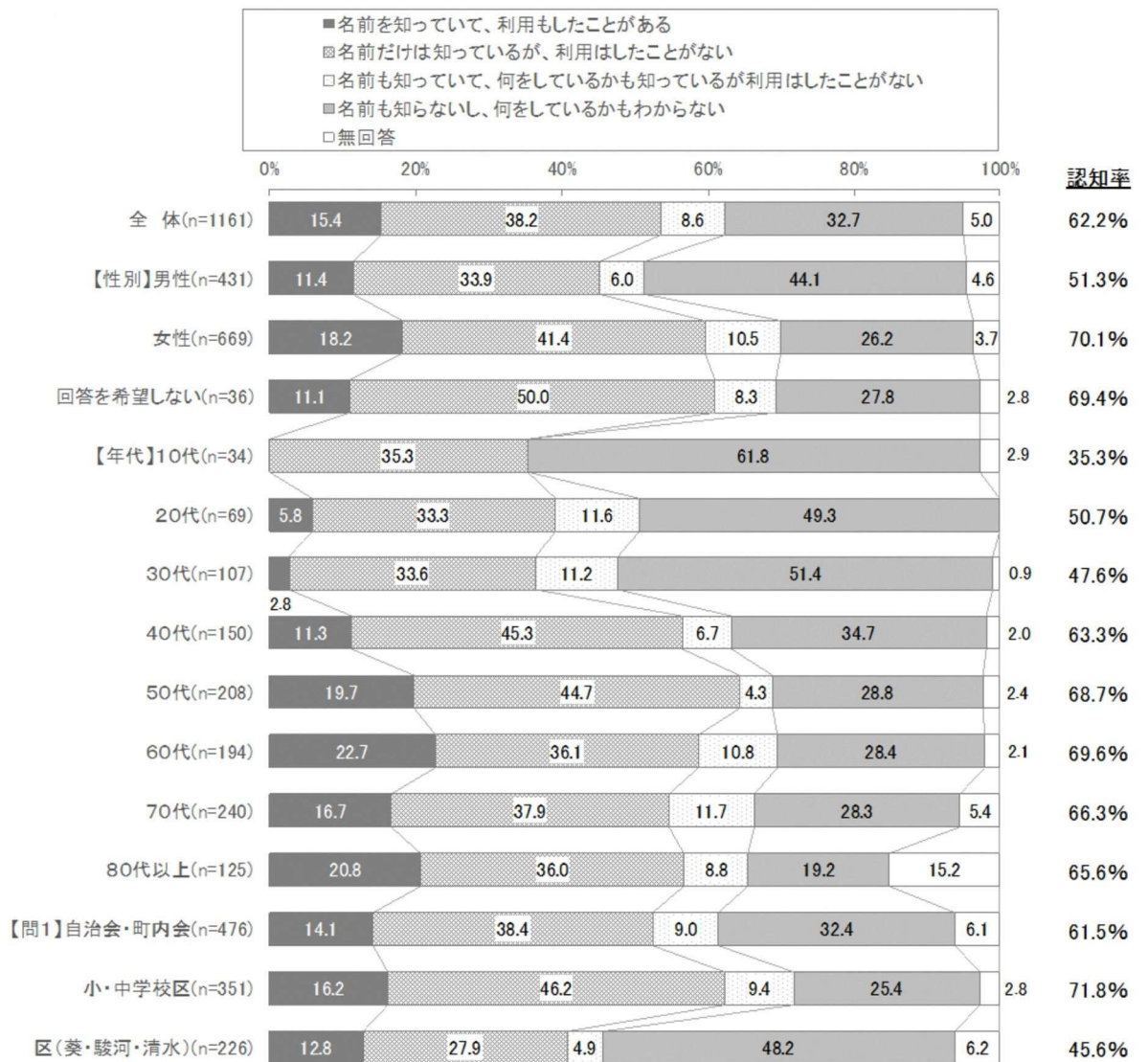
全体では、「利用したい」と回答した割合は41.2%となっている。





問 24 あなたの地域に地域包括支援センターがあることはご存じですか。

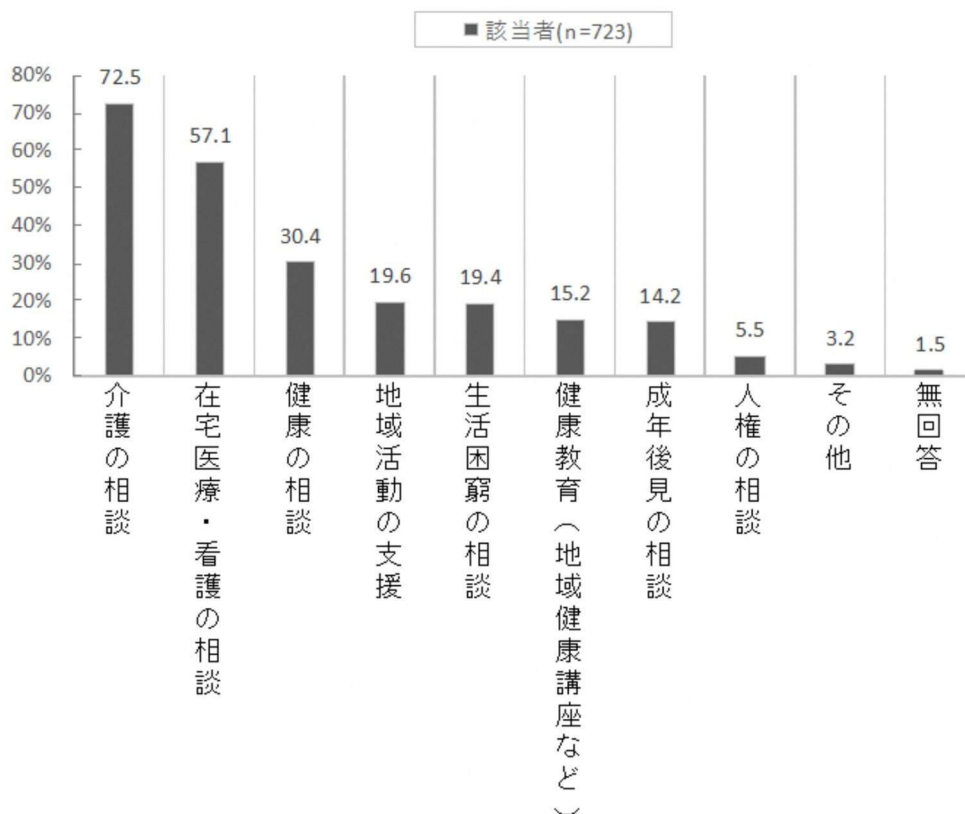
全体では、「名前を知っていて、利用もしたことがある」が15.4%、「名前だけは知っているが、利用はしたことがない」38.2%、「名前も知っていて、何をしているかも知っているが利用はしたことがない」8.6%で、認知率は62.2%となっている。



※問 24 で「1. 名前を知っていて、利用もしたことがある」、「2. 名前だけは知っているが、利用はしたことがない」または「3. 名前も知っていて、何をしているかも知っているが利用はしたことがない」と答えた方にお聞きします。

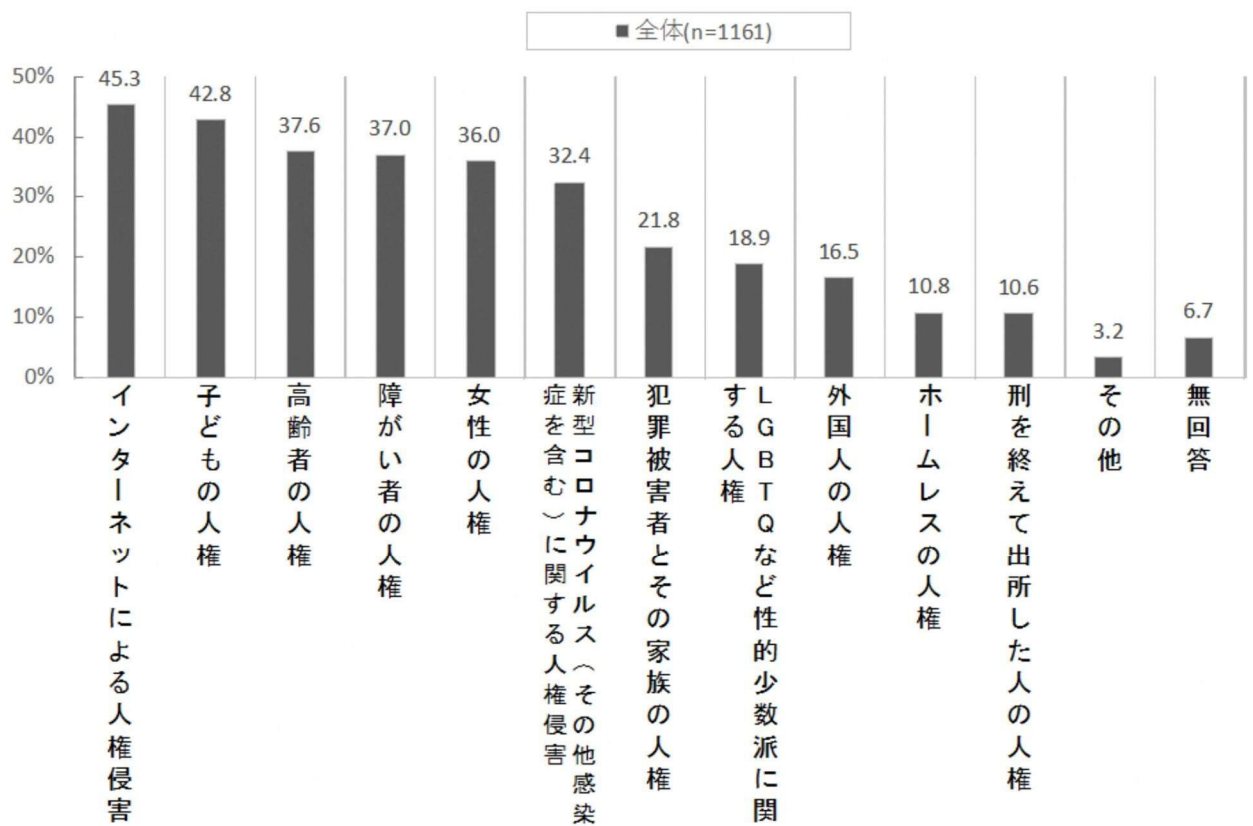
問 24-1 地域包括支援センターに期待することは何ですか。3つまで選んでください。

全体では、「介護の相談」と回答した割合が 72.5%で最も高く、次いで「在宅医療・看護の相談」が 57.1%、「健康の相談」が 30.4%の順となっている。



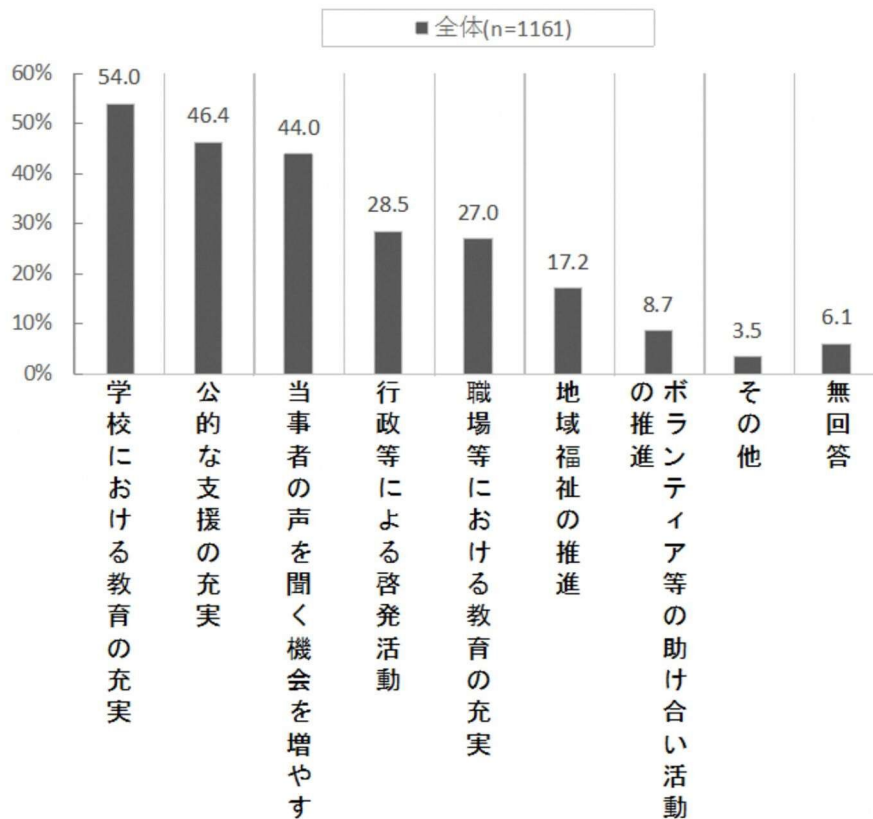
問 25 人権に関する問題のうち、あなたが関心のあるものはなんですか。  
あてはまるものをすべて選んでください。

全体では、「インターネットによる人権侵害」が 45.3%で最も高く、次いで「子どもの人権」が 42.8%、「高齢者の人権」37.6%、「障がい者の人権」37.0%、「女性の人権」36.0%、「新型コロナウイルスに関する人権侵害」32.4%の順となっている。



問 26 人権に関する問題をなくすためにどのようなことが大切だと思いますか。  
あてはまるものを3つまで選んでください。

全体では、「学校における教育の充実」が 54.0%で最も高く、次いで「公的な支援の充実」が 46.4%、「当事者の声を聞く機会を増やす」が 44.0%の順となっている。



### 3 パブリックコメントの結果

計画案について公表し、市民から広くご意見をいただきました。

- (1)実施期間 令和4年12月～令和5年1月
- (2)公表方法 各施設での閲覧及び市ホームページでの公開
- (3)提出方法、意見数
  
- (4)いただいたご意見